

電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	津市立橋北中学校長寿命化改修工事
2. 工事場所	津市桜橋二丁目 地内
3. 建物概要	普通教室棟 R C 造 4階建 延べ面積 3,145 m <sup>2</sup> 用途区分(7)項 昇降口管理棟 R C 造 4階建 延べ面積 1,453 m <sup>2</sup> 用途区分(7)項
用途区分は消防法施行令別表第一による表記	
4. 工事種目	
下記において●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 ●受電設備 ●電力貯蔵設備 ●発電設備 ●通信・情報設備 ●中央監視制御設備 ●医療関係設備 ・構内配電線路 ・構内通信線路 ・その他	
II. 共通仕様	
前面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 ・国土交通省大臣官房官庁総務部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版) ・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) ・電気工事業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準	
III. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上が不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 足場	
設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行工法により行うこと。 内部足場の種別(参考) ・脚立 ・棚足場 ・その他( ) 外部足場の種別(参考) ・手摺先行据置枠組本足場 ・移動足場 ・高所作業車 ・その他( ) 外部足場設置範囲(参考) ・外部改修部 ・設備改修部 ・昇降用 ・転落防止用防護シート等による養生 ・適用する ・適用しない	
●足場の組立て後、足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。 つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立てから解体までの期間が60日以上ものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。 なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とす。	
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参考者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のため行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識、経験を有する者	
3. 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	
4. 電気工作物の種類 ・一般電気工作物 ●自家用電気工作物	
5. 電気工事士 電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。	
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	

7. 電気保安技術者 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 ・受注者負担 ●不要 ・その他( )	
8. 品質管理 工事施工に關して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。	
9. 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ① 各種盤組付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋込み深さ) 基礎寸法 水平垂直 ② 配管・配線工事 支持間隔 ③ スイッチ類の取付高さ	
10. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	
11. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超過ぎ吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書 ⑤ 照度分布図	
12. 機材等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 使用機材届出書 ② 機器明細図 ③ 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。	
13. 完成図書 作成する(・完成図 ・保全に関する資料 ・( )) 完成図作成範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲する。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。	
14. 工事写真 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁総務部監修(最新版))に従い、撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国営建技第14号)」による。	
15. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり	
16. 事故の発生時 工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。	
17. 建築副産物情報交換システムの利用 受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公表が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。	
18. 発生材の処理等 ・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。	
IV. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 既設設備等の調査 既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着手前に十分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1)項目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他( ) 2)調査範囲 ・埋設ルート ・その他( ) (2)貫通及びはつり 1)項目 ●鉄筋 ●配管 ・その他( ) 2)調査範囲 ●施工部分 ・その他( ) (3)既設との取合い 1)項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他( ) 2)調査範囲 ●施工部分 ・その他( )	
2. 施工前の測定等 改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。	
3. 耐震基準 耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。 (1)「官房施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁総務部) (2)「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」	
4. 耐震施工 (1)想定される地震に施工する設備を対応させる。 (2)耐震計算書を監督員に提出する。	
5. はつり (1)穴開け及び補修 ●なし ●あり (貫通場所及び口径は別図による) (2)溝はつり及び補修 ●なし ●あり (はつり深さは別図による)	
6. あと施工アンカー 性能確認試験及び施工確認試験 ●行う ●行わない	
7. 基礎の配線ビット 基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。	
8. 配管・配線の耐震処置 建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ●行わない	
9. 最上階の埋込配管 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。	
10. 露出配管 (1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金又は保護カバーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。	
11. 合成樹脂管 (1)合成樹脂管の管端には、フッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)	
12. 予備配管等 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 2 2)を1本、5回路以上は(P F 2 2)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。	
13. 金属製電線管等の塗装 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1)屋外、屋内(電気室、機械室、E PS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2)図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボルト及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3)湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁防護塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場合は除く。) 4)仮枠貫通部の金属配管には鍛止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回回りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。	
14. 導入線 通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	
15. 予備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	
16. ボックス類 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。	
17. 軽量間仕切のボックス 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	
18. ブルボックス (1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2)屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。	

特記		月/日	U 建築 設計 三重県津市白塙町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897 一級建築士事務所 一級建築士第248160号 登録番号(1)第2118号 内田 貴之	設計番号	年月日	縮尺	津市立橋北中学校長寿命化改修工事	NO. E-01
		NS						
電気設備工事特記仕様書(1)								

19. ポルト・ナット類  
屋外に使用する支持金物及びポルト、ナット類で特記のないもの  
●ステンレス・溶融亜鉛メッキ仕上げ

20. ケーブル及び配線  
(1)表示  
下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。  
①ケーブルがスラブを貫通する部分  
②ケーブル分岐部分  
③変電所内のケーブル引出し部分  
④盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分  
⑤屋内の直線部分は、30mごと  
⑥ブルボックス内  
⑦屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと  
⑧屋外の中管路より建物内への引込み部分  
⑨マンホール及びハンドホールごと  
(2)ケーブル余長  
1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数  
・2箇所・4箇所・( )箇所  
2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数  
・2箇所・4箇所・( )箇所

21. 配線器具の設置  
(1)特殊コンセントはプラグ付とする。  
(2)電源の種類により色を区別する。  
(3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。  
(4)ブレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。  
(5)カバーブレートは、原則として新金属製とする。  
なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。  
(6)フロアブレートは、水平高低調整型（空転防止リンク付）とする。

22. 照明器具の設置  
(1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。  
(2)天井下地材により支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。  
(3)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。

23. 照明改修の際の測定  
対象の改修後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。  
測定箇所（監督員と協議）測定回数 前後各( 1 )回

24. 分電盤、制御盤、キューピクル等  
図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。

25. 受変電設備、発電設備の設置場所  
(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。  
(2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。  
(3)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。  
(4)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。

26. 発電設備の燃料配管  
(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。  
(2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。

27. 非常放送設備のスピーカ設置  
(1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。  
(2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。

28. 土工事  
(1)埋戻しの材料及び工法  
●B種（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め）  
・その他  
ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。  
(2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。  
(3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は締掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。  
(4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。

29. ハンドホール、マンホール  
高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。  
なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。

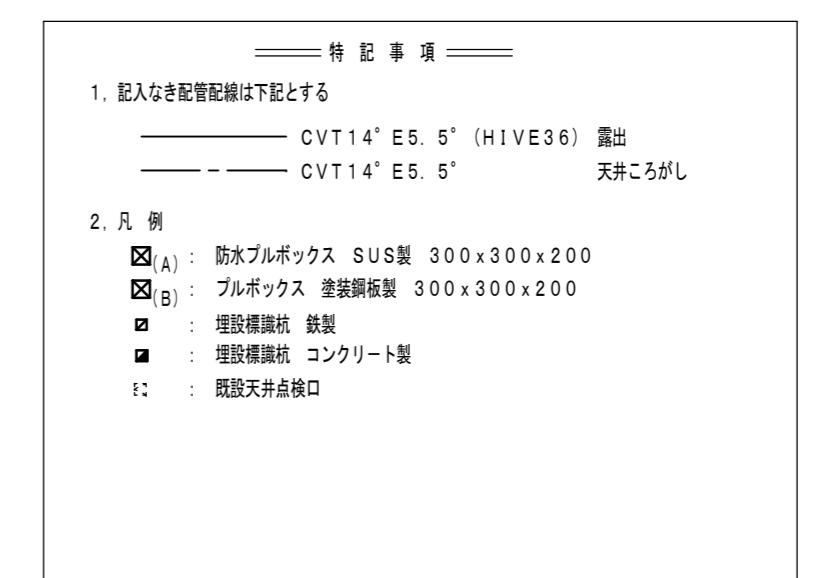
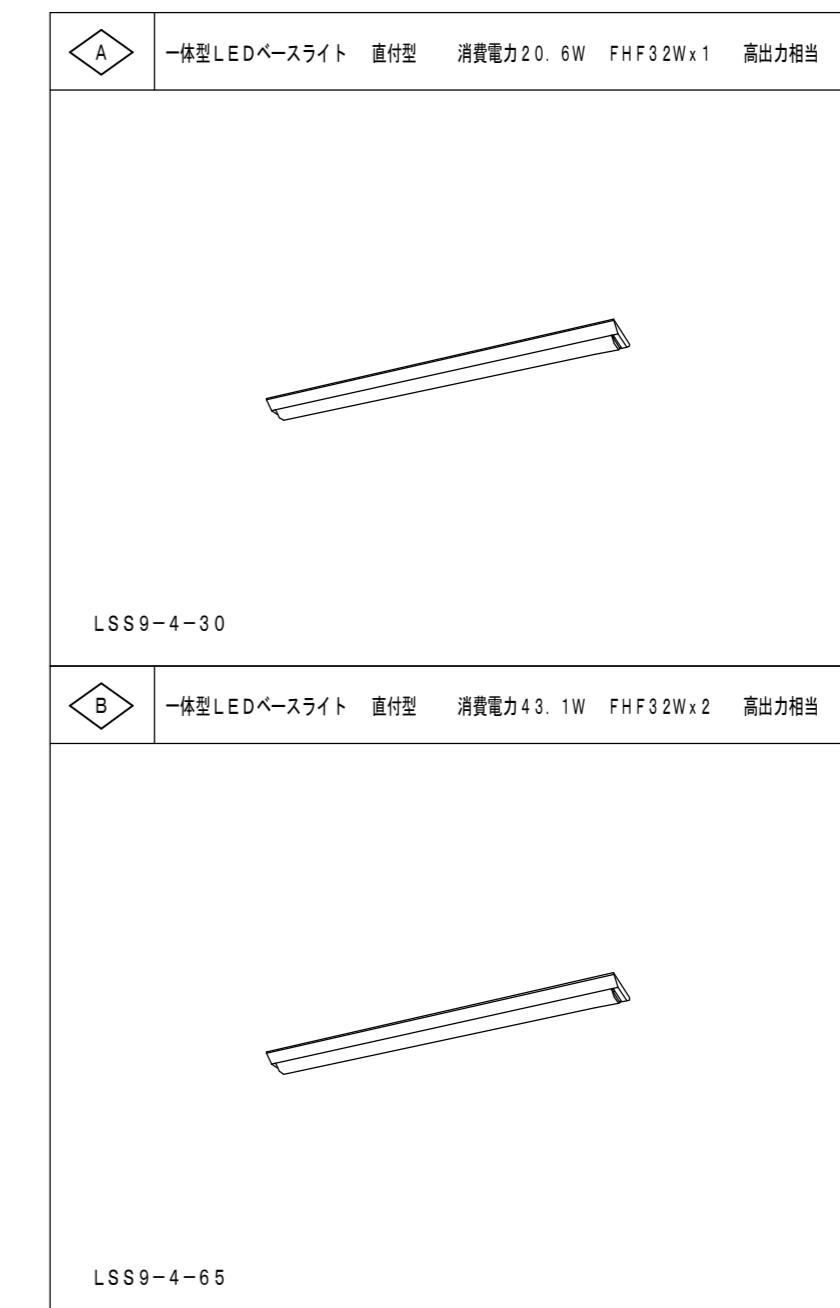
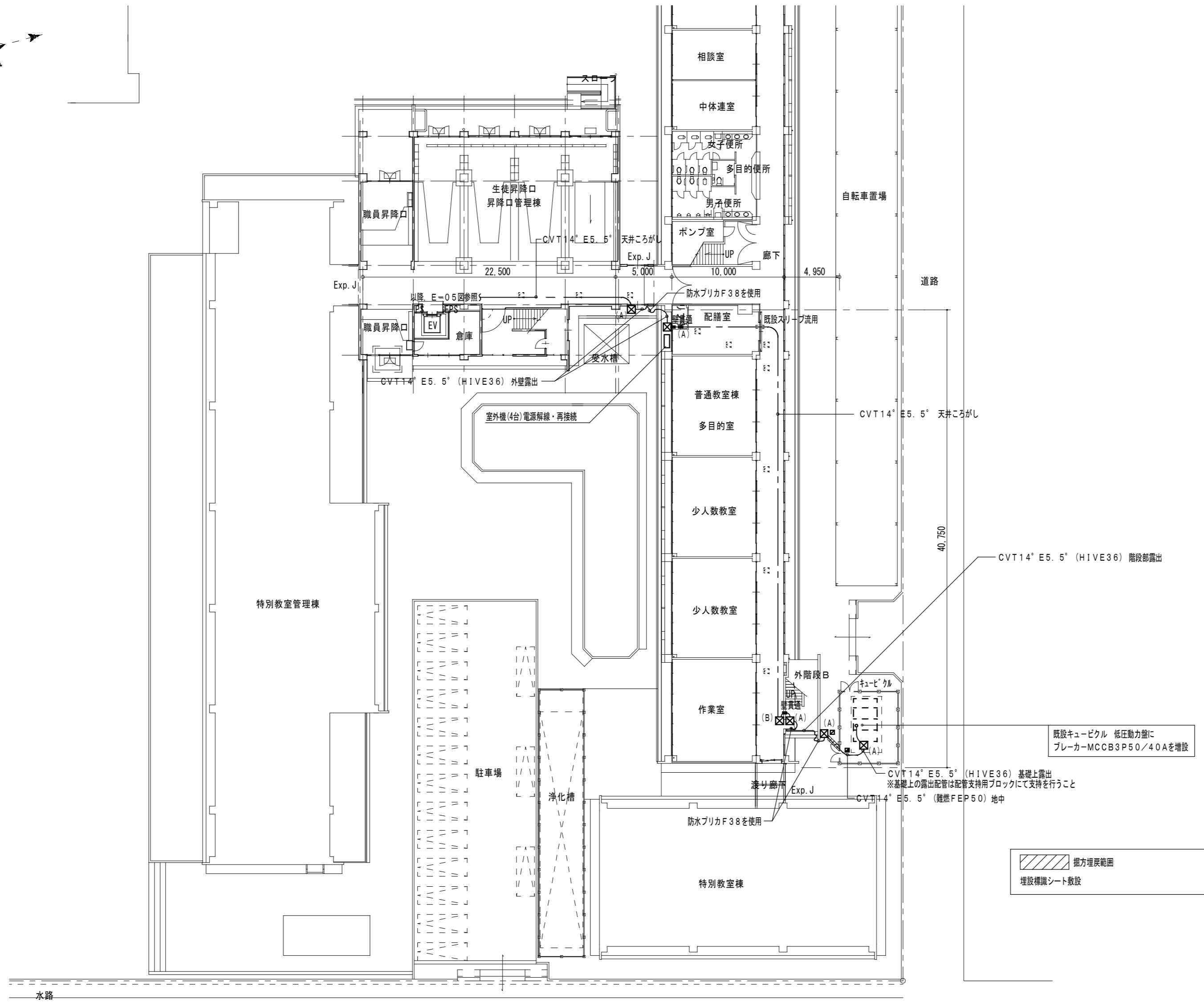
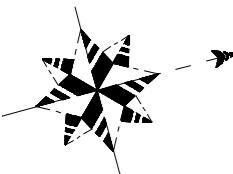
30. 地中配線路の表示杭  
下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。  
①建物への引込口及び送出口付近  
②マンホール・ハンドホール付近  
③地中線路の曲折箇所  
④道路横断箇所  
⑤直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個）

V. 機器仕様  
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。  
なお、詳細については図面による。

【電力設備】  
1. 電灯設備  
(1)既設等との取り合い  
・無し ●盤改造 ●配線接続 ●電源供給 ・その他( )  
(2)機器類  
●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ●コンセント等  
(3)一般照明器具  
1) 形式 ●公共型 ・一般型  
2) 灯具 ●LED灯 ・その他( )  
3) 用途 ●屋内用 ・屋外用 ・防災用  
4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域  
5) 照明器具は認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。  
1) センサ類 ・明るさセンサ・人感センサ・タイマ・調光スイッチ  
2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御  
3) 制御方式 ・有線 ・無線通信  
1) 照明用ポール  
①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ  
②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。  
2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )  
3) 灯具 ・LED灯 ・その他( )  
4) 電源 ・商用電源(60Hz) (・200V・100V) ・その他( )  
5) 制御 ・EISイッチ ・タイマ ・その他( )  
6) 接地 ・単独接地（・本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用  
・その他( )  
(6) コンセント等  
●一般型 防水型  
・バージョンアップ( ) (・固定型・上下動型(アップ式を含む))  
1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。  
2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。  
3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  
2. 動力設備  
(1) 既設との取り合い  
・無し ●盤改造 ●配線接続 ・その他( )  
(2) 機器類  
・分電盤、制御盤等 ・その他( )  
(3) 負荷設備  
・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機  
・その他( )  
(4) 負荷設備への接続  
・図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。  
(5) 電動機等の接地  
・専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下)  
(6) 分電盤、制御盤等  
1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。  
2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。  
3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  
7) 電流計は赤指針(定格電流指示)とする。  
3. 雷保護設備  
(1) 避雷針  
1) 受電部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物  
2) 避雷導線 ・引下線導線 ・建築構造体利用  
3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極  
4) 接地抵抗の測定  
①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法  
②測定回数 ・3回 ・( )回  
5) 接地極埋設標を設置する。  
(2) 雷サージ保護  
1) 耐雷トランジスト ・設置 (・単相用 ・動力用) ・設置しない  
2) SPD ・低电压 (・クラスI・クラスII)  
・通信用 (・カテゴリC2・カテゴリD1)  
3) SPDの性能仕様は別図による  
1) 低电压SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。  
2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。  
電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。  
(3) 電源回路保護  
4) 通信回線保護  
5) 分散電源エネルギー・マネジメントシステム

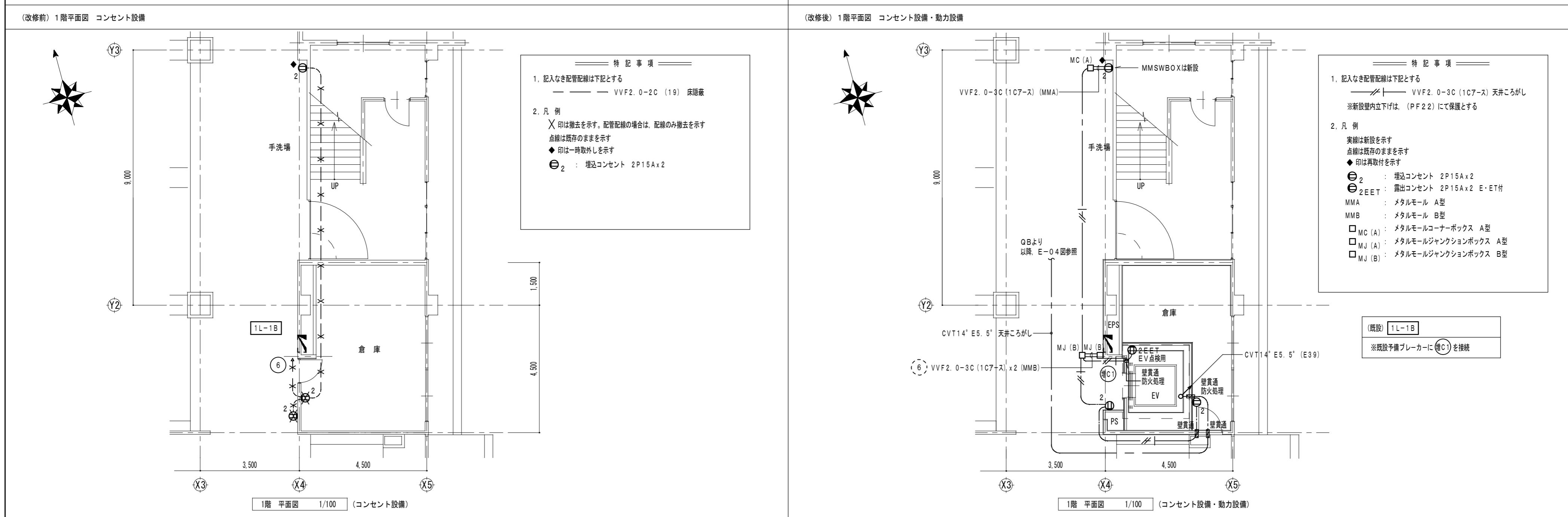
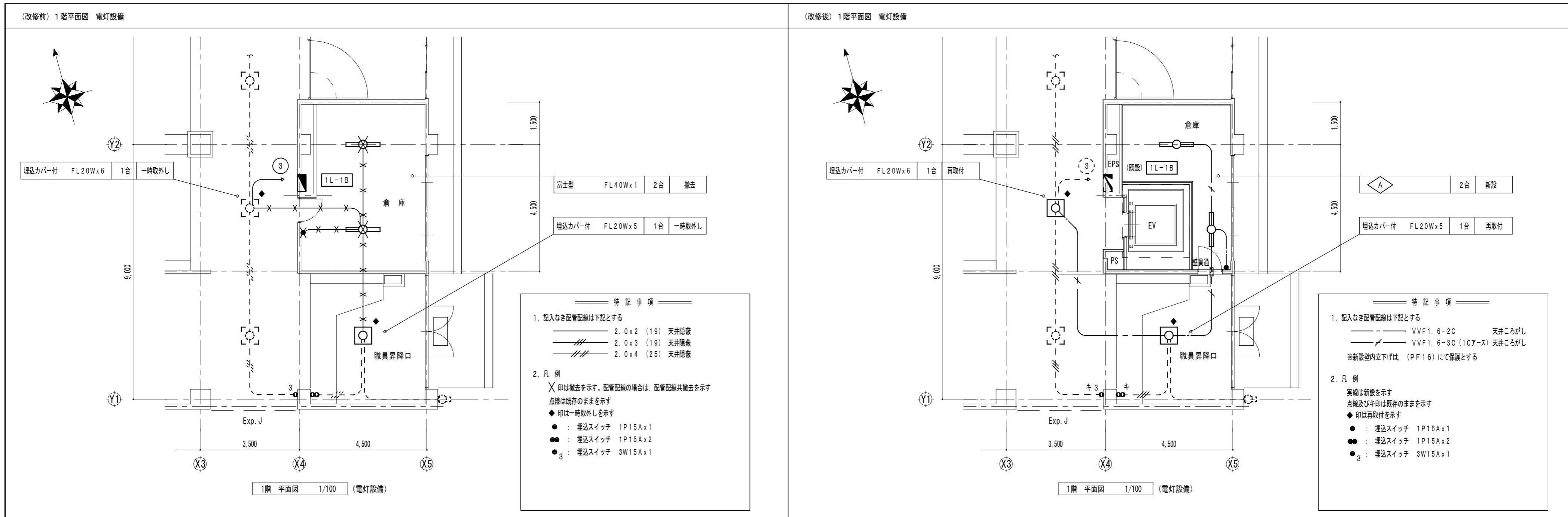
【受電設備】  
5. 受電設備  
(1)既設との取り合い  
・無し ●改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続  
(2) 機器類  
・盤類  
1) 形式 ●キューピクル式配電盤 (JIS C 4620)  
・高圧スイッチギア (JEM 1425) (・CX・CW・PW・MW)  
・開放形配電盤 ・その他( )  
2) 中通路  
3) 特記事項 ( )  
(4) 交流遮断器  
1) 操作方式 ●手動(ばね)操作 ・電動(ばね)操作 ・電磁操作  
2) 引外し方式 ●電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流通電圧引外し  
3) 形式 ●3極単投・単極単投(避雷器用に限る)  
4) 操作方式 ●遠方手動操作 ・フック棒操作(避雷器用に限る)  
1) 形式 ●配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用  
2) 配電盤用 ●操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作  
3) 引込柱用 ●限流ヒューズ ・有(ストライカ付) ・無  
4) 地中引込用 ●本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製  
5) 引込柱用 ●保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用遮断器内蔵とする  
6) 避雷器 ●内蔵 ・無  
7) 变压器  
1) 形式 ●地中引込用  
2) 設置方式 ●屋外型 ・屋内型  
3) 地中引込用 ●最大値指針 有 (・最大値指針無) ・無  
4) 地中引込用 ●油入 ・モールド  
5) 進相コンデンサ  
1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド ・ガス入  
2) その他 ●内部異常を検知して動作する保護接点を設けること  
6) キューピクル等  
1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド  
2) 容量 ●6% ・1.3%  
3) その他 ●内部異常を検知して動作する警報接点を設けること  
7) 直列アクリル (進相コンデンサ用)  
1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド  
2) 容量 ●6%  
3) その他 ●内部異常を検知して動作する警報接点を設けること  
8) 進相コンデンサ  
1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。  
2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。  
3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  
9) 電流計  
1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。  
2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。  
3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  
10) 電源装置  
1) 電源装置 ●非常用照明器具電源 ・受電変設備制御電源 ・その他( )  
2) 容量 ( ) kVA  
3) 整流装置  
1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。  
2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。  
3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  
11) 基礎  
1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )  
2) 設置箇所 ・屋内 ・屋外(地上) ・屋外(地下) ・地下埋設(タンク室内埋設) ・直埋設  
3) 形式 ●二重殻タンク ・一重殻タンク  
4) 設置工事 ●本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )  
5) タンク室工事 ●本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )  
6) 燃料槽  
1) 定格周波数 60Hz  
2) 定格出力 ( ) kVA  
3) 燃料 ●原動機  
① 定格出力 ( ) kW以上 ・( ) ps以上  
② 冷却方式 ●ラジエータ方式 ・その他( )  
4) 燃料槽 ●種類 軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他( )  
5) 引渡し燃料 ●満タン ・指定なし ・その他( )  
6) 燃料槽 ●形式及び容量 パッケージ搭載タンク ( ) リットル  
7) 燃料槽 ●燃料小出槽 ( ) リットル  
8) 燃料槽 ●主燃料槽 ( ) リットル  
9) 燃料槽 ●屋外( ) ( )  
10) 燃料槽 ●屋内 ( ) ( )  
11) 燃料槽 ●地下埋設 ( ) ( )  
12) 燃料槽 ●設置箇所 ( ) ( )  
13) 燃料槽 ●形式 ( ) ( )  
14) 燃料槽 ●設置工事 ( ) ( )  
15) 燃料槽 ●タンク室工事 ( ) ( )  
16) 燃料槽 ●材質 ステンレス製 ・鋼製 ・その他( )  
17) 燃料槽 ●油量指示計 ( ) ( )  
18) 燃料槽 ●電動ポンプ ( ) ( )  
19) 燃料槽 ●手動ポンプ ( ) ( )  
20) 燃料槽 ●電動ポンプ ( ) ( )  
21) 燃料槽 ●停電補償時間 ( ) ( )  
22) 燃料槽 ●その他 ( ) ( )  
23) 燃料槽 ●仕様詳細は別図による。  
【通信・情報設備】  
12. 構内情報通信網設備  
13. 構内交換設備  
(1) 機器  
1) 交換装置 ●電話機 ・端子盤類 ●アウトレット  
2) 交換装置 ●その他 ( )  
3) 交換装置 ●構内交換装置 (デジタルPBX・IP-PBX・VoIPサーバ)  
4) 交換装置 ●ボタン電話装置  
●その他 (エレベーター用回線の接続) ( )  
5) 交換装置 ●局線応答方式 ( )  
6) 交換装置 ●局線中継台 ( )  
7) 交換装置 ●分散中継台 ( )  
8) 交換装置 ●ダイレクトインダイヤル ( )  
9) 交換装置 ●ダイレクトインライン ( )  
10) 交換装置 ●保安用接地 ( )  
11) 交換装置 ●本工事 ・別途工事 ・既設利用  
12) 交換装置 ●その他 ( )  
13) 交換装置 ●4本配電盤 (MDF) ( )  
14) 交換装置 ●自立フレーム (片面形・両面形) ・交換機一体型 ( )  
15) 交換装置 ●電源装置 ①形式・別置型 ( )  
16) 交換装置 ●壁掛型 ( )  
17) 交換装置 ●端子盤 ( )  
18) 交換装置 ●中継端子盤 ( )  
19) 交換装置 ●室内端子盤 ( )  
20) 交換装置 ●停電補償時間 ( )  
21) 交換装置 ●一般電話機 ( )  
22) 交換装置 ●多機能電話機 ( )  
23) 交換装置 ●IP電話機 ( )  
24) 交換装置 ●デジタルコードレス電話機 ( )  
25) 交換装置 ●IPコードレス電話機 (無線LAN方式) ( )  
26) 交換装置 ●その他 ( )  
27) 交換装置 ●端子盤 ( )  
28) 交換装置 ●端子盤 ( )  
29) 交換装置 ●ローテーションショットアウトレット ( )  
30) 交換装置 ●壁コンセント ( )  
31) 交換装置 ●仕様詳細は別図による。  
14. 情報表示設備  
(1) 設備  
1) マルチ装置 ( )  
2) マルチ装置 ( )  
3) マルチ装置 ( )  
4) マルチ装置 ( )  
5) マルチ装置 ( )  
6) マルチ装置 ( )  
7) マルチ装置 ( )  
8) マルチ装置 ( )  
9) マルチ装置 ( )  
10) マルチ装置 ( )  
11) マルチ装置 ( )  
12) マルチ装置 ( )  
13) マルチ装置 ( )  
14) マルチ装置 ( )  
15) マルチ装置 ( )  
16) マルチ装置 ( )  
17) マルチ装置 ( )  
18) マルチ装置 ( )  
19) マルチ装置 ( )  
20) マルチ装置 ( )  
21) マルチ装置 ( )  
22) マルチ装置 ( )  
23) マルチ装置 ( )  
24) マルチ装置 ( )  
25) マルチ装置 ( )  
26) マルチ装置 ( )  
27) マルチ装置 ( )  
28) マルチ装置 ( )  
29) マルチ装置 ( )  
30) マルチ装置 ( )  
31) マルチ装置 ( )  
32) マルチ装置 ( )  
33) マルチ装置 ( )  
34) マルチ装置 ( )  
35) マルチ装置 ( )  
36) マルチ装置 ( )  
37) マルチ装置 ( )  
38) マルチ装置 ( )  
39) マルチ装置 ( )  
40) マルチ装置 ( )  
41) マルチ装置 ( )  
42) マルチ装置 ( )  
43) マルチ装置 ( )  
44) マルチ装置 ( )  
45) マルチ装置 ( )  
46) マルチ装置 ( )  
47) マルチ装置 ( )  
48) マルチ装置 ( )  
49) マルチ装置 ( )  
50) マルチ装置 ( )  
51) マルチ装置 ( )  
52) マルチ装置 ( )  
53) マルチ装置 ( )  
54) マルチ装置 ( )  
55) マルチ装置 ( )  
56) マルチ装置 ( )  
57) マルチ装置 ( )  
58) マルチ装置 ( )  
59) マルチ装置 ( )  
60) マルチ装置 ( )  
61) マルチ装置 ( )  
62) マルチ装置 ( )  
63) マルチ装置 ( )  
64) マルチ装置 ( )  
65) マルチ装置 ( )  
66) マルチ装置 ( )  
67) マルチ装置 ( )  
68) マルチ装置 ( )  
69) マルチ装置 ( )  
70) マルチ装置 ( )  
71) マルチ装置 ( )  
72) マルチ装置 ( )  
73) マルチ装置 ( )  
74) マルチ装置 ( )  
75) マルチ装置 ( )  
76) マルチ装置 ( )  
77) マルチ装置 ( )  
78) マルチ装置 ( )  
79) マルチ装置 ( )  
80) マルチ装置 ( )  
81) マルチ装置 ( )  
82) マルチ装置 ( )  
83) マルチ装置 ( )  
84) マルチ装置 ( )  
85) マルチ装置 ( )  
86) マルチ装置 ( )  
87) マルチ装置 ( )  
88) マルチ装置 ( )  
89) マルチ装置 ( )  
90) マルチ装置 ( )  
91) マルチ装置 ( )  
92) マルチ装置 ( )  
93) マルチ装置 ( )  
94) マルチ装置 ( )  
95) マルチ装置 ( )  
96) マルチ装置 ( )  
97) マルチ装置 ( )  
98) マルチ装置 ( )  
99) マルチ装置 ( )  
100) マルチ装置 ( )  
101) マルチ装置 ( )  
102) マルチ装置 ( )  
103) マルチ装置 ( )  
104) マルチ装置 ( )  
105) マルチ装置 ( )  
106) マルチ装置 ( )  
107) マルチ装置 ( )  
108) マルチ装置 ( )  
109) マルチ装置 ( )  
110) マルチ装置 ( )  
111) マルチ装置 ( )  
112) マルチ装置 ( )  
113) マルチ装置 ( )  
114) マルチ装置 ( )  
115) マルチ装置 ( )  
116) マルチ装置 ( )  
117) マルチ装置 ( )  
118) マルチ装置 ( )  
119) マルチ装置 ( )  
120) マルチ装置 ( )  
121) マル

16. 拡声設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)増幅器</p> <p>(3)付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>(5)スピーカ</p>	<p>・増幅器・付属機器・操作装置 ●スピーカ・その他( )</p> <p>・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)</p> <p>・専用出力( )W</p> <p>出力インピーダンス Lo形 Hi形</p> <p>・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器</p> <p>・録音再生装置(・CD・メモリオーディオ・その他( ))</p> <p>・アナウンスレコーダ(・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイマー・その他( ))</p> <p>・有線マイクロホン</p> <p>・無線マイクロホン(・電波式(・アナログ・デジタル)・赤外線式)</p> <p>・ラジオチューナー(・FM・AM・その他( ))</p> <p>・スピーカ切替装置・その他の機器( )</p> <p>・卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他( )</p> <p>・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)</p> <p>・専用 結線 ●1W・3W・( )W</p> <p>インピーダンス Lo形 ●Hi形</p> <p>設置場所 ●屋内・屋外・その他( )</p>	<p>23. 自動閉鎖設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)連動制御器</p> <p>(3)感知器</p> <p>(4)自動閉鎖装置</p> <p>(5)自動開錠装置</p> <p>24. 非常警報設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p>	<p>・連動制御器</p> <p>・その他( )</p> <p>1) 制御対象</p> <p>2) 回線数</p> <p>3) 設置</p> <p>1) 型式</p> <p>2) 種類</p> <p>3) 試験機能</p> <p>4) 機器仕様</p> <p>1) 方式</p> <p>2) 施工</p> <p>1) 方式</p> <p>2) 施工</p> <p>・感知器</p> <p>・自動閉鎖装置</p> <p>・自動開錠装置</p> <p>・防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー</p> <p>・非常口等の扉・その他( )</p> <p>( )回線(遠方復帰機構( )回路)</p> <p>・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤</p> <p>・アドレス付・一般型</p> <p>・煙感知器(・2種・3種)</p> <p>・自動試験機能・遠隔試験機能</p> <p>・一般・防水・防爆・防食・その他( )</p> <p>・電磁式・ラッチ式・その他( )</p> <p>・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事</p> <p>・既設利用・その他( )</p> <p>・電気錠・その他( )</p> <p>・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事</p> <p>・既設利用・その他( )</p> <p>・非常放送装置・非常ベル</p> <p>1) 消防法基準適合マーク品とする。</p> <p>2) 機器・増幅器・スピーカ・非常用リモコンマイク・その他( )</p> <p>3) 増幅器</p> <p>①出力( )W</p> <p>②出力インピーダンス Lo形 Hi形</p> <p>③形式・ロングラック型・スタンダードラック型・壁掛型・その他( )</p> <p>④機能・マイク放送・連動放送(・自火報設備・緊急地震速報設備)・その他( )</p> <p>⑤用途・拡声設備兼用・非常放送専用</p> <p>4) スピーカ</p> <p>①結線 1W・3W・( )W</p> <p>②インピーダンス Lo形 Hi形</p> <p>③設置場所・屋内・屋外・その他( )</p> <p>④用途・拡声設備兼用・非常放送専用</p> <p>5) 非常用リモコンマイク</p> <p>型式・壁掛形・ラック収納形・卓上形・その他( )</p> <p>1) 機器・起動装置・非常ベル・表示灯・その他( )</p> <p>2) 設置・単独設置・機器収容箱に組込・消火栓ボックス(別途)に組込・その他( )</p> <p>(3)非常ベル(自動サインを含む)</p> <p>25. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p> <p>【中央監視制御設備】</p> <p>【医療関係設備】</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>26. 構内配電線路</p> <p>(1)配線方式</p> <p>(2)建柱</p> <p>(3)装柱機器(高压用)</p> <p>(4)装柱機器(低压用)</p> <p>(5)ハンドホールマンホール</p> <p>(6)鉄蓋</p> <p>(7)地中ケーブル保護材料</p>	<p>【構内通信線路】</p> <p>27. 構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホールマンホール</p> <p>(5)鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>28. 消火器</p>	<p>・電話・拡声・時刻表示・火災報知・非常警報・インターホン</p> <p>・テレビ共同受信・防犯・制御・その他( )</p> <p>・地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架)</p> <p>・建築物等添架式(●露出配管・隠蔽配管・その他( ))</p> <p>・その他( )</p> <p>1) 施工</p> <p>・本工事・既設柱利用・構内配電線柱に添架</p> <p>・その他( )</p> <p>2) 電柱</p> <p>・コンクリート柱・鋼管柱・パンザマスト</p> <p>・その他( )</p> <p>3) 支持材</p> <p>・根かせ・根はじき・根巻き・底板</p> <p>・支線(保護ガード・有・無)</p> <p>4) 装柱材料</p> <p>・有・無</p> <p>5) 銘板</p> <p>・有・無</p> <p>1) 形式</p> <p>・ブロック式・現場打ち</p> <p>2) 施工</p> <p>・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事</p> <p>・既設利用・その他( )</p> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <p>・2箇所・4箇所・( )箇所</p> <p>4) 重車両の通行</p> <p>・有(破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所))・無</p> <p>1) 鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。</p> <p>2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。</p> <p>1) 種類 ●FEP・GLT(PEライニング管)・VE・HIVE・SGP</p> <p>・厚鋼電線管・その他( )</p> <p>2) 標示杭埋設 ●コンクリート製 ●鉄製(アスファルト部分)</p> <p>3) 埋設標識シート ●2倍長・その他( )</p> <p>4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。</p> <p>1) 設置</p> <p>・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事)</p> <p>●別途工事</p> <p>2) 消火器</p> <p>種別( )、数量( )本</p> <p>3) 消火器収納箱</p> <p>材質( )、数量( )面</p>
17. 誘導支援設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)音声誘導装置</p>	<p>・音声誘導装置・インターホン・トイレ等呼出装置</p> <p>1) 検出方式</p> <p>・磁気式・無線式・画像認識式・その他( )</p> <p>2) 設置場所</p> <p>・屋外(防雨形)・屋内</p> <p>3) 機能</p> <p>・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する</p> <p>・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする</p> <p>・その他( )</p> <p>4) 機器</p> <p>・制御装置・送信機・受信機・その他( )</p> <p>5) 制御装置</p> <p>・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他( )</p> <p>6) 送信機</p> <p>・壁掛形・卓上形・埋込形・その他( )</p> <p>7) 受信機</p> <p>・スピーカ式・イヤホン式・その他( )</p> <p>1) 用途</p> <p>・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用</p> <p>・保守用・その他( )</p> <p>2) 機能</p> <p>・音声通話・映像モニタ</p> <p>3) 通話網</p> <p>・親子式・相互式・複合式</p> <p>4) 通話方式</p> <p>・同時通話式・互通話式・その他( )</p> <p>5) 機器</p> <p>・親機・子機・その他( )</p> <p>6) 親機</p> <p>①形状・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他( )</p> <p>②送受話器</p> <p>・電話機形・マイク形・その他( )</p> <p>7) 子機</p> <p>①形状 ●壁掛形・卓上形・埋込形・その他( )</p> <p>②送受話器</p> <p>●電話機形・マイク形・その他( )</p> <p>1) 用途</p> <p>・トイレ呼出・受付呼出・非常通報</p> <p>・その他( )</p> <p>2) 機器</p> <p>・親機・呼出スイッチ・警報装置・その他( )</p> <p>3) 親機</p> <p>・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他( )</p> <p>4) 呼出スイッチ</p> <p>・押ボタン式・引紐式・その他( )</p> <p>5) 警報装置</p> <p>・光・音声・ブザー・ベル・その他( )</p>	<p>24. 非常警報設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p>	<p>・非常放送装置・非常ベル</p> <p>1) 消防法基準適合マーク品とする。</p> <p>2) 機器・増幅器・スピーカ・非常用リモコンマイク・その他( )</p> <p>3) 増幅器</p> <p>①出力( )W</p> <p>②出力インピーダンス Lo形 Hi形</p> <p>③形式・ロングラック型・スタンダードラック型・壁掛型・その他( )</p> <p>④機能・マイク放送・連動放送(・自火報設備・緊急地震速報設備)・その他( )</p> <p>⑤用途・拡声設備兼用・非常放送専用</p> <p>4) スピーカ</p> <p>①結線 1W・3W・( )W</p> <p>②インピーダンス Lo形 Hi形</p> <p>③設置場所・屋内・屋外・その他( )</p> <p>④用途・拡声設備兼用・非常放送専用</p> <p>5) 非常用リモコンマイク</p> <p>型式・壁掛形・ラック収納形・卓上形・その他( )</p> <p>1) 機器・起動装置・非常ベル・表示灯・その他( )</p> <p>2) 設置・単独設置・機器収容箱に組込・消火栓ボックス(別途)に組込・その他( )</p> <p>(3)非常ベル(自動サインを含む)</p> <p>25. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p> <p>【中央監視制御設備】</p> <p>【医療関係設備】</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>26. 構内配電線路</p> <p>(1)配線方式</p> <p>(2)建柱</p> <p>(3)装柱機器(高压用)</p> <p>(4)装柱機器(低压用)</p> <p>(5)ハンドホールマンホール</p> <p>(6)鉄蓋</p> <p>(7)地中ケーブル保護材料</p>	<p>【構内通信線路】</p> <p>27. 構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホールマンホール</p> <p>(5)鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>28. 消火器</p>	<p>・電話・拡声・時刻表示・火災報知・非常警報・インターホン</p> <p>・テレビ共同受信・防犯・制御・その他( )</p> <p>・地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架)</p> <p>・建築物等添架式(●露出配管・隠蔽配管・その他( ))</p> <p>・その他( )</p> <p>1) 施工</p> <p>・本工事・既設柱利用・構内配電線柱に添架</p> <p>・その他( )</p> <p>2) 電柱</p> <p>・コンクリート柱・鋼管柱・パンザマスト</p> <p>・その他( )</p> <p>3) 支持材</p> <p>・根かせ・根はじき・根巻き・底板</p> <p>・支線(保護ガード・有・無)</p> <p>4) 装柱材料</p> <p>・有・無</p> <p>5) 銘板</p> <p>・有・無</p> <p>1) 形式</p> <p>・ブロック式・現場打ち</p> <p>2) 施工</p> <p>・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事</p> <p>・既設利用・その他( )</p> <p>3) ケーブル支持金物の取付</p> <p>・2箇所・4箇所・( )箇所</p> <p>4) 重車両の通行</p> <p>・有(破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所))・無&lt;/p</p>

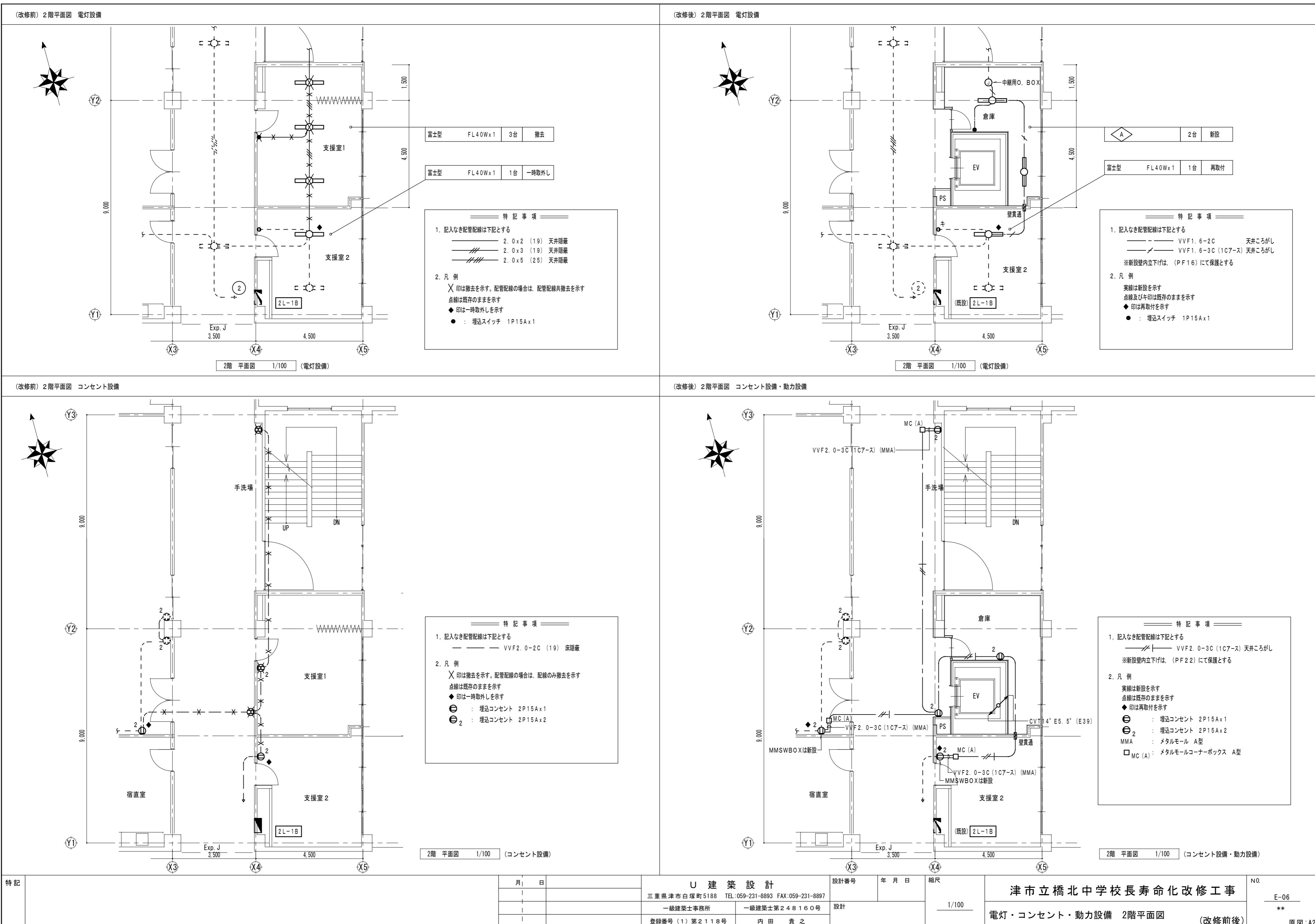


配置図 1/300

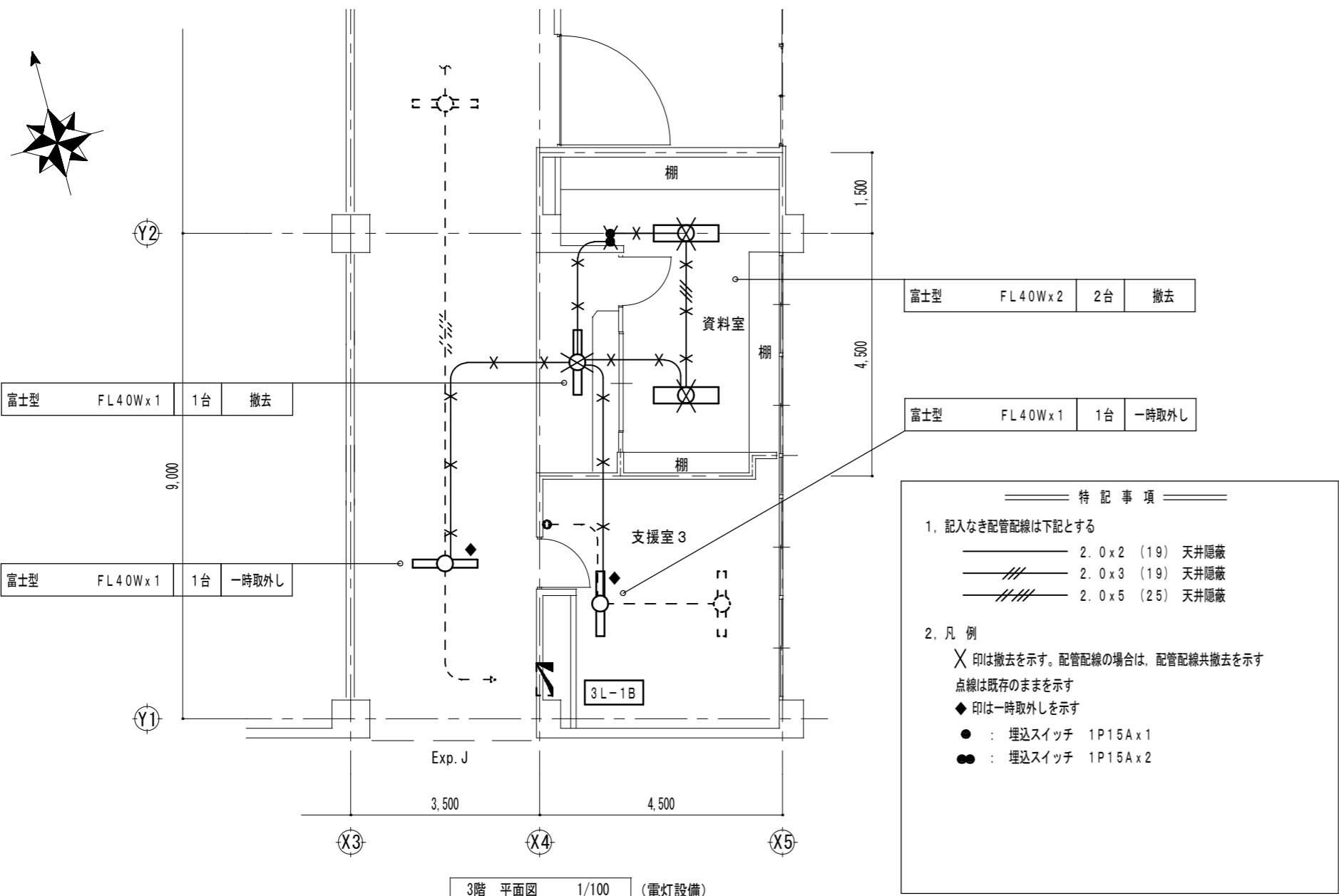
特記		月	日	U 建築設計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号	年 月 日	縮尺 1/300 設計	津市立橋北中学校長寿命化改修工事 電気設備配置図 (改修後)	N. E-04 **
		1							
		1		一級建築士事務所	一級建築士第248160号				
		1		登録番号(1)第2118号	内田 貴之				
		1							



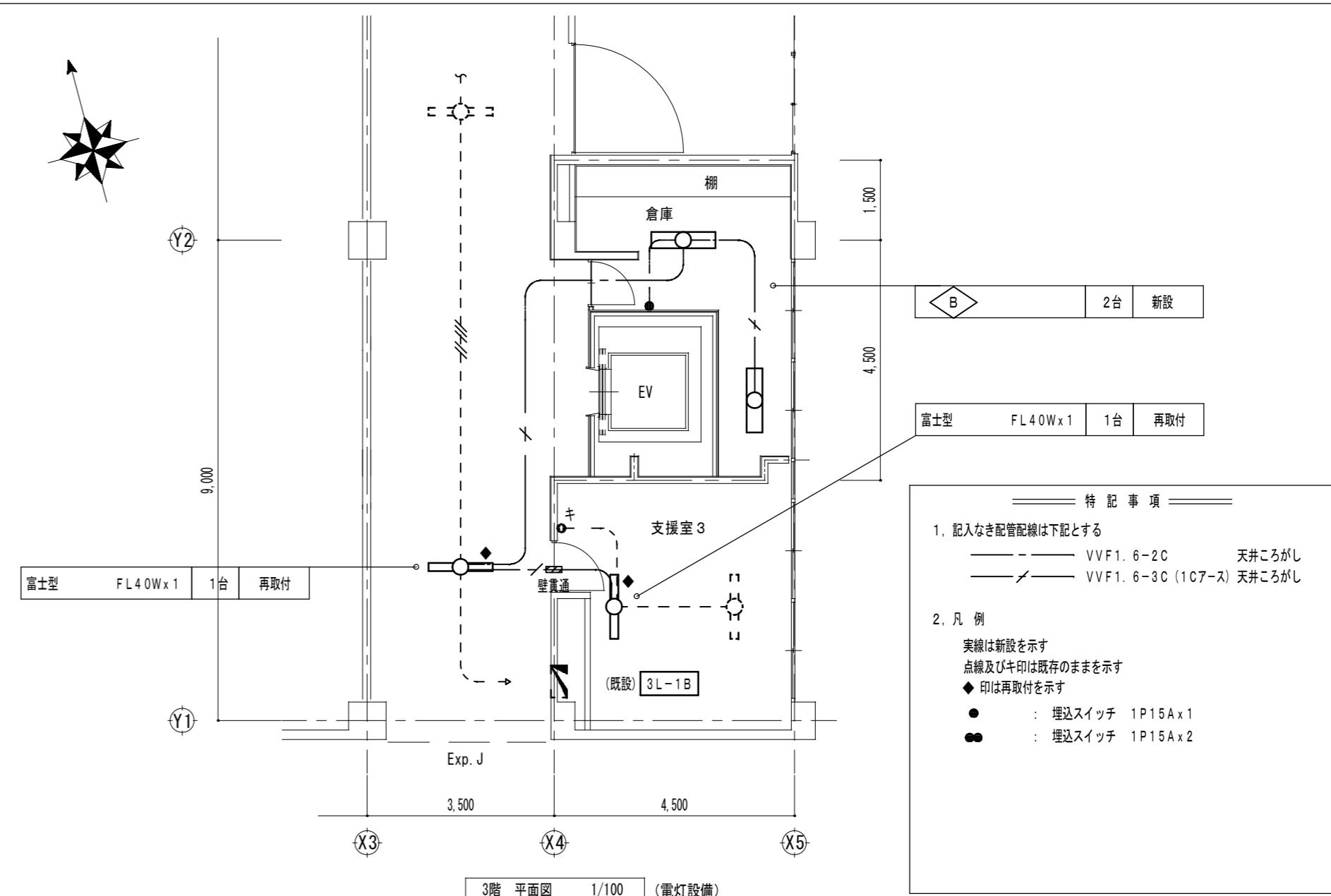
特記		月	日	U 建築設計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号 年月日	縮尺 1/100	津市立橋北中学校長寿命化改修工事	N.O. E-5 * 原図 A2
				一級建築士事務所	一級建築士第248160号	設計	電灯・コンセント・動力設備 附平面図 (改修前後)	
				登録番号(1)第2118号	内田 貴之			



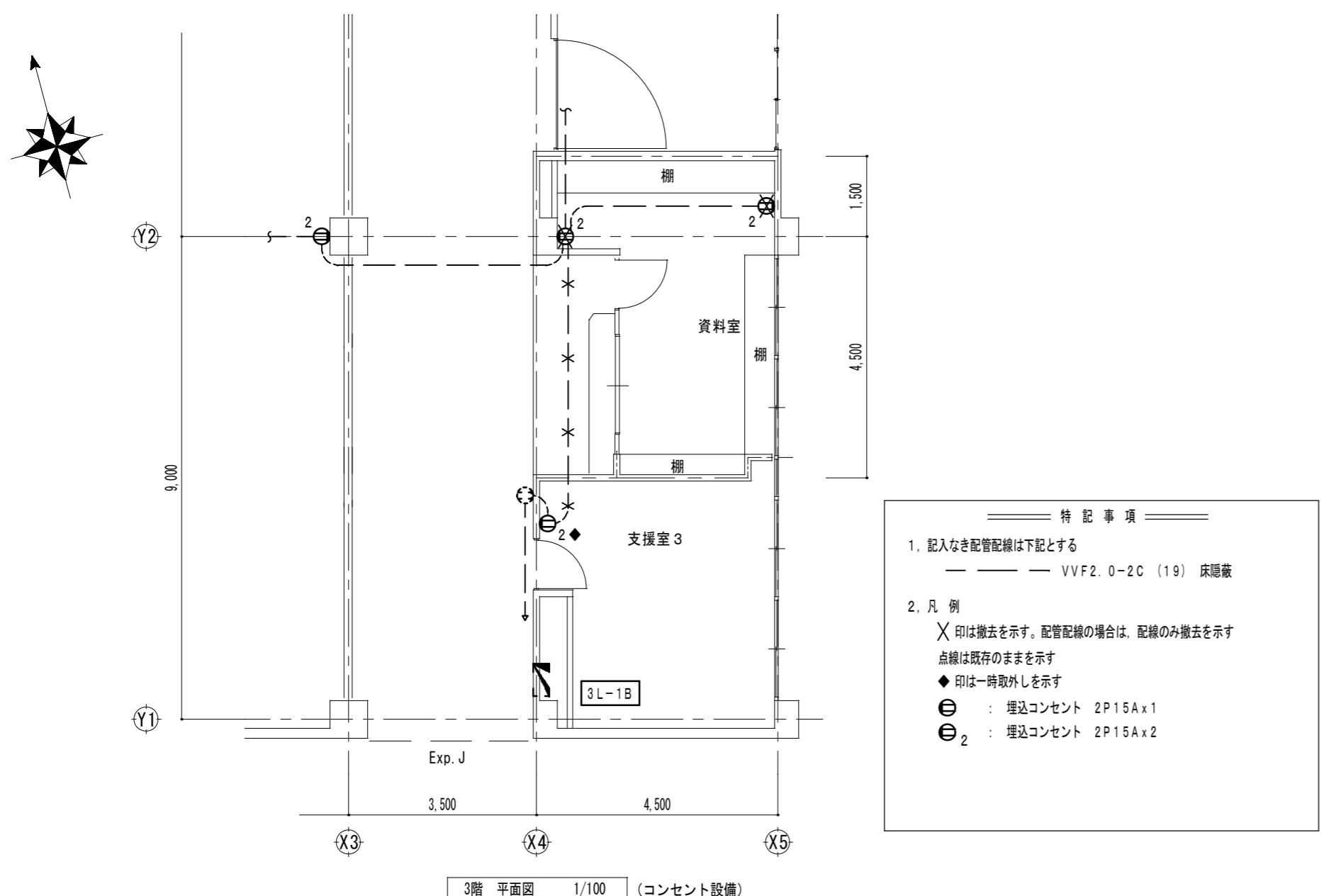
(改修前) 3階平面図 電灯設備



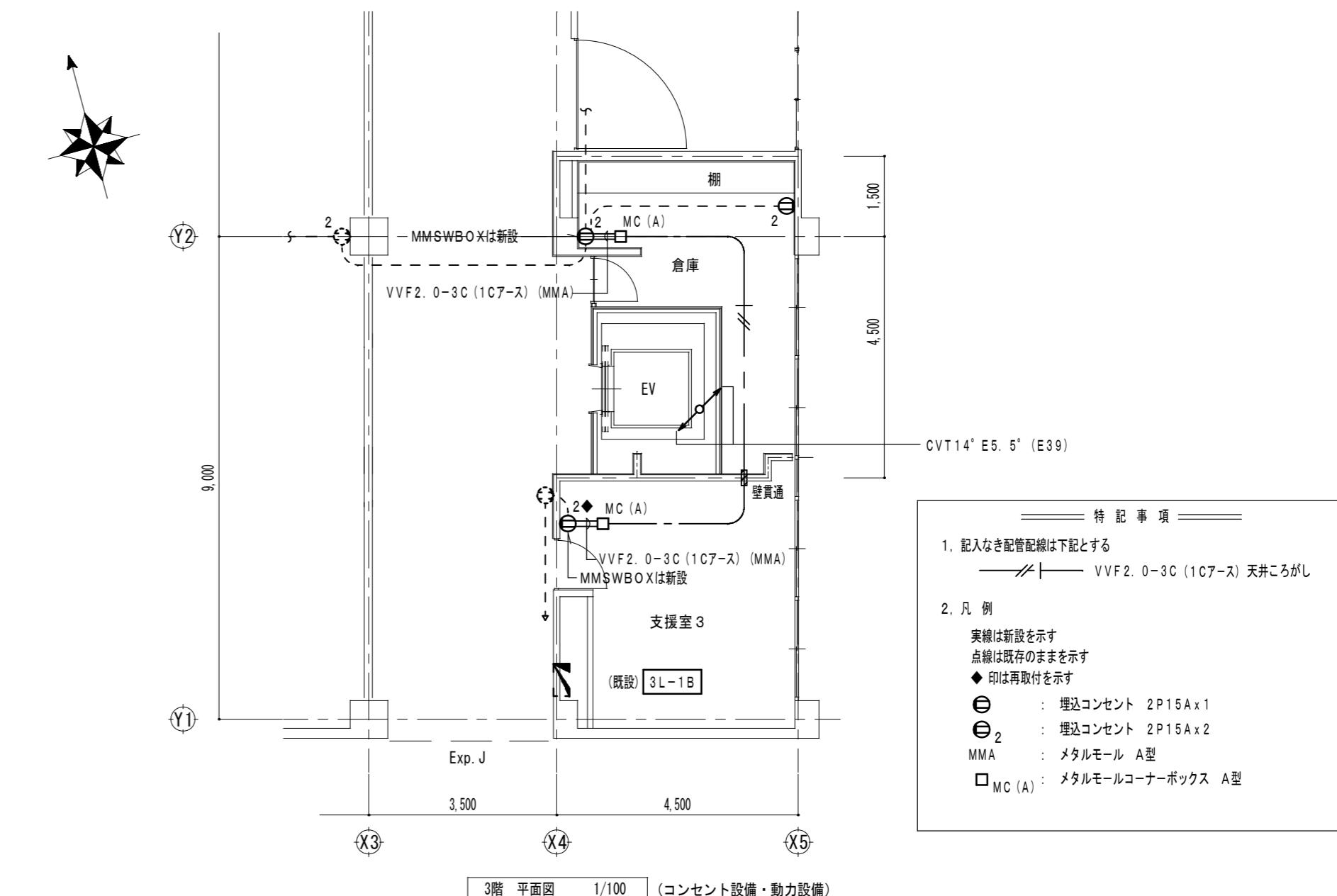
(改修後) 3階平面図 電灯設備



(改修前) 3階平面図 コンセント設備



(改修後) 3階平面図 コンセント設備・動力設備



特記

月	日
1	
1	
1	

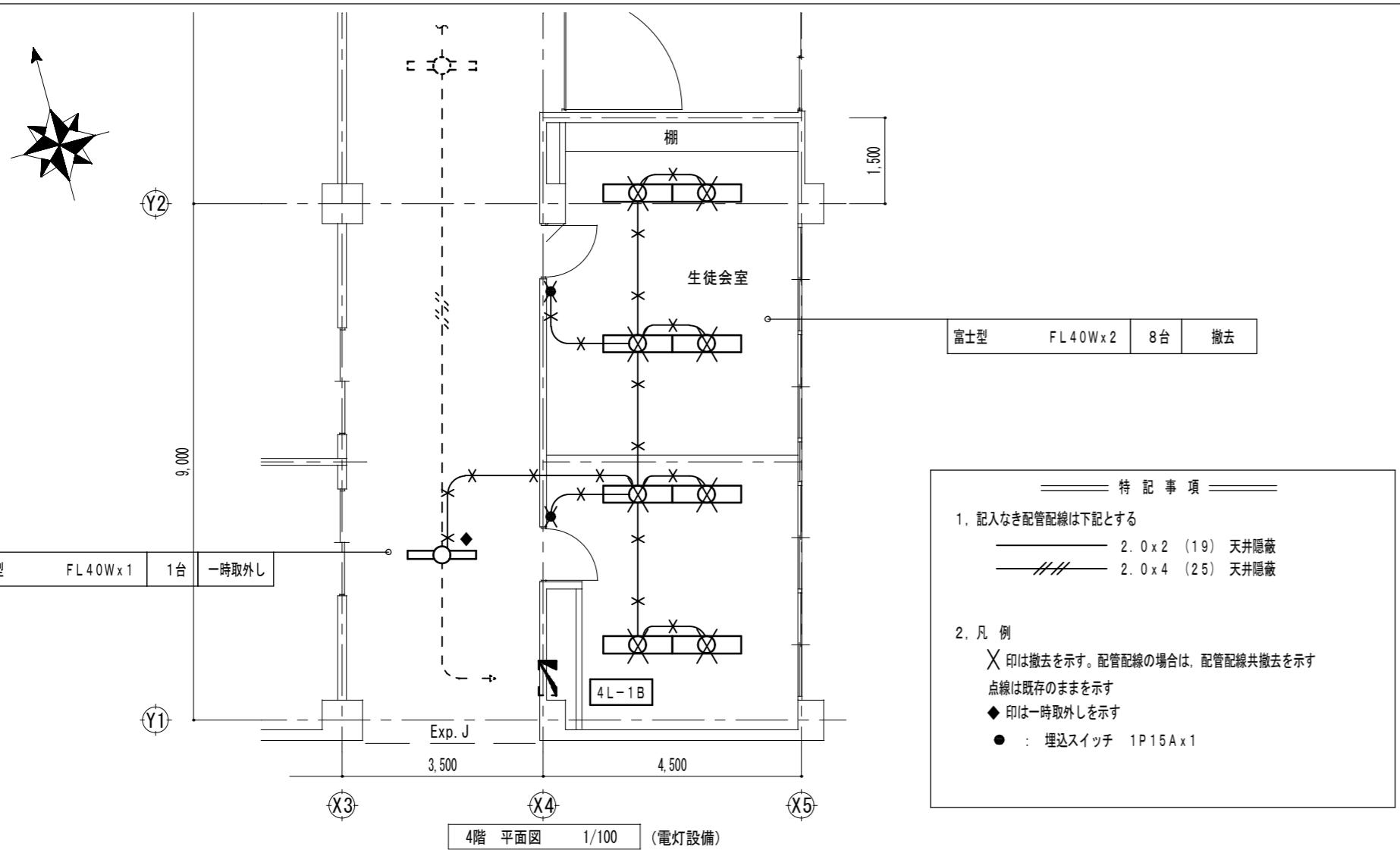
U 建築設計  
三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897  
一級建築士事務所 一級建築士第248160号  
登録番号(1)第2118号 内田 貴之

設計番号 年月日  
設計  
1/100

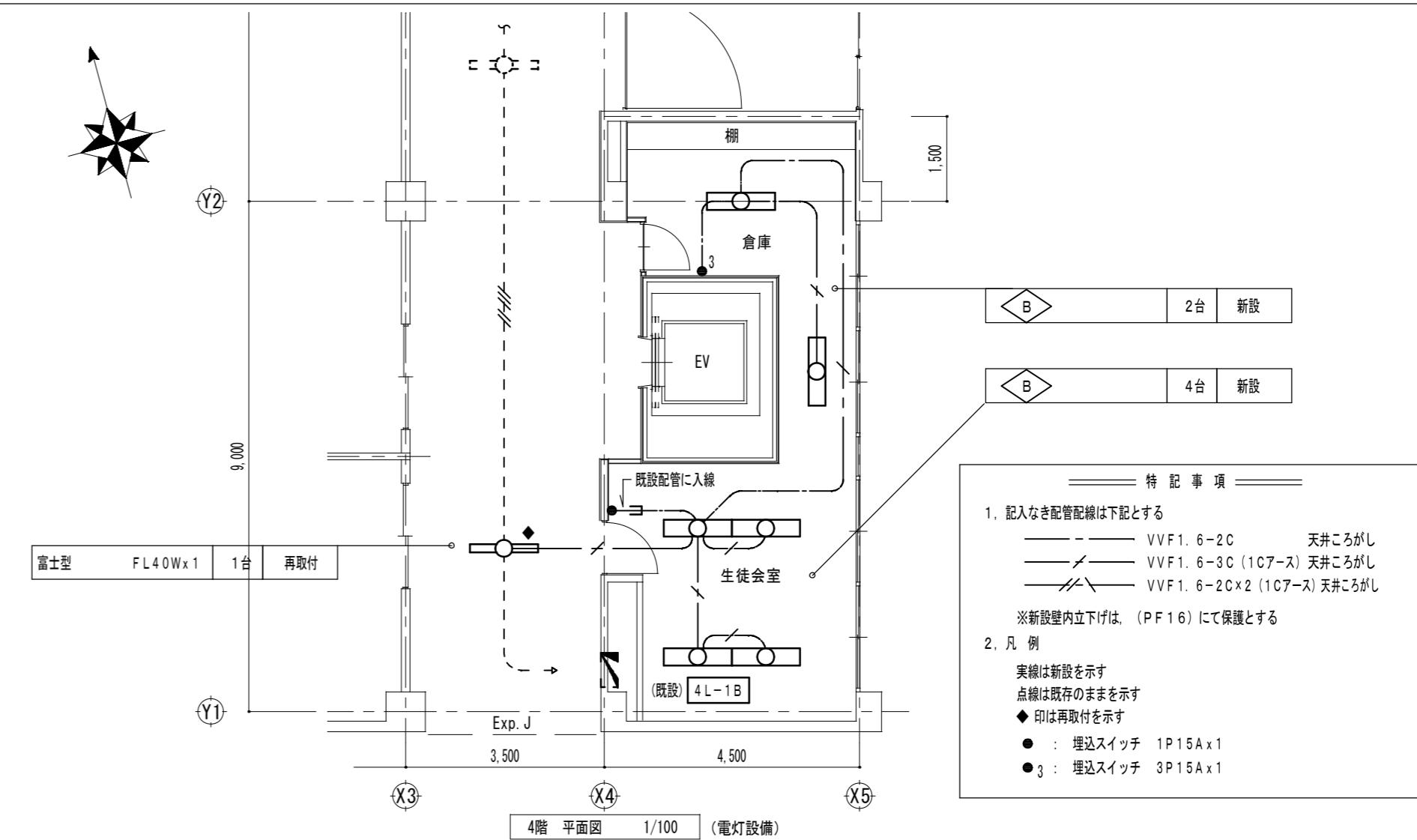
津市立橋北中学校長寿命化改修工事  
電灯・コンセント・動力設備 3階平面図  
(改修前後)

No. E-07  
\*\*  
原図:A2

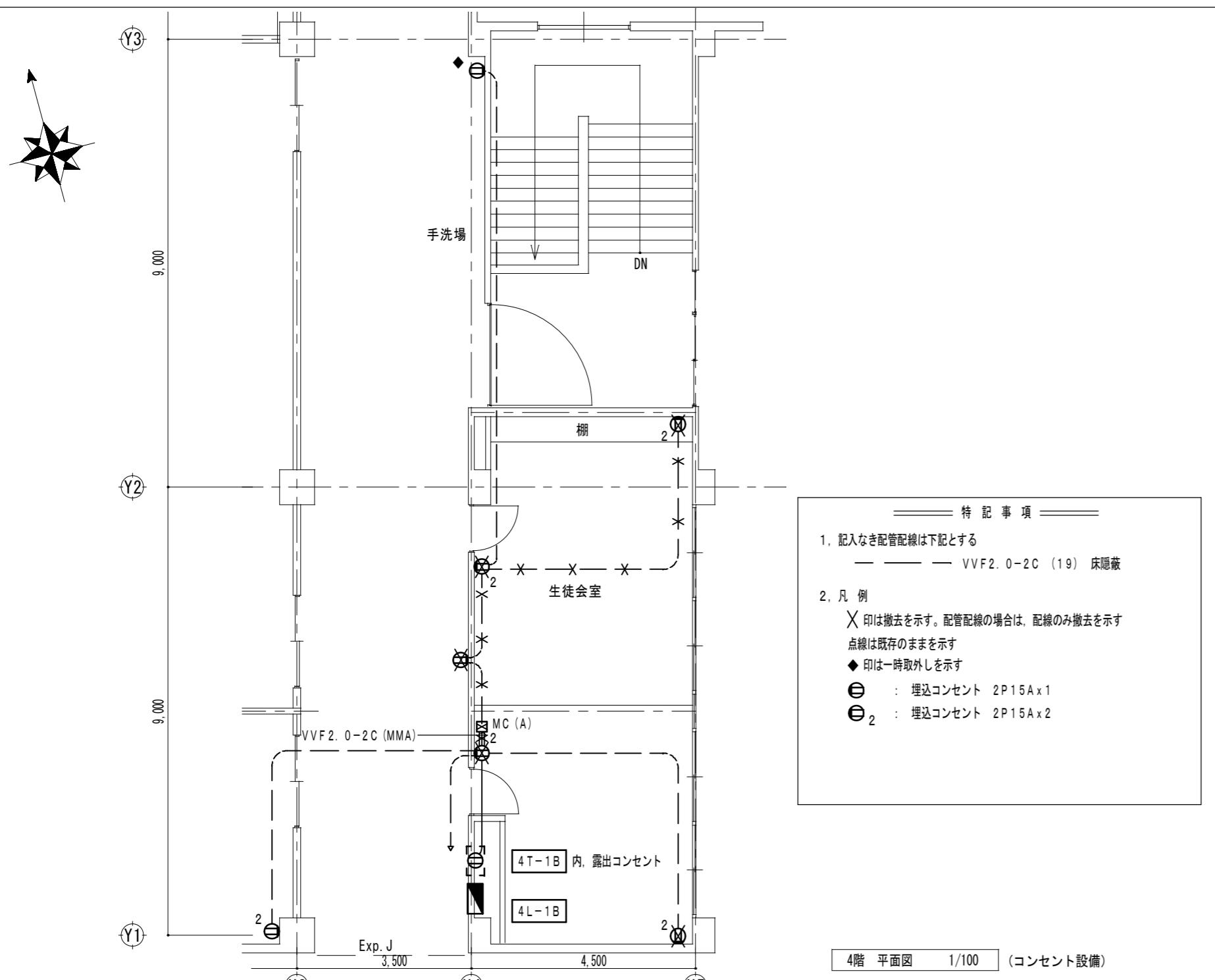
(改修前) 4階平面図 電灯設備



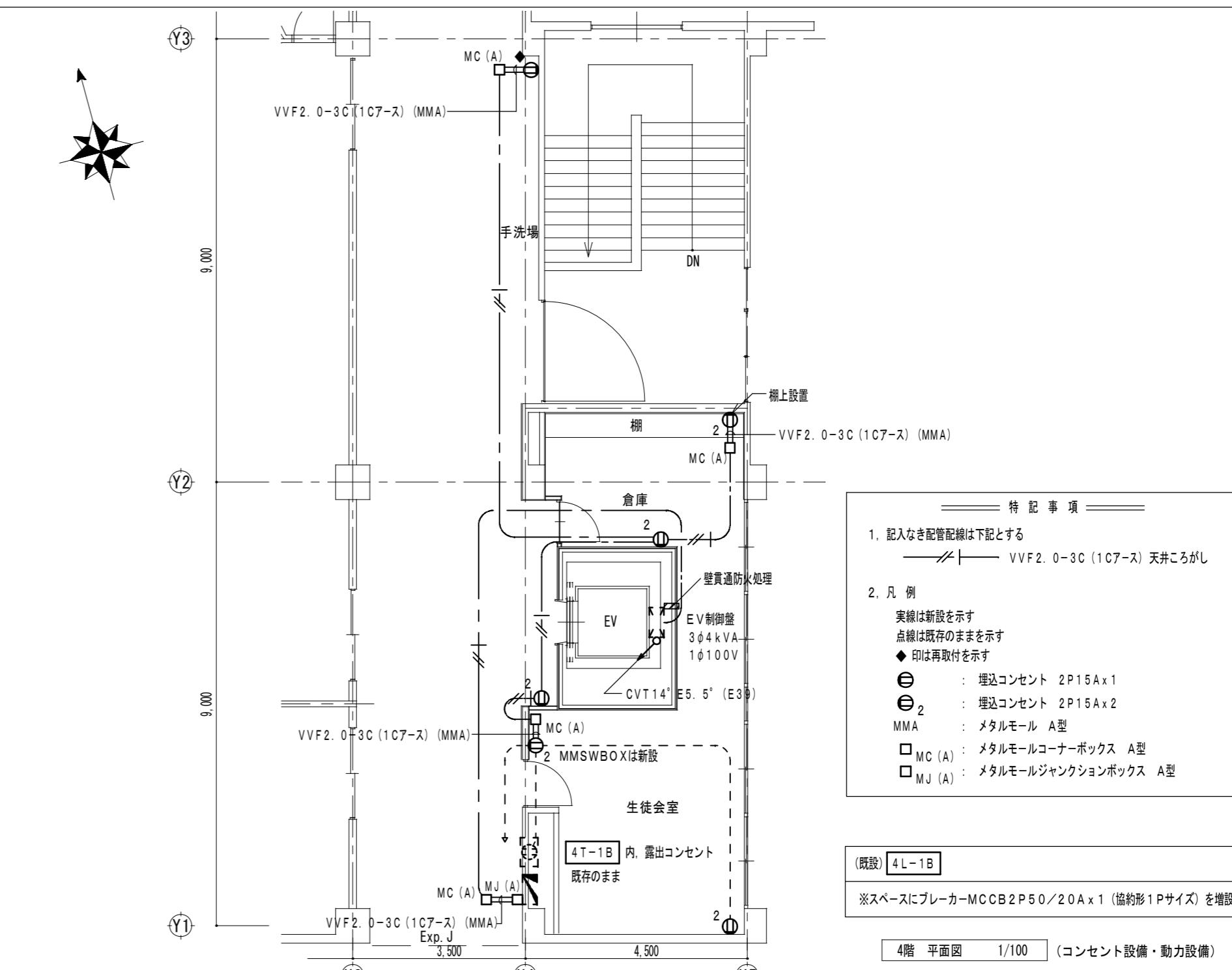
(改修後) 4階平面図 電灯設備



(改修前) 4階平面図 コンセント設備

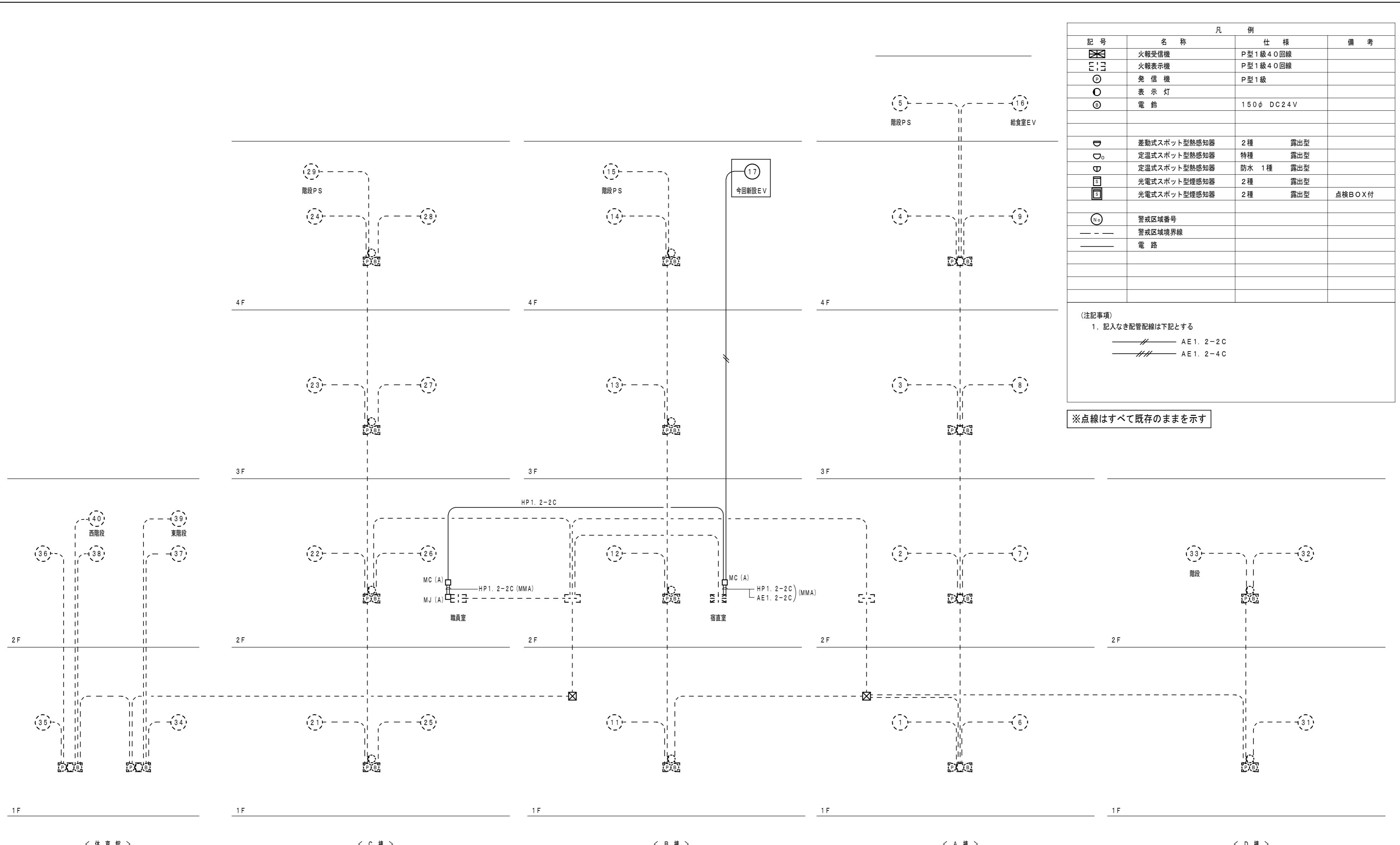


(改修後) 4階平面図 コンセント設備・動力設備



特記

月 日	U 建築設計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897 一級建築士事務所 登録番号(1)第2118号	設計番号 年 月 日 設計	縮尺 1/100	津市立橋北中学校長寿命化改修工事		NO. E-08 **
				電灯・コンセント・動力設備 4階平面図 (改修前後)	原図:A2	



特 記		月   日	U 建 築 設 計		設計番号	年 月 日	縮 尺	津市立橋北中学校長寿命化改修工事		N.O.
		—	—	—				—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	—	E-09
		—	—	—	—	—	—	—	—	**

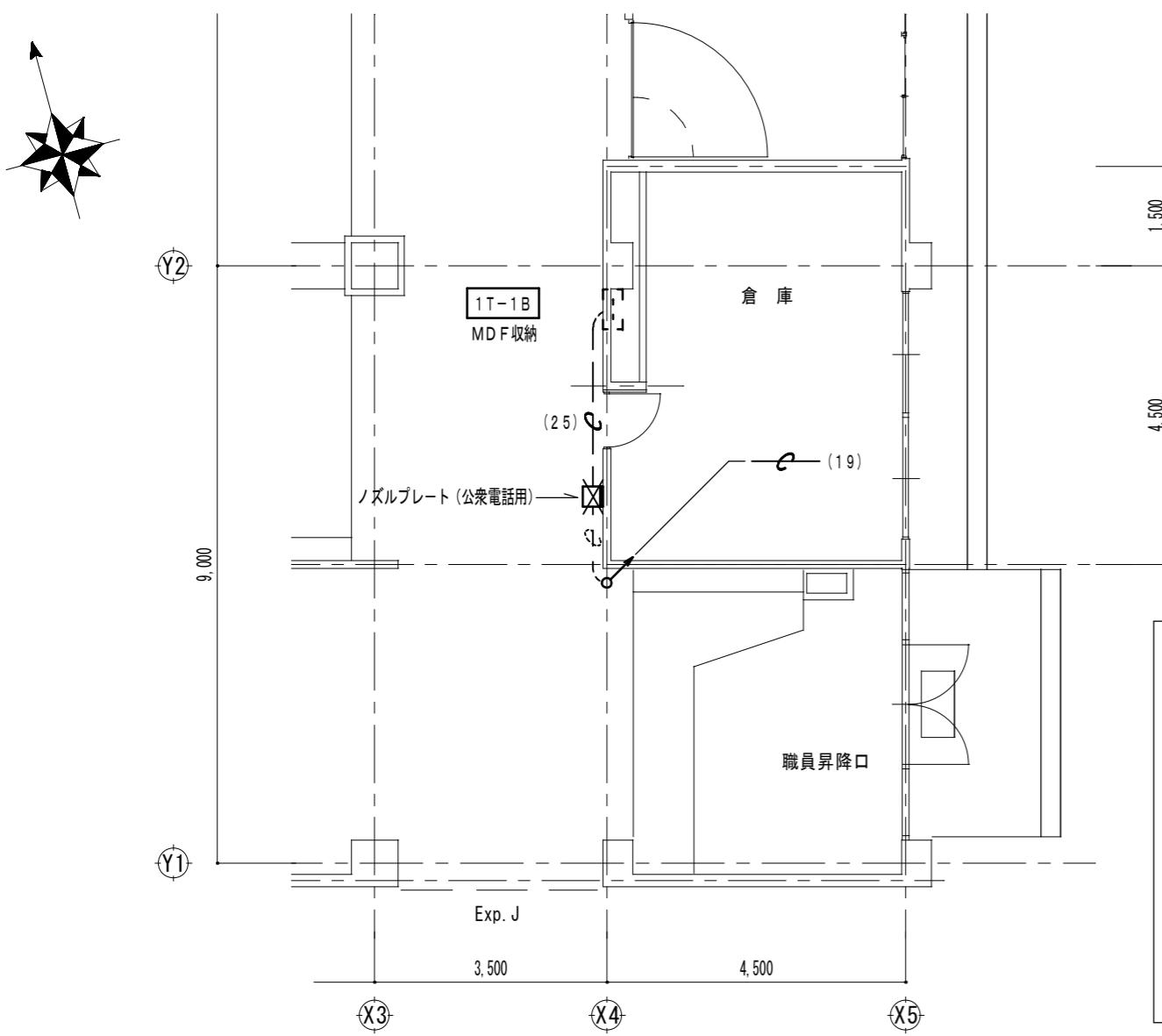
系 統 図

月 | 日  
— — —  
— — —  
— — —  
— — —

U 建 築 設 計  
三重県津市白塙町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897  
—級建築士事務所 一級建築士第248160号  
登録番号(1)第2118号 内田 貴之

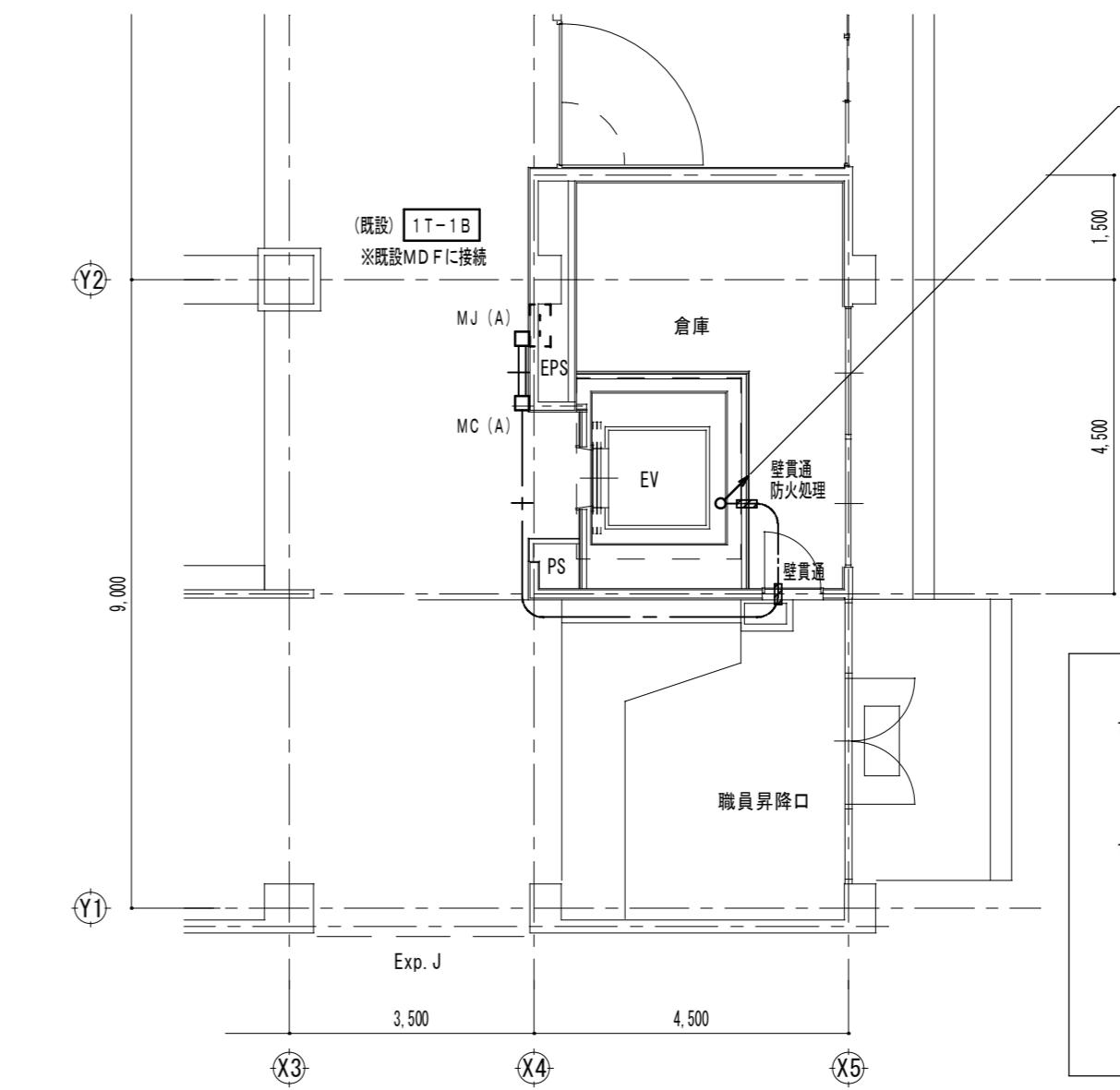
設計番号 年 月 日 縮 尺  
— — — — — — NS  
自動火災報知設備 系統図  
原図:A2

(改修前) 1階平面図 弱電設備



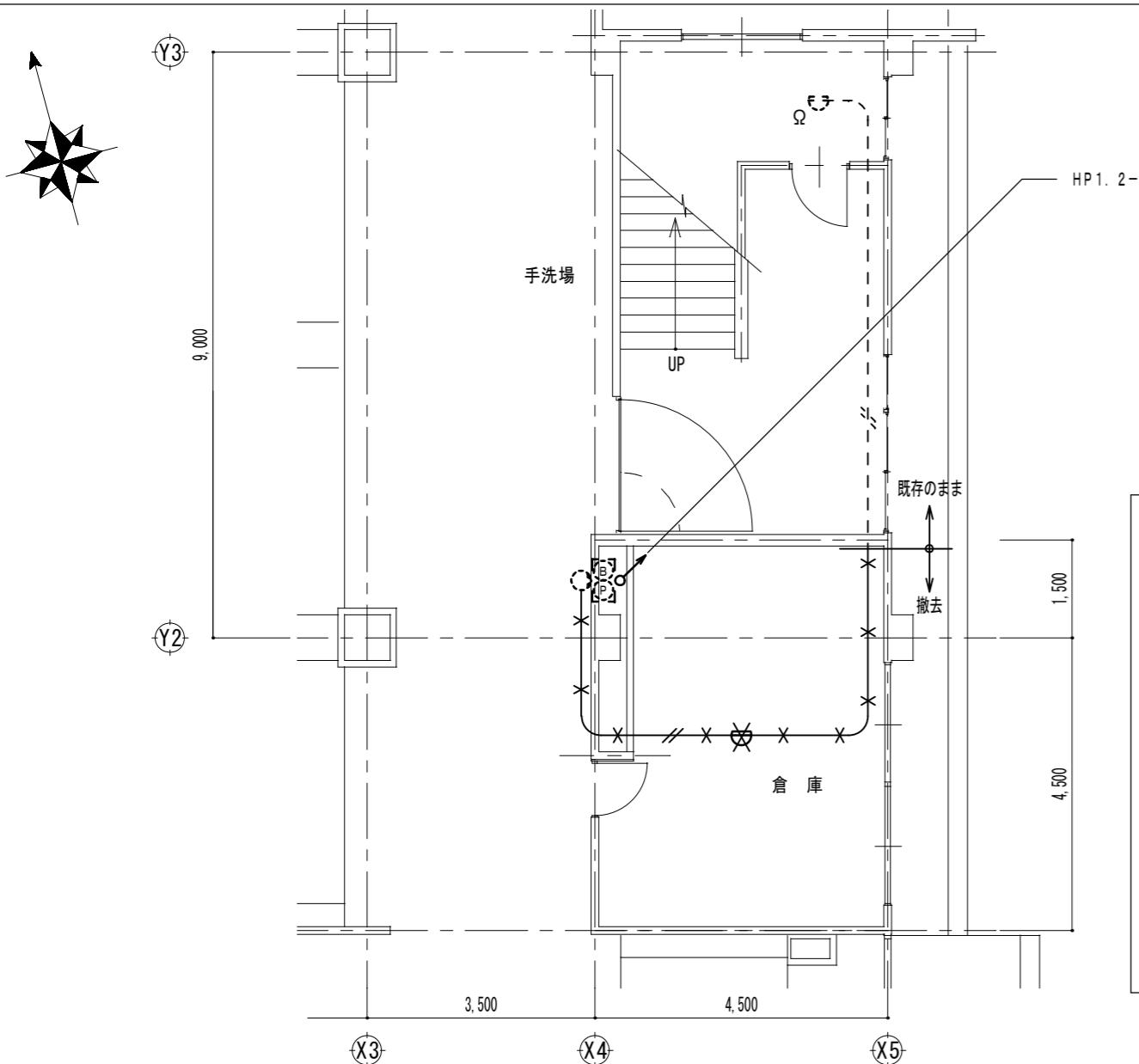
1階 平面図 1/100 (弱電設備)

(改修後) 1階平面図 弱電設備



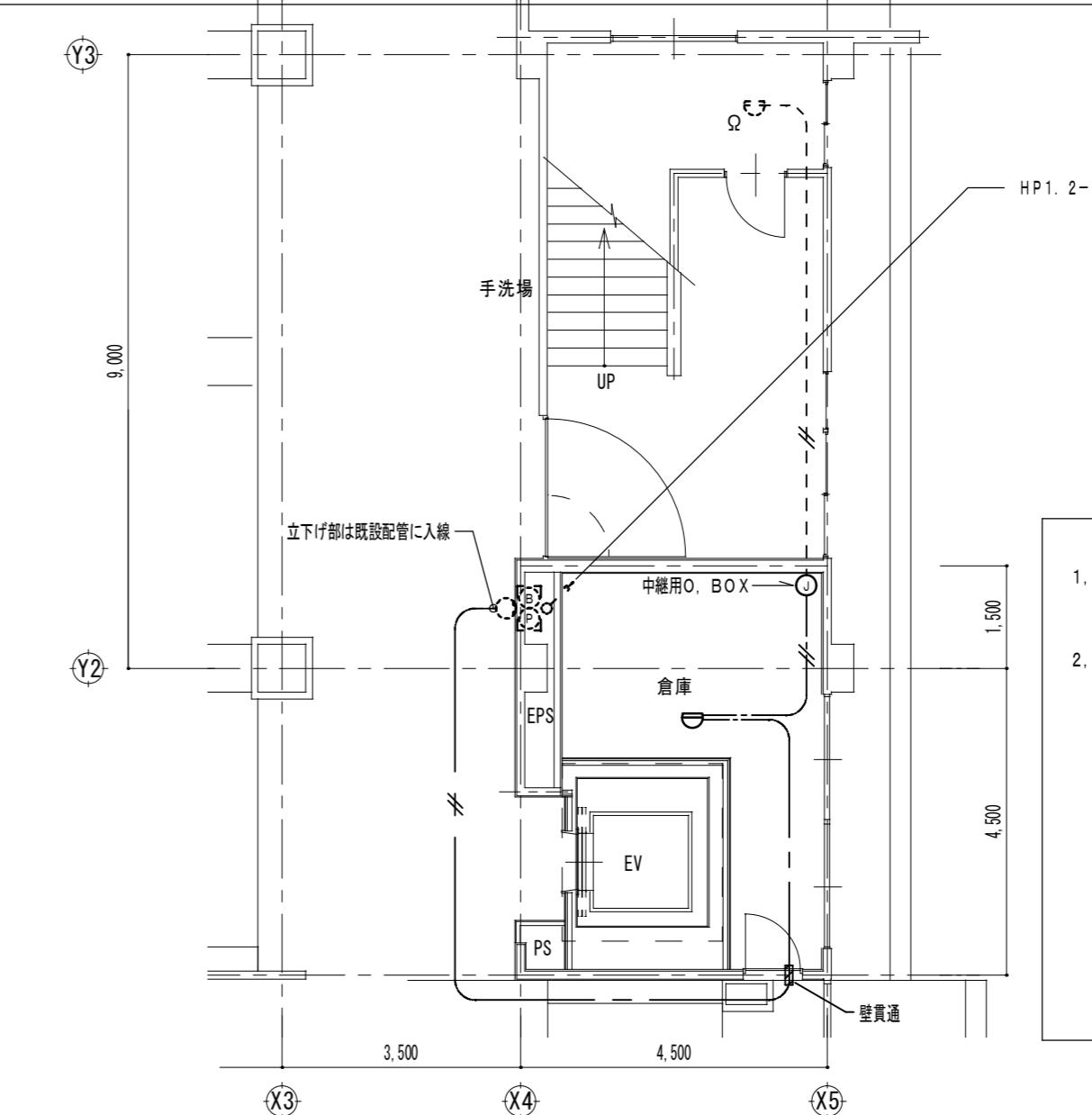
1階 平面図 1/100 (弱電設備)

(改修前) 1階平面図 自動火災報知設備



1階 平面図 1/100 (自動火災報知設備)

(改修後) 1階平面図 自動火災報知設備



1階 平面図 1/100 (自動火災報知設備)

特記

月	日
1	
1	
1	

U 建築設計

三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897  
 一級建築士事務所 一級建築士第248160号  
 登録番号(1)第2118号 内田 貴之

設計番号

年 月 日

縮尺

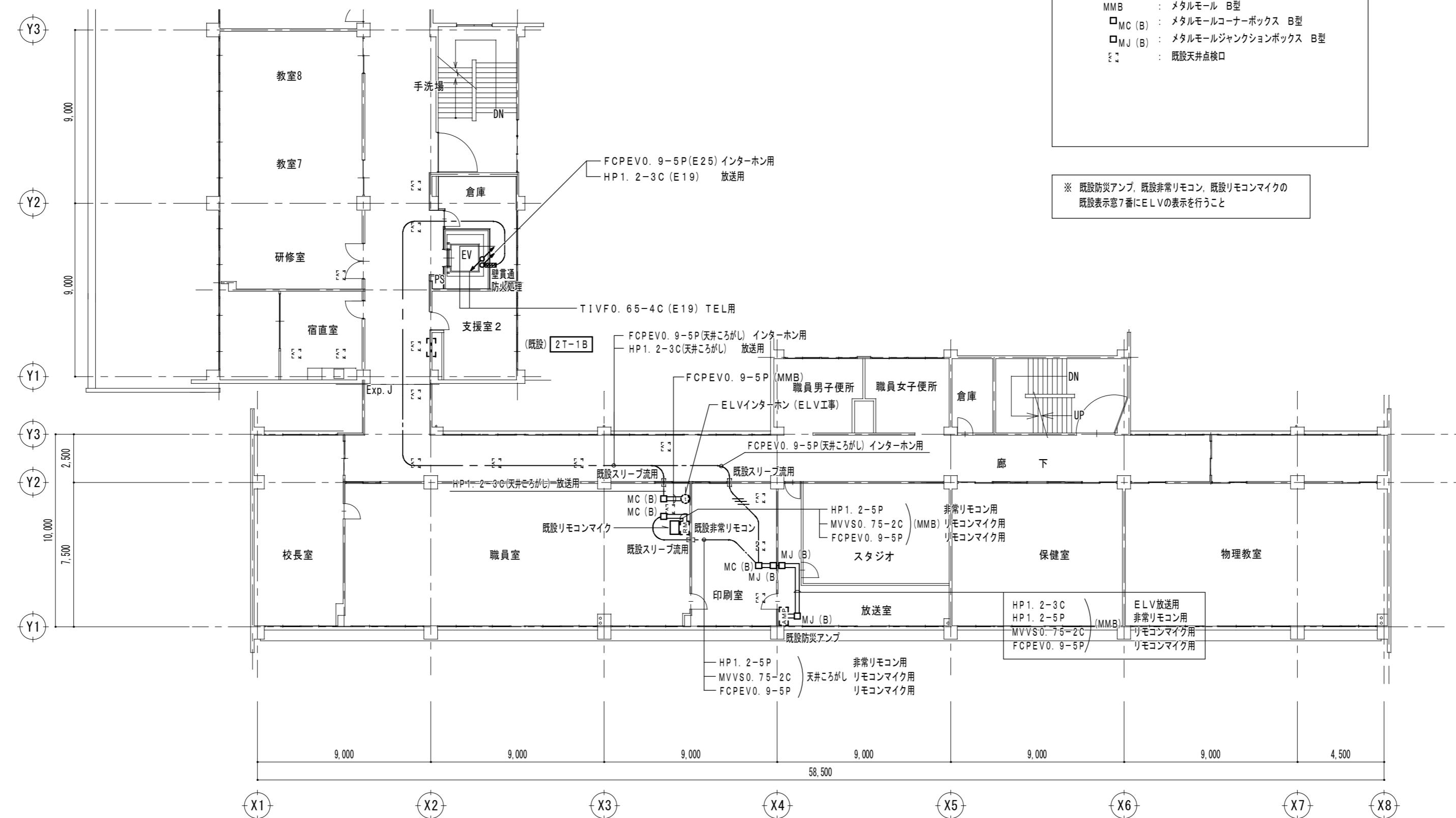
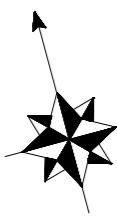
設計

1/100

津市立橋北中学校長寿命化改修工事

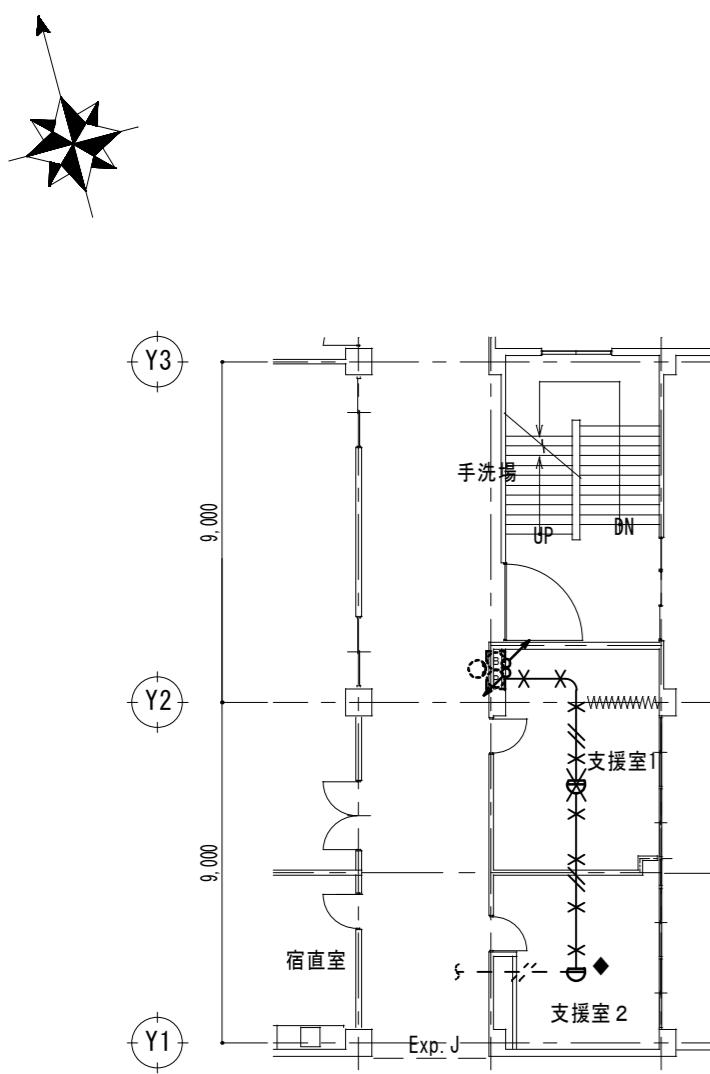
弱電・自動火災報知設備 1階平面図 (改修前後)

NO. E-10  
 \*\*  
 原図:A2



特記		月 日	U 建築設計	設計番号	年 月 日	縮尺	津市立橋北中学校長寿命化改修工事		N.O. E-11 **
			三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897				一級建築士事務所	一級建築士第248160号	
				設計		1/200	弱電設備 2階平面図	(改修後)	原図:A2
			登録番号(1)第2118号	内田 貴之					

(改修前) 2階平面図



## 特記事項

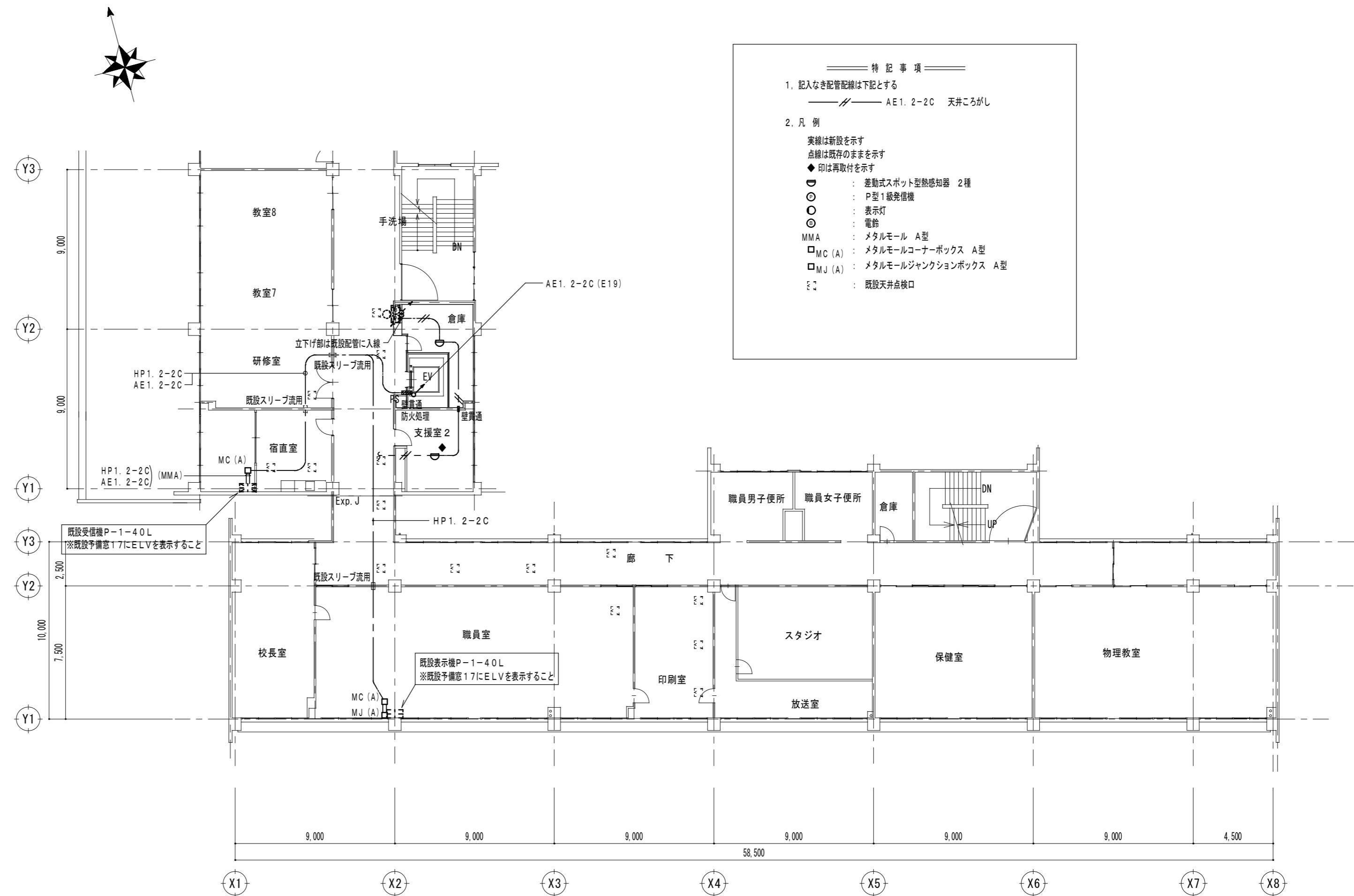
1. 記入なき配管配線は下記とする

AE1. 2-2C (19) 天井隠蔽

## 2. 凡例

- × 印は撤去を示す。配管配線の場合は、配管配線共撤去とする
- 点線は既存のままを示す
- ◆ 印は一時取外しを示す
- : 差動式スポット型熱感知器 2種
- : P型1級発信機
- : 表示灯
- : 電鈴

(改修後) 2階平面図



特記

月	日	U建築設計	設計番号	年月日	縮尺
1		三重県津市白塙町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897			
1		一級建築士事務所	一級建築士第248160号		
1		登録番号(1)第2118号	内田 貴之		1/200

津市立橋北中学校長寿命化改修工事

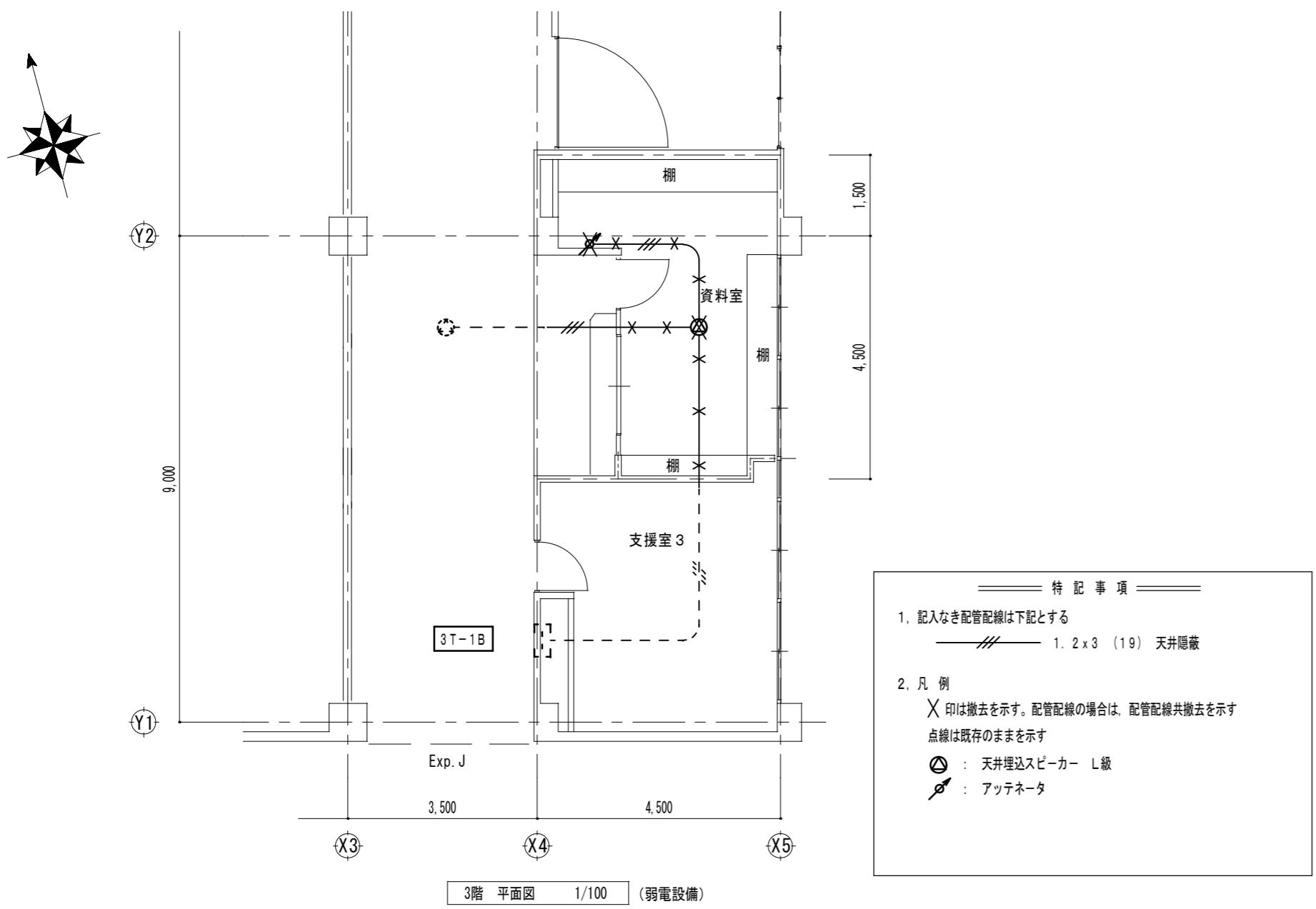
N.O.  
E-12

自動火災報知設備 2階平面図

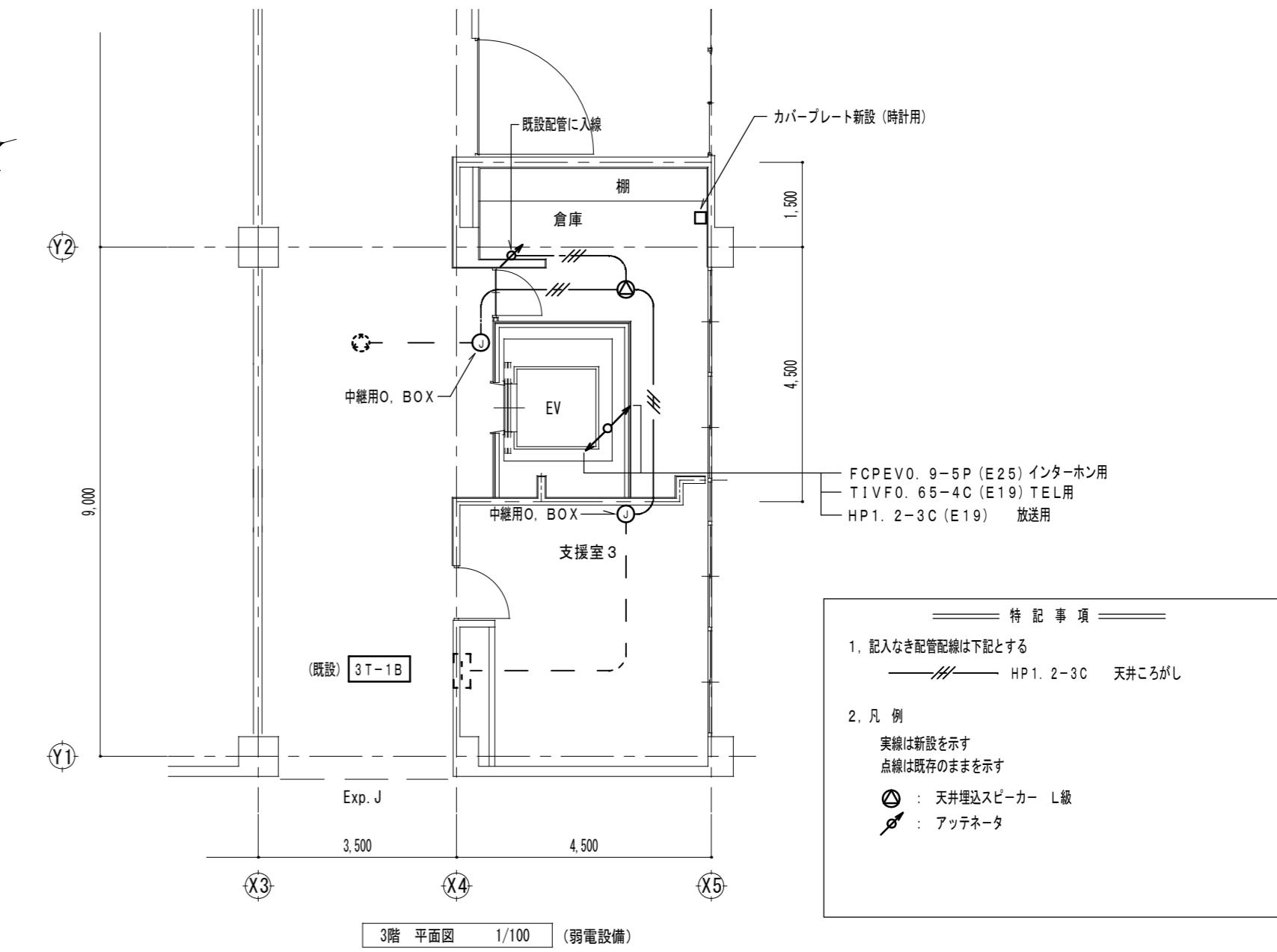
(改修前後)

原図:A2

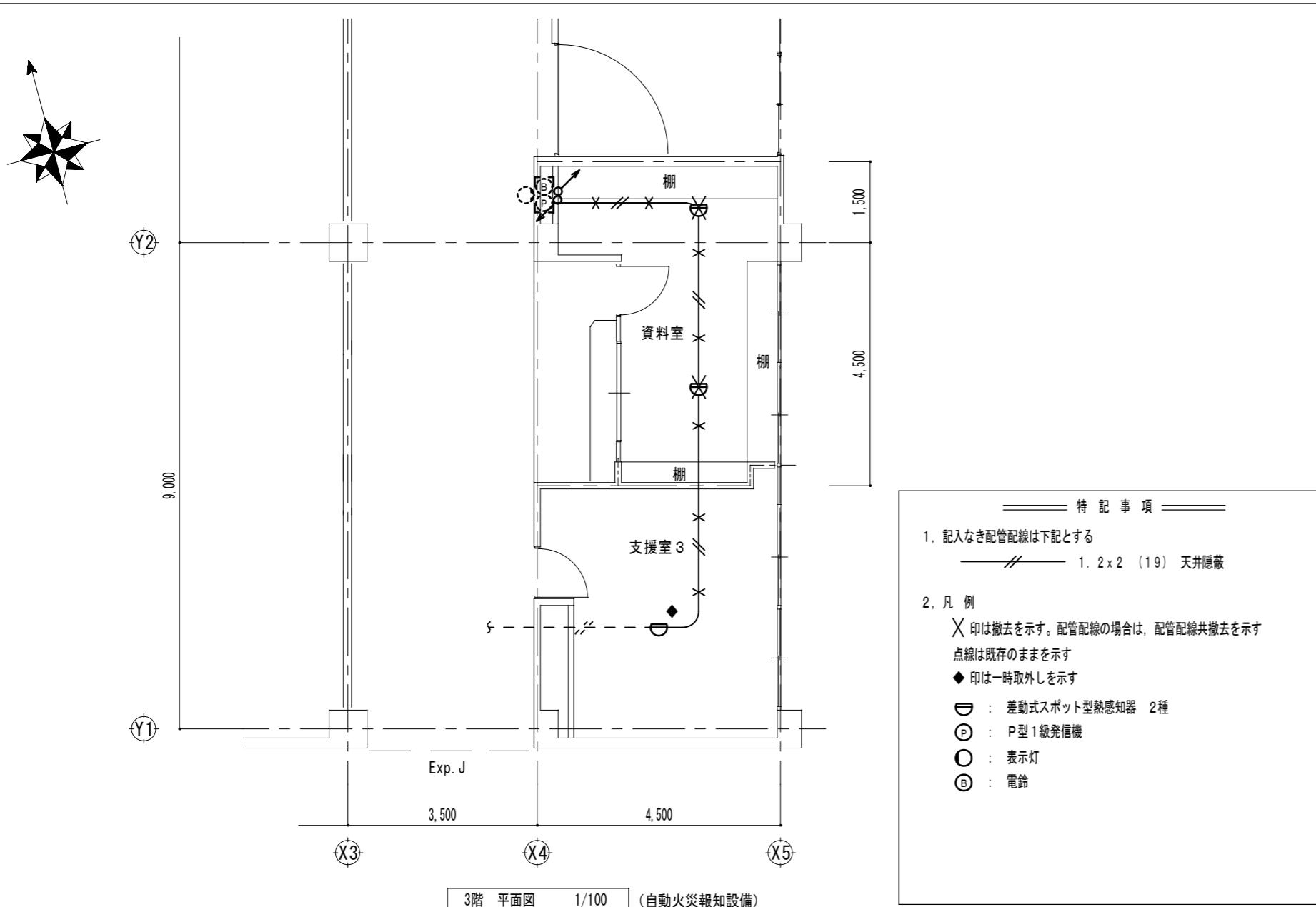
(改修前) 3階平面図



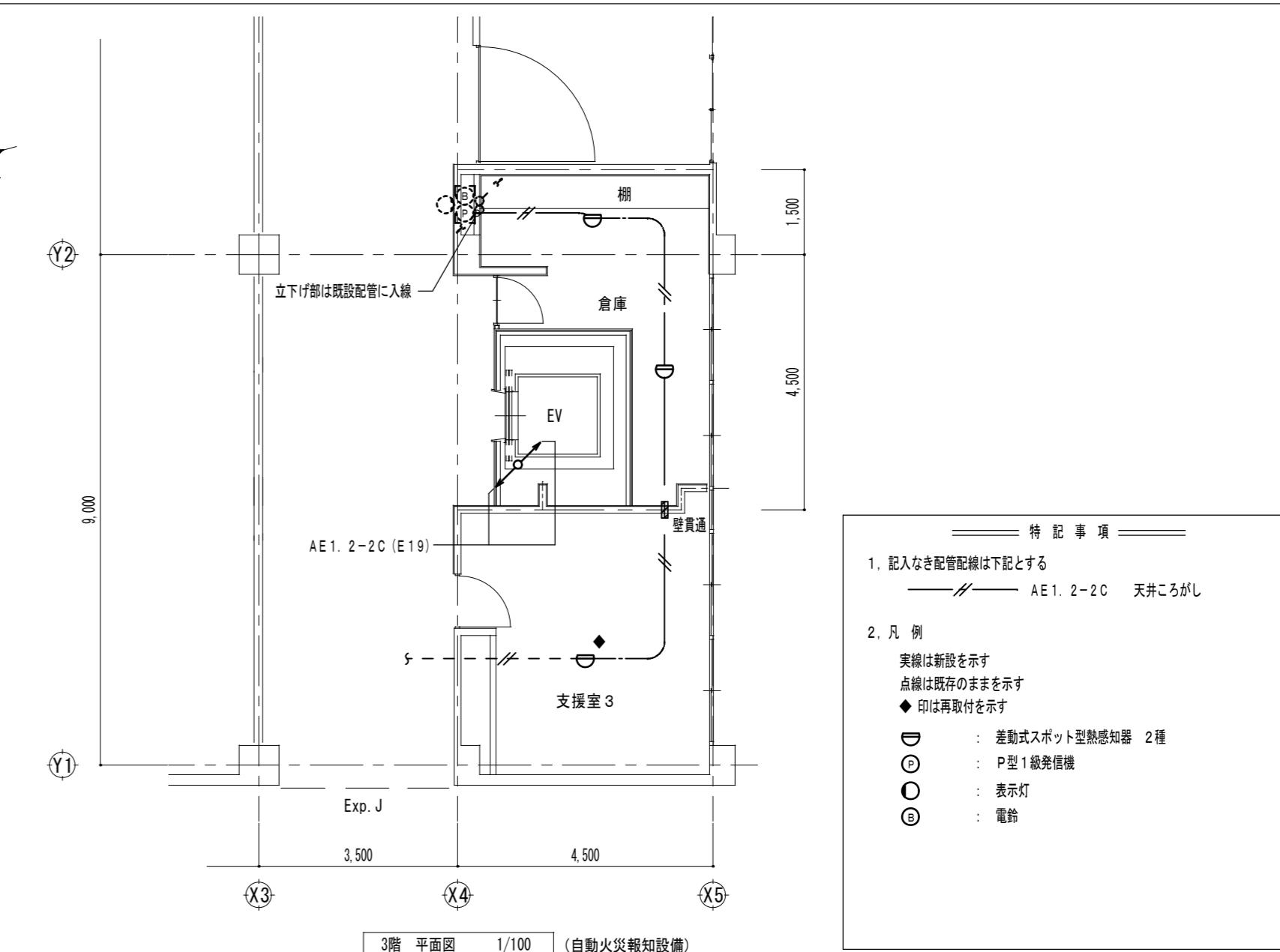
(改修後) 3階平面図



(改修前) 3階平面図



(改修後) 3階平面図



特記

月

日

U 建築設計

三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897

一級建築士事務所 一級建築士第248160号

登録番号(1)第2118号 内田 貴之

設計番号

年

月

日

縮尺

1/100

津市立橋北中学校長寿命化改修工事

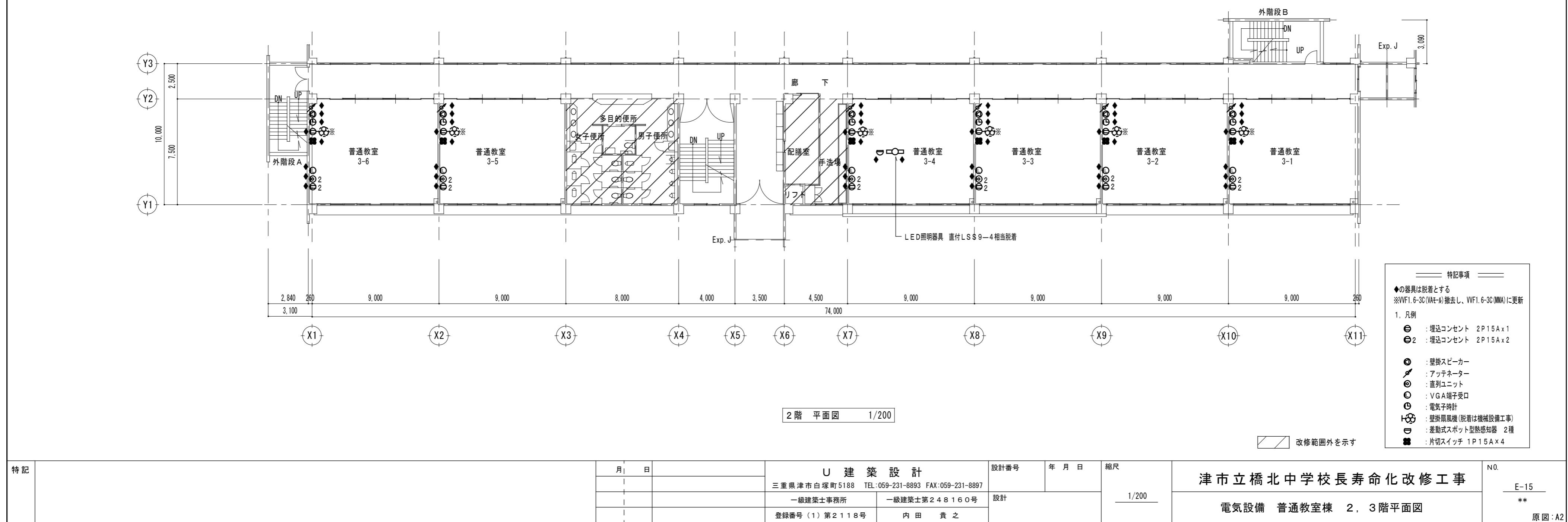
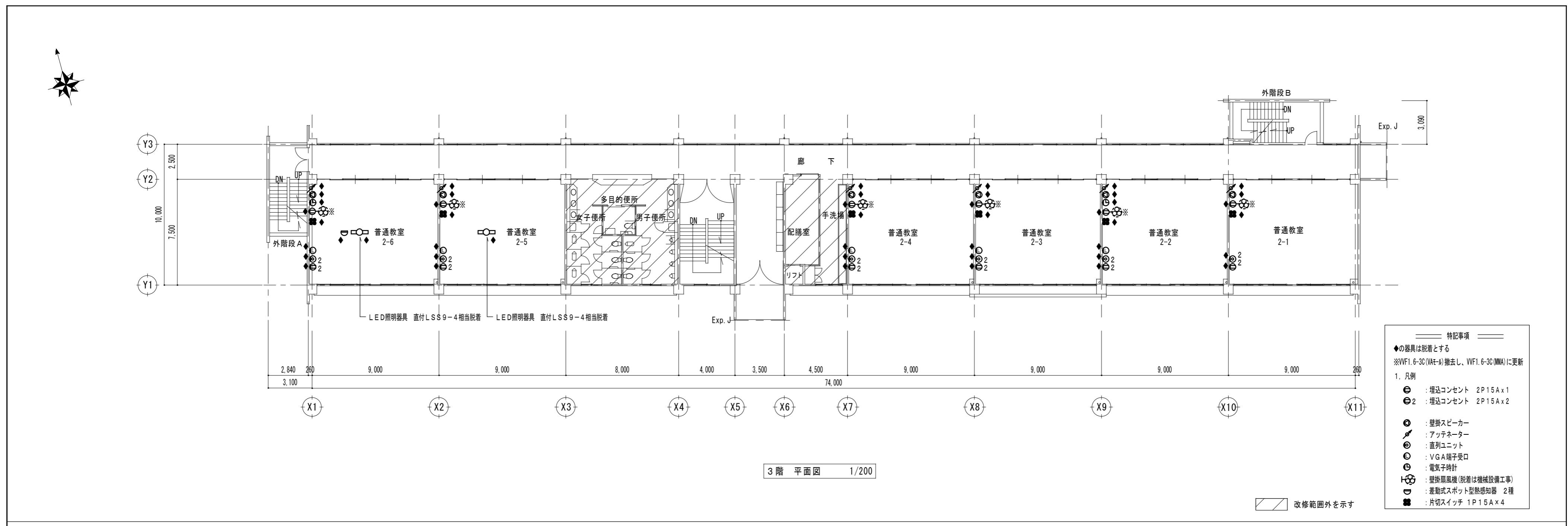
弱電・自動火災報知設備 3階平面図 (改修前後)

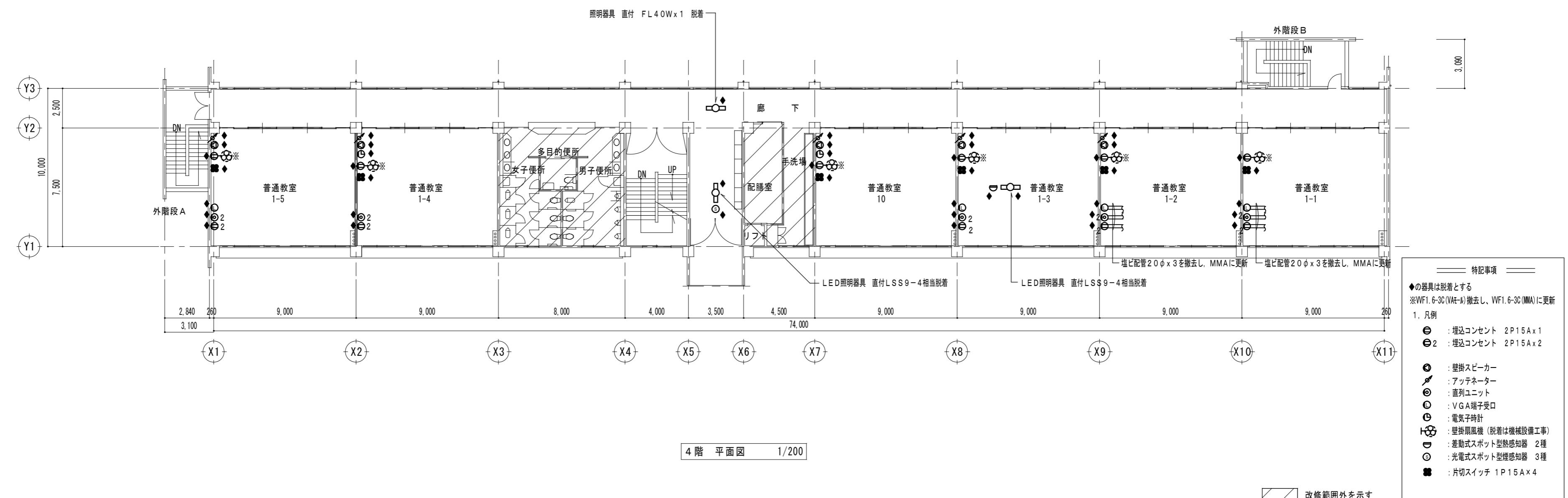
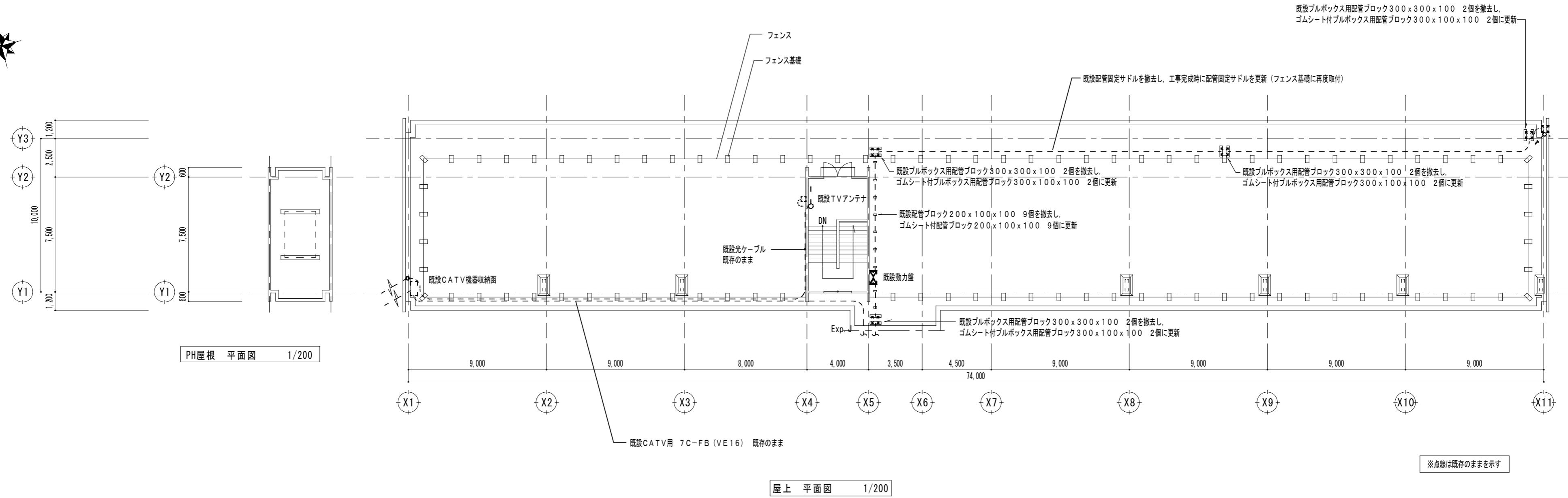
NO. E-13

\*\*

原図:A2







特記		月 日		U 建築設計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号	年 月 日	縮尺	津市立橋北中学校長寿命化改修工事 電気設備 普通教室棟 4階 屋上平面図	N.O. E-16 ** 原図 A2

機械設備工事特記仕様書			
1 工事名称	津市立橋北中学校長寿命化改修工事		
2 工事場所	津市 桜橋 地内		
3 建築概要	普通教室棟 鉄筋コンクリート造 4階建 昇降口管理棟 鉄筋コンクリート造 4階建 消音室の適用 7項		
4 適用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官房常務監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」 「公共建築設備工事標準仕様書（電気、機械設備工事編）令和4年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針令和4年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。		
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり、取り合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、将来不具合が発生しうる判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図とおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取引合いについては必ず当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 ■建築工事に準じる 完成図等 : <input checked="" type="checkbox"/> 作成する ( 完成図 <input checked="" type="checkbox"/> 保全に関する資料 <input checked="" type="checkbox"/> ( )) <input checked="" type="checkbox"/> 完成図作図範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。 ※ 工事写真は営業工事写真撮影要領(国土交通大臣官房官房常務監修(最新版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和3年1月付け国建技第14号)」による。 ※ 建築完成工事の場合、監督員に確認のこと。		
(2) 機器及び材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書(メカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。		
(3) 官公署等への届出手続	工事に伴う関係官署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 □ 本工事(建築工事) <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事 <input checked="" type="checkbox"/> 別途工事		
(4) 品質管理	工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。		
(5) 出来形管理	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度 (設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認、埋め込み深さ) ・ 基礎寸法 <input checked="" type="checkbox"/> 水平、垂直等		
(6) 製品確認	発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない		
(7) 耐震安全性の分類	構造体( )類 建築非構造部材( )類 建築設備( )類		
(8) 機器の地震力(主要機器) □図示による			
機器名			
設置階 ( )	設計標準震度Ks ( )	地域係数 (1.0)	
水槽類			
設置階 ( )	設計標準震度Ks ( )	地域係数 (1.0)	
その他監督員が指示するもの			
(9) 冷媒(フロン類)の回収	<input checked="" type="checkbox"/> 適用する	<input checked="" type="checkbox"/> 適用しない	
冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・ フロン回収行程管理票 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)			
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行うこと。 パッケージ空調装置の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。			
(10) 中間技術検査			
実施回数 ( ) 回			
実施する段階 ( )			
(11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。		
1) 引渡しを要するもの ( )	上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。		
2) 特別管理産業廃棄物 ( )	処理方法 ( ) なお施工に際して廃石綿等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。		
3) 建設発生土 ( )	構内敷きならし <input checked="" type="checkbox"/> 处分地指定 处分地 ( ) ( ) 处分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 ( ) km		
4) 現場内において再利用を図るもの ( )			
5) 分別解体等の方法			
	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	<input checked="" type="checkbox"/> 新 築	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業、機械作業併用
	<input checked="" type="checkbox"/> 改 修	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
	<input checked="" type="checkbox"/> 解 体		
(6) 再資源化を図るもの ( )	コンクリート塊 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルトコンクリート塊 建設発生木材 ( )		
7) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)			
(12) 電気保安技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 配置する	<input checked="" type="checkbox"/> 配置しない	
(13) 施工条件	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 ■建築工事に準じる		
1) 施工可能日	<input checked="" type="checkbox"/> 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり	<input checked="" type="checkbox"/> 指定なし	
2) 施工可能時間帯	<input checked="" type="checkbox"/> 指定なし	<input checked="" type="checkbox"/> 指定あり ( 時 ~ 時 )	
(14) 仮設工事	構内既存の施設 ■建築工事に準じる		
1) 便所	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できる	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できない	
2) 工事用水	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できる(有償)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できる(無償)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できない
3) 3) 工事用電力	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できる(有償)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できる(無償)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用できない
※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。			
(15) 足場 ■建築工事に準じる			
内部足場の種別(参考) <input checked="" type="checkbox"/> 脚立 <input checked="" type="checkbox"/> 棚脚足場 <input checked="" type="checkbox"/> ( )			
外部足場の種別(参考) <input checked="" type="checkbox"/> 手摺先行据置枠組本足場			
□ その他( )			
防護シート等による養生	<input checked="" type="checkbox"/> 適用する	<input checked="" type="checkbox"/> 適用しない	
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法用足場方式により行うこと。			
足場の組立て後、足場に間に十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。			
つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に間に十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。			
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能効力向上教育を受けた者			
2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参考図」に必要な資格を有する者			
3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検業務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行つ教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者			
(16) 建築材料等			
1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とする。			
品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。			
2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。			
3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: )			
4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名: )			
5) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。			
6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: )			
(17) 三重県産業廃棄物	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。		
また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。			
(18) 事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。		
なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。			
(19) 既設との取合い・養生	本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。		
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない復旧すること。			
(20) 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 工事現場で使用し、又は使用される車両(資機材等の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。		
(21) その他			
1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。			
2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。			
3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(令和2年4月1日施行)等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。			
(22) 現場での安全確保(自主施工の原則)	1) 受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段において定め、工事を実施すること。 2) 計画図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。		
(23) 建築副産物情報交換システムの利用	受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬出があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。		
6 工事種目	6 工事種目		
	給排水衛生設備工事		
	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外給水設備工事	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内排水設備工事	
	<input checked="" type="checkbox"/> 配管設備工事	<input checked="" type="checkbox"/> 消火設備工事	
	<input checked="" type="checkbox"/> 空調設備工事	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内ガス設備工事	
7 工事概要	7 工事概要		
	給排水衛生設備工事		
	(1) 給水設備工事		
	本工事は図示のごとく工事範囲とし、高架水槽重力式により所要の各所の配管撤去、新設をおこなう。		
	(2) 屋内排水通気設備工事		
	本工事は排水通気設備の撤去新設をおこなう。		
	(3) 都市ガス設備工事		
	本工事は都市ガス配管の撤去新設をおこなう。 ガス供給業者の責任施工とする。		
	空調設備工事		
	(1) 機器設備工事		
	本工事は、外壁改修にともない、室外機の取外し再取付をおこなう。		
	(2) 換気設備工事		
	本工事は、内装改修にともない、換気設備の取外し再取付をおこなう。		
8 総合			

特記		月	日	U 建 築 設 計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号 年 月 日 縮尺 設計	津市立橋北中学校長寿命化改修工事 機械設備工事特記仕様書(1)	N. M-1 *** 原図A
				一級建築士事務所 一級建築士第248160号			
				登録番号(1)第2118号 内田 貴之			

※ 横走り管の吊り間隔			
銅管	100A以下	2m 以下	
	125A以上	3m 以下	
※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔			
支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
銅管	-	50A~100A	125A~
ビニール管 耐火二層管	80A以下	1m 以下	
銅管	100A以上	2m 以下	

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔			
支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
銅管	-	50A~100A	125A~
ビニール管 耐火二層管	25A~40A	50A~100A	125A~

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔  
基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下  
形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※ 液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。

(2) ダクト工事  
矩形ダクト  垂鉄鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCA) 鎌金付着Z18以上  
 ステンレス鋼板 JIS G4305  
 アンブリュランジ工法  
 共板フランジ工法  
 スライドオンフランジ工法  
形鋼補強  山形鋼 JIS G 3101  SUS鋼材 JIS G 4317  
丸ダクト  スパイラルダクト  
 下部適用リサイクル三層質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

1) 材料	部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。
■ ガラスウール保温材	保温板、保温筒、保温帶 JIS A 9504 40K (屋内一般等)
■ 給水管	■ 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 消火管 (露出部) <input type="checkbox"/> 蒸気管 (往) <input type="checkbox"/> 蒸気管 (還) <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷媒管 (屋外等)
<input type="checkbox"/> 給湯管 (70°C以上)	<input type="checkbox"/> 温水管 <input type="checkbox"/> 蒸気管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ロックウール保温材	保温板 JIS A 9504 1号又は2号 (防火区画貫通部等)
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 温水管 <input type="checkbox"/> 蒸気管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷媒管
<input type="checkbox"/> ポリスチレンフォーム保温材	保温板、保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等)
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4°C)
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/> 消火管 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 合成樹脂調合ペイント塗り塗料	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出)
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 通気管 <input type="checkbox"/> ドレン管
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 溶水管 <input type="checkbox"/> 油管 <input type="checkbox"/> 冷却水管
<input type="checkbox"/> ダクト (垂鉄鉄板製)	<input type="checkbox"/> ダクト (鋼板製)
<input type="checkbox"/> さび止めペイント塗り塗料	JIS K 5621 (一般用鉄止めペイント) 2種 (露出)
<input type="checkbox"/> 蒸気管 (往)	<input type="checkbox"/> ダクト (鋼板製)
<input type="checkbox"/> アルミニウムペイント塗り塗料	JIS K 5492 (アルミニウムペイント) 下塗りは鉄止めペイント
<input type="checkbox"/> 蒸気管 (還)	<input type="checkbox"/>

2) 保温厚

・ ガラスウール、ロックウール					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	~80A	100~150A	-	200A~	-
膨張・温水・消火管	-	-	-	-	-
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~
・ ポリスチレンフォーム	20	25	30	40	50
保温厚 (mm)	~80A	100A~	-	-	-
給水・消火・排水管	-	-	~25A	32~200A	250A~
冷水・冷温水管	-	-	~20A	25A~100A	125A~
冷水管 (冷水温度2~4°C)	-	-	-	-	-
プライン管	-	-	~25A	32~80A	100A~
・ 機器ダクト保温厚	25mm	50mm	75mm		
保温厚	ダクト (屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンバー・エルボ 膨張・シング、鋼板製・タンク、排煙ダクト・隠蔽部 (ロックウール)	ダクト (屋内露出 [一般居室、廊下] )、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気・熱交換部 (ロックウール)	煙道 (ロックウール)		

3) 種別 給排水衛生設備配管の保温仕様
屋内露出 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 合成樹脂製カバー
機械室・書庫・倉庫 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 原紙 アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 アルミガラスクロス粘着テープ
壁裏内 (ビット内) <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色7色が選べる
屋外露出 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。  
※ 2) サヤ管工法: 架橋ポリエチレン・ポリ丁番管使用の場合は、上表保温不要。  
※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)
屋内露出 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 合成樹脂製カバー
機械室・書庫・倉庫 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 原紙 アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム アルミガラスクロス仕上
壁裏内 (ビット内) <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルミガラスクロス仕上
屋外露出 <input type="checkbox"/> 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別

□ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様
1 2 3 4 5
冷水・冷温水タンク <input type="checkbox"/> 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板仕上
鋼板製タンク <input type="checkbox"/> 鋼 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 カラー・亜鉛板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダ <input type="checkbox"/> 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板仕上
温水・膨張・還水 <input type="checkbox"/> 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板仕上
貯湯タンク <input type="checkbox"/> 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 カラー・亜鉛板 (屋内)
温水・蒸気ヘッダ <input type="checkbox"/> 保温板 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上
熱交換器 <input type="checkbox"/> 保温板 ポリエチレンフィルム

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別

□ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様
1 2 3 4 5
長方 屋内露出 <input type="checkbox"/> 保温板 カラー・鉄板
形ダクト <input type="checkbox"/> 一般・廊下 鋼 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋内隠蔽、D S内 <input type="checkbox"/> 保温板 鋼 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出、多湿箇所 <input type="checkbox"/> 保温板 鋼 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板
スパイラルダクト <input type="checkbox"/> 一般・廊下 保温板 カラー・鉄板
屋内隠蔽、多湿箇所 <input type="checkbox"/> 保温板 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出、多湿箇所 <input type="checkbox"/> 保温板 鋼 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板
サプライチャンバー、エルボ <input type="checkbox"/> 保温板 フラスコロス 銅亜金網
排煙ダクト長方形 <input type="checkbox"/> 保温板 フラスコロス
排煙ダクト円形 <input type="checkbox"/> 保温板 フラスコロス
煙道 <input type="checkbox"/> 保温板 フラスコロス

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帶、1号を使用。

※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亜亜金網) による亜亜金網を施した網目呼称16線径0.55  
の金網又はRW A S02による防錆処理を施した平ラス号で外側補強したものを使用。

※ 3) 銅亜金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様
機材 状態 塗装の種別
下塗り 中塗り 上塗り
白管 露出 合成樹脂調合ペイント 1 1 1 下塗りはさび止めペイント
黒管 露出 合成樹脂調合ペイント 2 1 1 下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工 ダクト保温施工範囲
1. S A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ( )
2. E A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ( )
3. R A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ( )
4. O A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ( )
チャンバー内貼施工 □ 内貼あり ( mm ) □ 固面貼なし □ 固面による □ その他 ( )

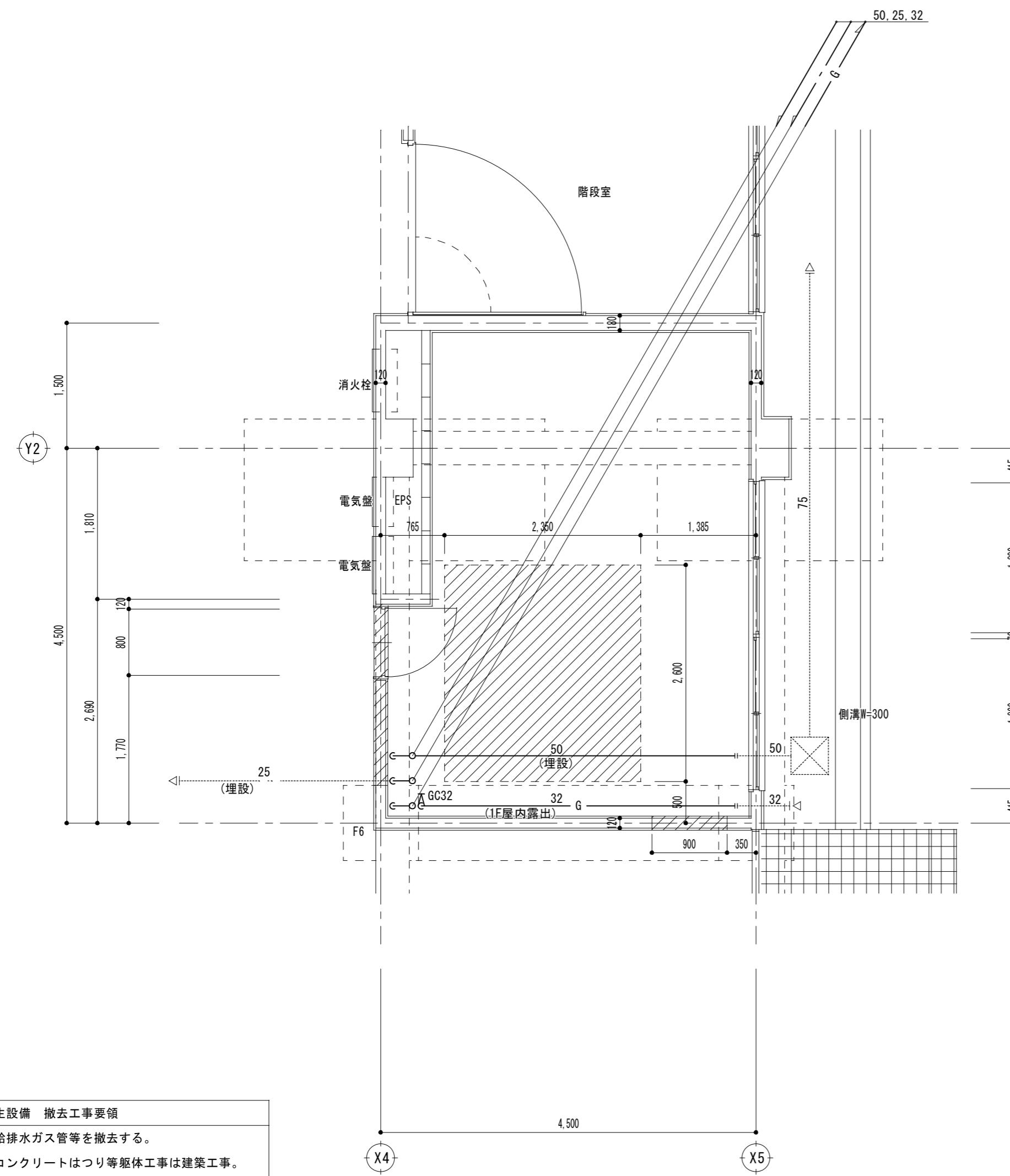
4) スリーブ工事  
1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む)

より40mm程度大 (-2サイズUP)なるものとする。

箱抜きスリーブは

改修面

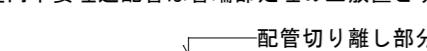
改修



給排水衛生設備 撤去工事要領

- 既設給排水ガス管等を撤去する。
- 土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

現状維持部分



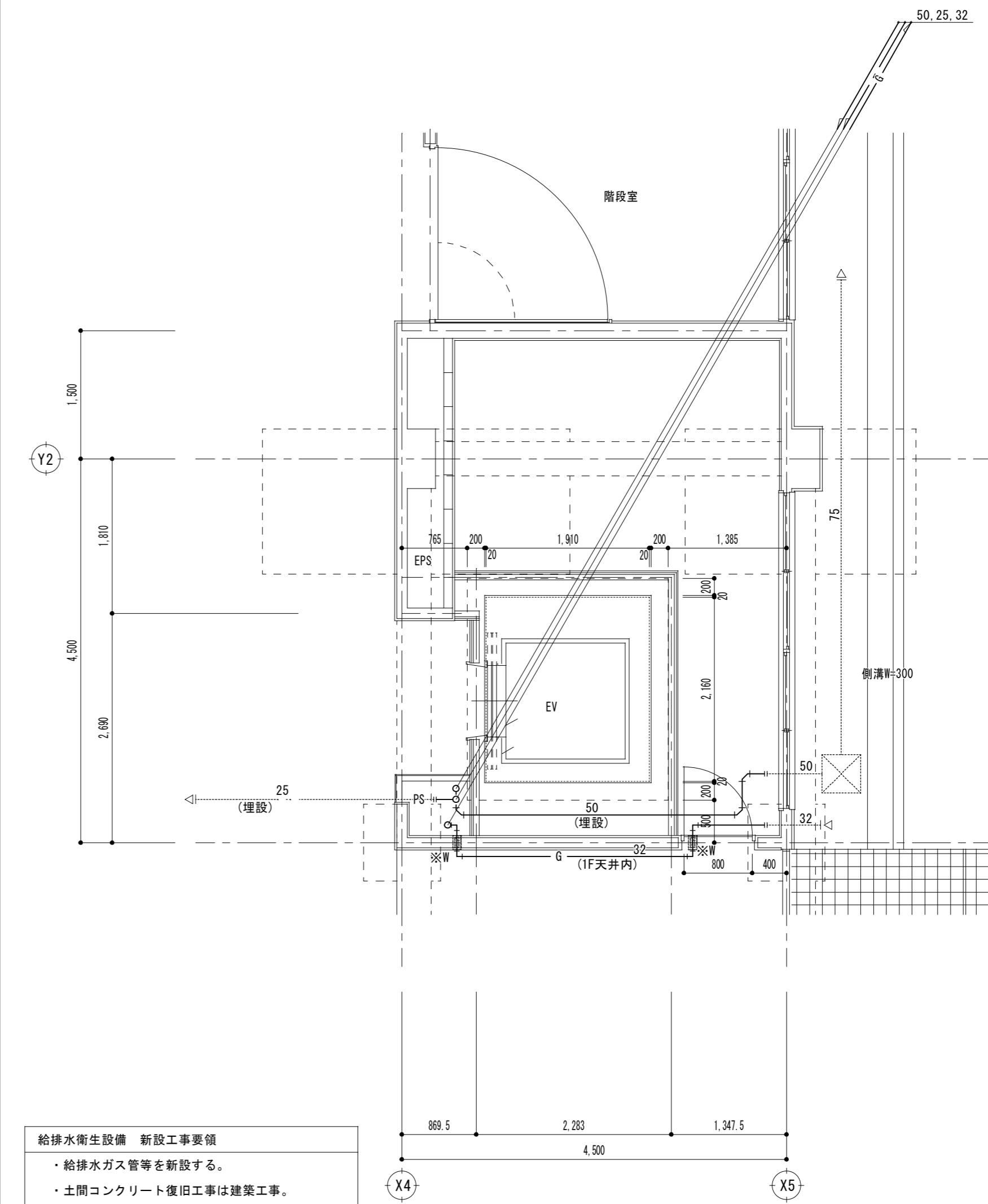
配管切り離し部分

配管撤去部分

- 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- 図中 ※C は配管撤去後、既設貫通口穴埋め、モルタル補修を示す。

1階 平面詳細図 1/5

凡例	
図示記号	名称
— - - - -	給水管
— — — — —	排水管
- - - - - - -	通気管
— — — G — — —	ガス管



給排水衛生設備 新設工事要領

- ・給排水ガス管等を新設する。
- ・土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

既設配管部分

既設管接続部分

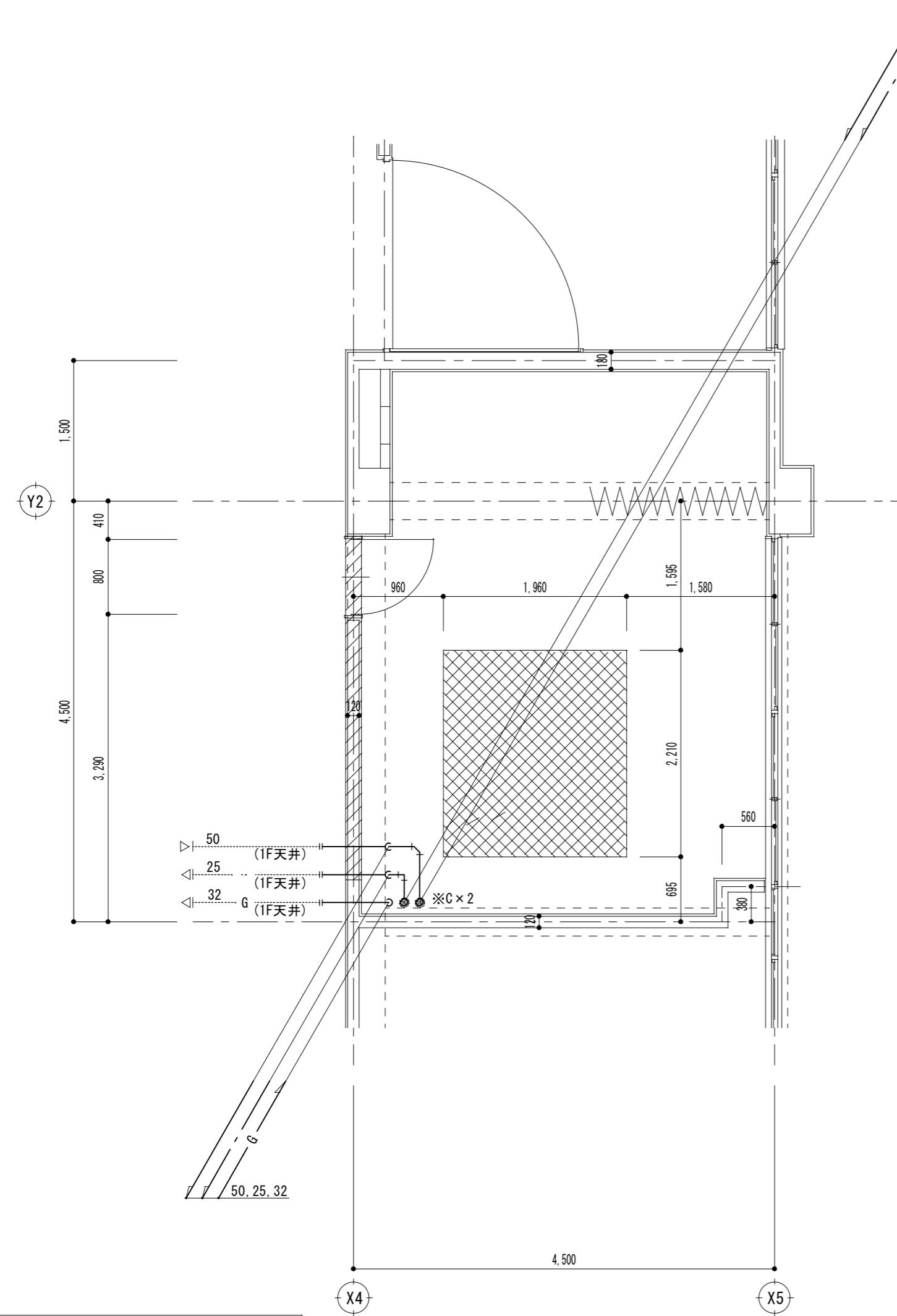
配管新設部分

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- ・図中 ※S は床コア貫通口、補修箇所を示す。
- ・図中 ※W は壁コア貫通口、補修箇所を示す。

1階 平面詳細図 1/50

凡 例	
図示記号	名称
— - —	給水管
— — — — —	排水管
- - - - -	通気管
— G — — —	ガス管

改修前

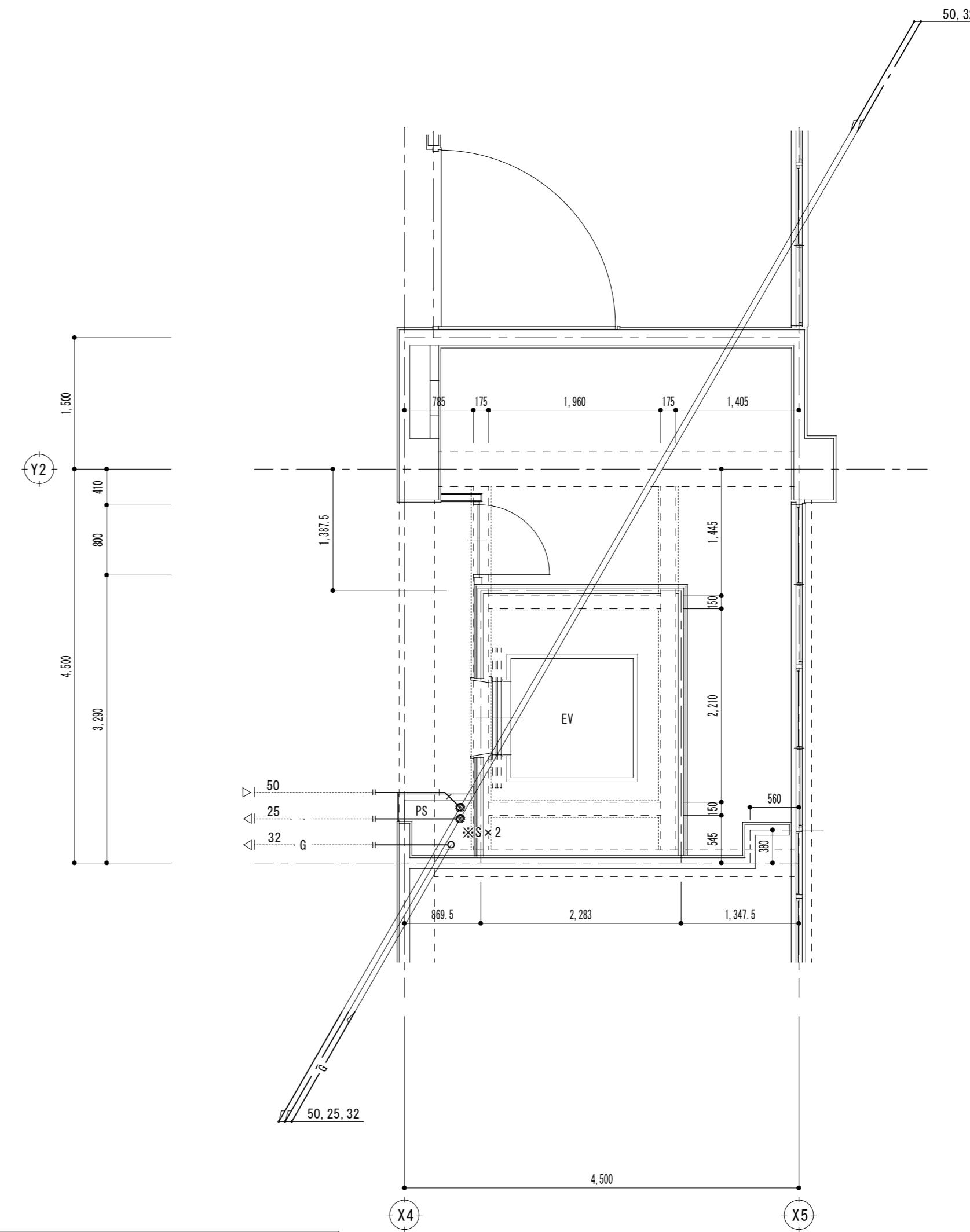


給排水衛生設備 撤去工事要領	
既設給排水ガス管等を撤去する。	
土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。	
壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。	
既設不要配管口穴埋めは本工事とする。	
図中 ※C は配管撤去後、既設貫通口穴埋め、モルタル補修を示す。	

2階 平面詳細図 1/50

凡例	
図示記号	名称
— — —	給水管
— — —	排水管
- - - - -	通気管
— G —	ガス管

改修後

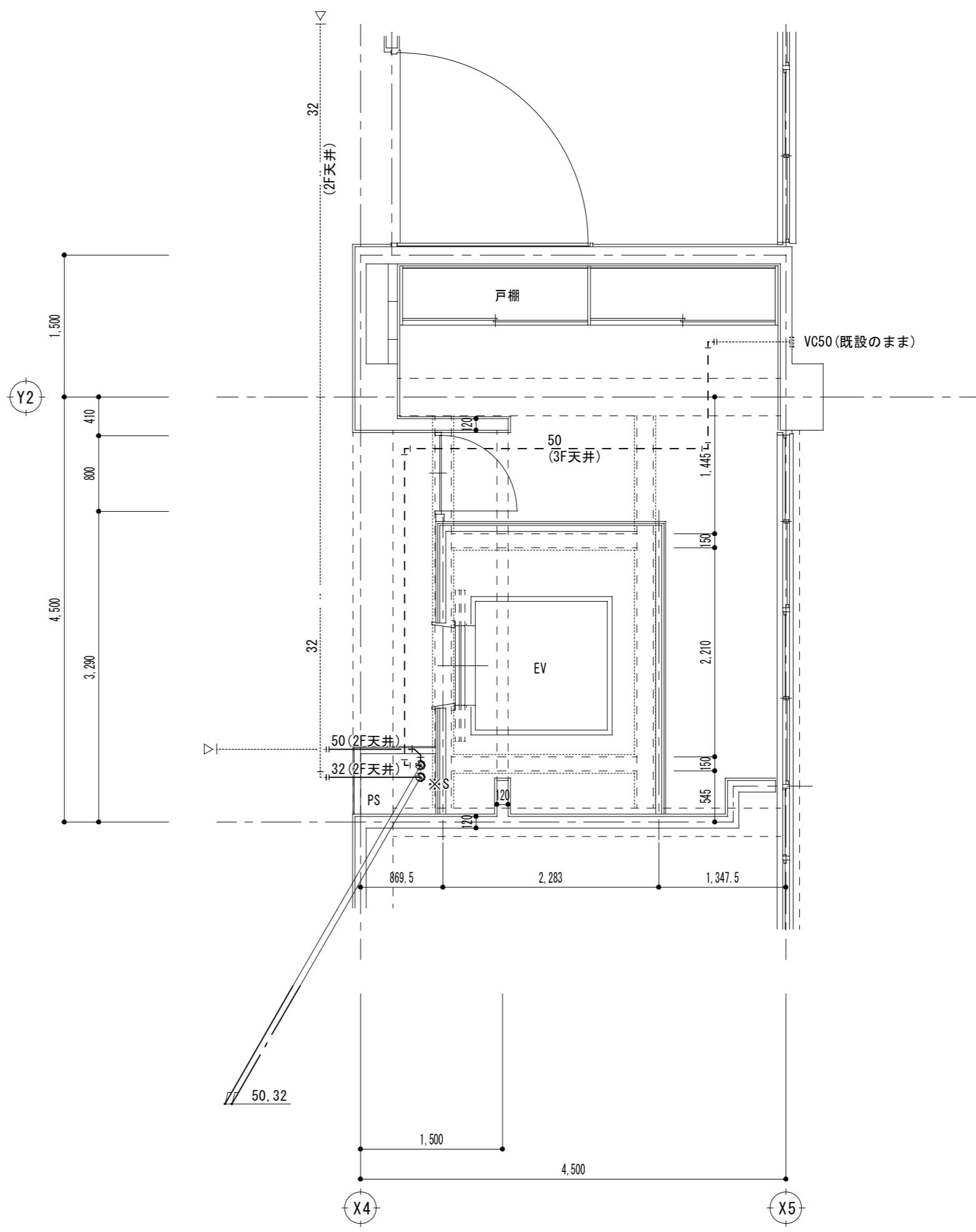
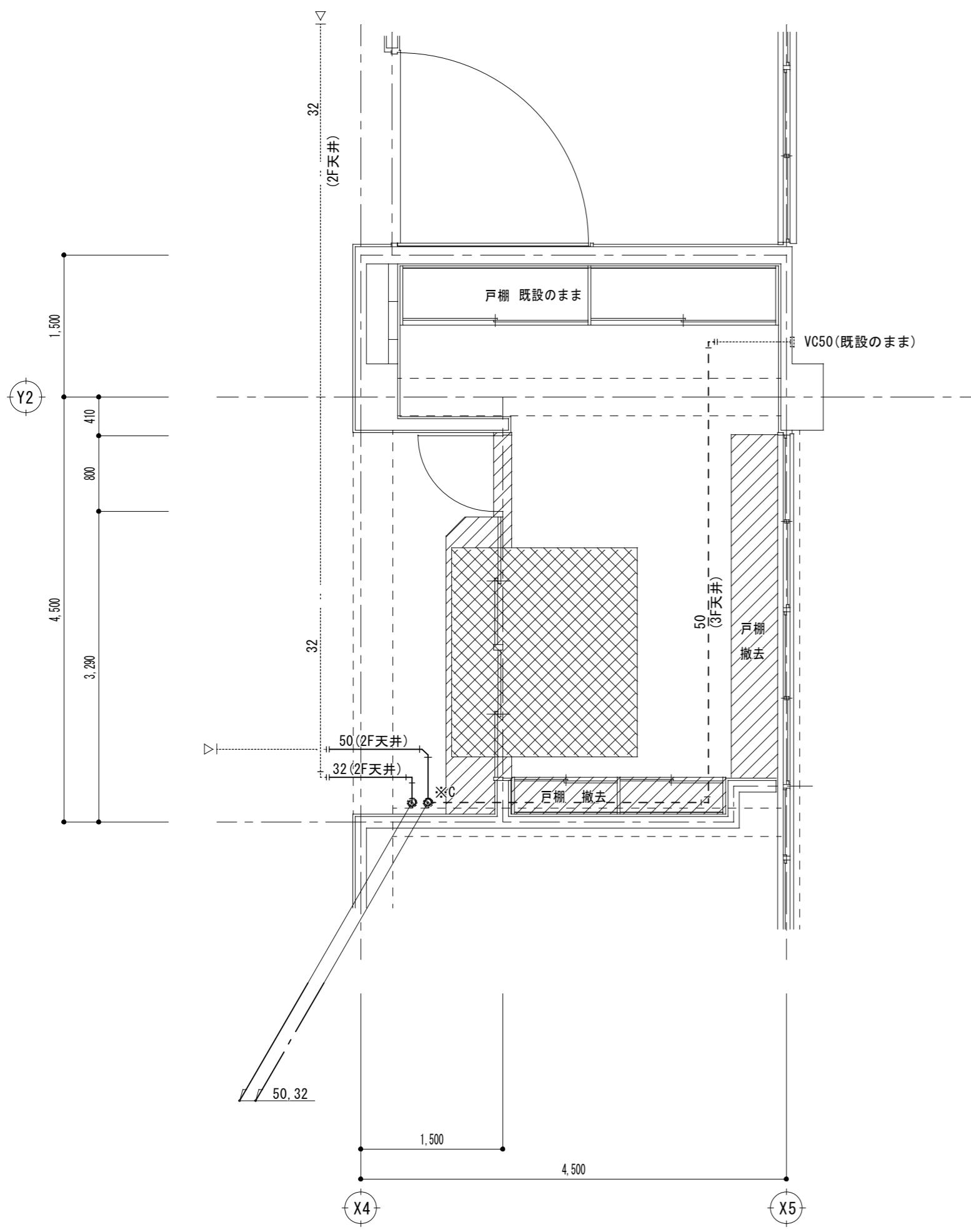


給排水衛生設備 新設工事要領	
既設給排水ガス管等を新設する。	
土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。	
既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。	
既設不要配管口穴埋めは本工事とする。	
図中 ※S は床コア貫通口、補修箇所を示す。	
図中 ※W は壁コア貫通口、補修箇所を示す。	

2階 平面詳細図 1/50

凡例	
図示記号	名称
— — —	給水管
— — —	排水管
- - - - -	通気管
— G —	ガス管

特記		月	日	U 建築設計 三重県津市白塙町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897 一級建築士事務所 登録番号(1)第2118号	設計番号 年月日 設計 内田 貴之	縮尺 1/50	津市立橋北中学校長寿命化改修工事 給排水衛生設備 2階平面詳細図 (改修前後)	NO. M-04 ** 原図:A2
		月	日					



給排水衛生設備 撤去工事要領

- 既設給排水ガス管等を撤去する。
- 土間コンクリートはつり等躯体工事は建築工事。
- 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。

現状維持部分

配管切り離し部分

配管撤去部分

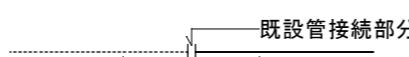
- 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- 図中 ※C は配管撤去後、既設貫通口穴埋め、モルタル補修を示す。

3階 平面詳細図 1/50

凡例	
図示記号	名称
— - — - —	給水管
— — — — —	排水管
- - - - - - -	通気管
— — — G — — —	ガス管

給排水衛生設備 新設工事要領

- ・給排水ガス管等を新設する。
- ・土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。



既設配管部分

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。
- ・図中 ※S は床コア貫通口、補修箇所を示す。
- ・図中 ※W は壁コア貫通口、補修箇所を示す。

3階 平面詳細図 1/50

凡例	
図示記号	名称
— - —	給水管
— — — — —	排水管
- - - - -	通気管
— G — — —	ガス管

特記	
----	--

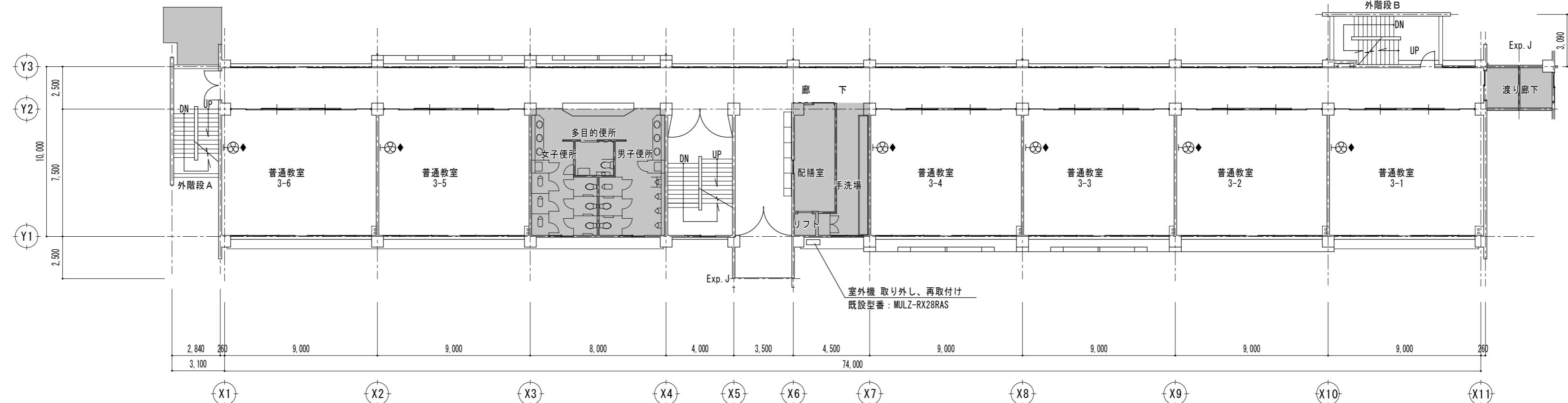
月	日		U 建 築 設 計	設計番号	年 月 日	縮尺
			三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897			
			一級建築士事務所	一級建築士第248160号	設計	
			登録番号(1)第2118号	内田 貴之		

## 津市立橋北中学校長寿命化改修工事

## 給排水衛生設備 3階平面詳細図 (改修前後)

0.  
M-05  
\*\*

2階平面図 1/200

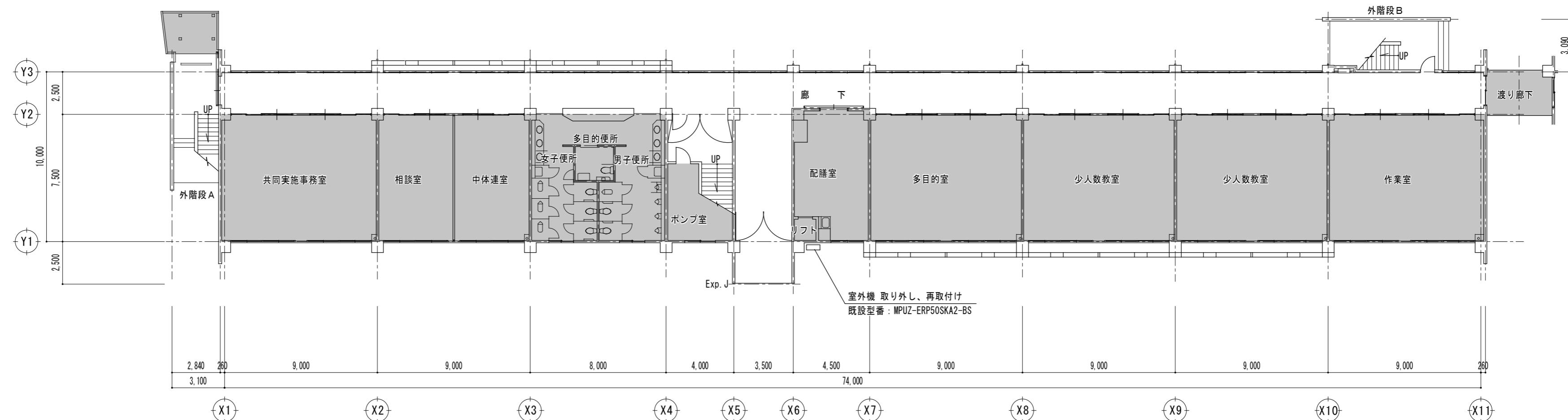
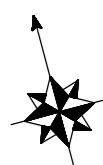


## 1. 凡例

## ：壁掛扇風機

◆は器具の脱着を示す

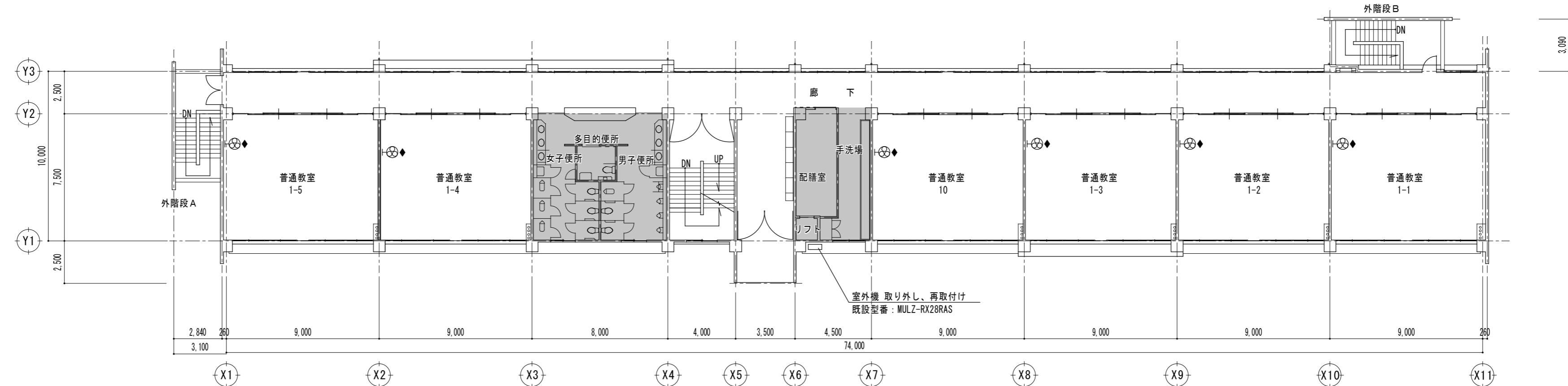
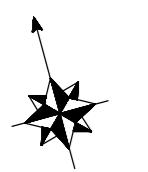
1階平面図 1/200



改修範囲外を示す

特記		月	日	U 建築設計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号	年 月 日	縮尺	津市立橋北中学校長寿命化改修工事 空調・換気設備 1, 2階平面図(改修前後)	N. M-6 ** 原図A
				一級建築士事務所	一級建築士第248160号	設計	$\frac{A2}{A3} 1/200$ $1/282.8$		
				登録番号(1)第2118号	内田 貴之				

4階平面図 1/200

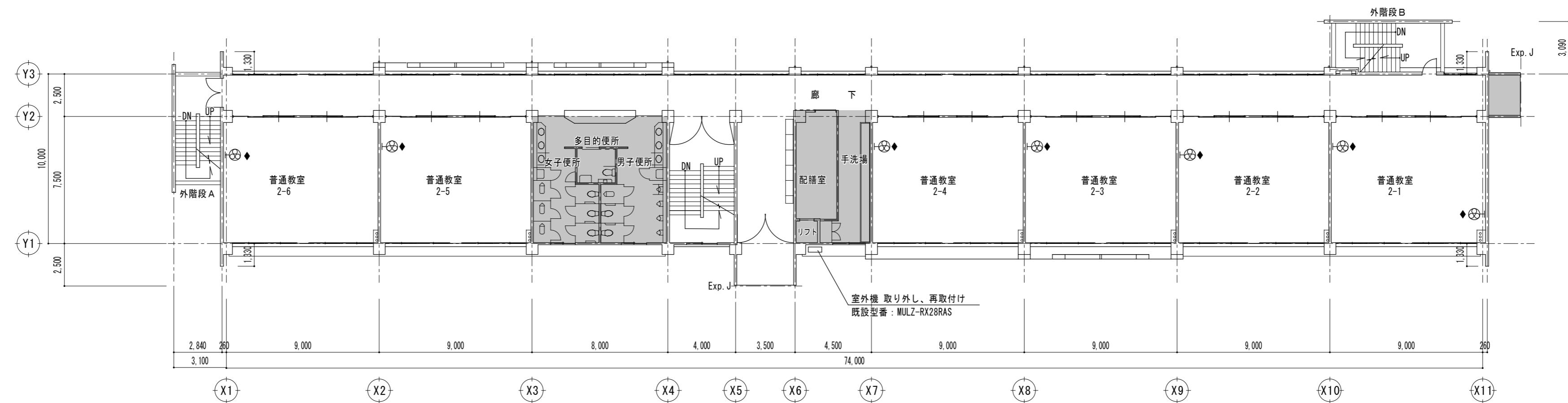
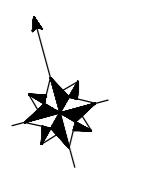


1. 凡例

H◎ : 壁掛扇風機

◆は器具の脱着を示す

3階平面図 1/200



1. 凡例

H◎ : 壁掛扇風機

◆は器具の脱着を示す

特記

特記		月	日	U 建築設計 三重県津市白塙町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897 一級建築士事務所 登録番号(1)第2118号	設計番号 年月日 設計 A2 1/200 A3 1/282.8	縮尺 空調・換気設備 津市立橋北中学校長寿命化改修工事	NO. M-07 **
						原図:A2	

## エレベーター仕様要項

分類	仕様項目	0 1号機
機種名称	機械室エレベーター	
機種形名	P 11-C O	
用途	乗用	
制御方式	可変電圧可変周波数制御(回生なし)	
操作方式	乗合全自動方式(1 C - 2 B C)	
積載量	7 50 k g	
定員	1 1名	
定格速度	4 5 m / m i n	
戸閉方式	2枚戸戻引き(C O)	
出入口幅	8 00 m m	
出入口高さ	2 100 m m	
かご室サイズ(内法間口)	1 400 m m	
かご室サイズ(内法奥行)	1 350 m m	
かご室内法高さ	2 300 m m	
出入口方式	一方向出入口	
正面側停止数	4停止(1-4階)	
動力用電源	A C 3 φ - 2 1 0 V - 6 0 H z	
照明用電源	A C 1 φ - 1 0 0 V - 6 0 H z	

## エレベーター仕様要項

分類	仕様項目	0 1号機
耐震設計施工指針耐震クラス	クラス A 1 4	
公共建築工事標準仕様 適用年版	令和4年版	
敷居間隔	1 0 m m	
車いす仕様	制御機能付	
視覚障がい者対応仕様	あり	
乗場視覚障がい者用注意名板(追加分)	3枚	
地震時管制運転方式	P波+S波センサ付3段設定(普通級)	
停電時自動着床装置	あり	
かご呼び取消機能	あり	
乗場三方枠	大枠未広幕板なし 1 30 m m ~ 3 50 m m ステンレスヘアライン(1-4階)	
乗場戸	鋼板塗装(メーカー標準色)(1-4階)	
乗場敷居	アルミ製(1-4階)	
乗場インジケーター	一体セグメント L E D (橙色) ステンレスヘアライン(1-4階)	
乗場インジケーター形ボタン	ステンレスクリックボタン(φ 3 3・凸文字・黄緑色 L E D)	
乗場インジケーター表示灯1	休止表示	
車いす専用乗場ボタンプレート	一般用乗場ボタン一体形 ステンレスヘアライン(1-4階)	
車いす専用乗場ボタン	ステンレスクリックボタン(φ 3 3・凸文字・黄緑色 L E D)	
乗場休止スイッチ	抗ウイルス・抗菌コート(1-4階)	
乗場休止スイッチ取付位置	乗場インジケーター	
天井	スタンダード: フラット(白色) 天井材: 鋼板塗装(メーカー標準色)	
正面壁	化粧鋼板	
側面壁	化粧鋼板	
袖壁材質	ステンレスヘアライン	
出入口上板	化粧鋼板	
かご室戸	化粧鋼板	
巾木	アルミ製	
かご床	樹脂タイル 2 m m (メーカー標準タイル)	
かご室敷居	アルミ製 2枚戸戻引き用	
かご操作盤タイプ	袖壁操作盤	
かご操作盤フェースプレート材質	ステンレスヘアライン	
かごボタン	ステンレスクリックボタン(φ 3 3・凸文字・黄緑色 L E D)	
インターインボタン乱用防止カバー	抗ウイルス・抗菌コート(1-4階)	
正操作盤インジケータータイプ	かご内液晶インジケーター(10.1インチ)	
かご操作盤液晶インジケーター表示言語	2カ国語表示(日本語、英語)	
車いす専用かご操作盤	両側面 ステンレスヘアライン	
車いす専用正かご操作盤	ドット L E D (橙色)	
車いす専用かごボタン	ステンレスクリックボタン(φ 3 3・凸文字・黄緑色 L E D)	
車いす専用インターインボタン乱用防止カバー	抗ウイルス・抗菌コート(1-4階)	
かご室換気	ファン	
かご室手すり	丸形ステンレス 両面取付(両側面)	
かご室鏡	ステンレス鏡面フルハイ(巾 5 0 0)	
キックプレート	板厚 2.0 斷面スチールヘアライン(ビスなし) 高さ: 床面より 3 50 m m	
壁保護幕	磁石式(保護幕高さ標準: 床面より上端まで 1 8 9 5 m m)	
床保護マット	あり	
挟まれ防止ドアセンサ	あり	
セーフティシュー	片側(多光軸ドアセンサ)	
遮煙機能	大臣認定品 2枚戸戻引き用(1-4階)	
点字名板取付方法	接着	
インターイン呼び出しボタン応答灯(聴覚障がい者対応仕様)	あり	
おもり非常止め	なし	
火災時管制運転方式	火報信号連動式	
インターホン型式	6 V 1局	
かご内アナウンス	かご内音声合成アナウンス	
かご室スピーカー	あり	
高調波対策種類	D C リアクトル(K i = 1.8)	
フェッシャーブレート	エレベーター手配(標準品)(2-4階)	
レール支持方式	1 フロア 1 ブラケット	
煙感知器点検スイッチ	正面側上部取付【標準】	
揚重ビーム手配	建築手配	
仮設動力電源	1式	

## No. 01号機

## 除外工事事項

## 建築工事関係

- 昇降路の築造工事及び各階出入口、インジケータ、押ボタン等の穴あけ工事  
(昇降路壁は 5 c m 2 迎り 3 0 0 N の外力が作用した時に 1 5 m m を超える変形及び塑性変形が生じない構造とすること)
- 鉄骨構造階の敷居取付材設置工事(敷居への作用荷重に対して、たわみは 1 m m 以下となる部材を設置すること)
- 鉄骨構造階の昇降路における鉄骨材の耐火処理工事および乗場出入口通りの耐火処理工事
- 各階乗場出入口枠周囲のワッカウール詰め工事
- 乗場機取付後の出入口通りの壁及び床の仕上工事
- 昇降路部にエレベーター機器揚重用のフック又はビームの接合工事(→ k N )/台 → 比べ紙による)
- 通過階がある場合の非常事故出入口設置工事(かご敷居先端から 1 2 5 m m 以下)
- ピット床下部使用の場合の建築対策工事
- ピットが深い場合の埋め戻し、浅い場合はつり工事
- 段差いピット時のピット内保護構造工事(必要の場合)
- 昇降路内の騒音・振動が居室に伝搬しないレイアウトおよび各種防音・防振工事  
※居室への影響を検討のうえ、適切な防音・防振対策を行ってください  
(対策例1) 昇降路の壁(R C)を厚くする  
※(2 0 0 m m 以上推奨)  
(対策例2) 隣接居室内のボーディや天井を、昇降路壁(R C)に直接接しない工法とする  
(対策例3) 隣接居室内のボーディに耐振材(鉛板)、吸音材を貼付ける

## 15. その他建築に関する工事

## 設備工事関係

- 動力用電源・照明電源・接地線の受電端子迄の引込工事(製込み工事含む)
- インターホン取付位置より昇降路までの配管配線工事(0.9 φ × 1 0 本)/台
- 火報信号の昇降路より外部の配管配線工事
- 遮煙ドア採用の場合、遮煙ドア設置階乗降ロビーに火災感知器または、煙感知器の設置工事
- エレベーターの遠隔管理用配管・配線工事(昇降路内から最も遠の電話中継盤まで)
- 建設設備連動に必要な接点供給工事
- ピット内点検用コントローラ設置工事(照明用 A C 1 0 0 V とは別系統のこと)
- 昇降路頂部の煙感知器設備工事(外部より点検可能のこと) 平成 2 0 年国土交通省告示第 1 4 5 4 号第一号により点検口の戸は鍵付(工具を必要とする鍵でも可)と戸が開いた時にはエレベーターを停止させる必要がある
- かご内 T V カラーハンモニタがある場合、かご内 T V カメラ用配管配線工事(昇降路からモニター設置場所まで)  
・ 5 C - 2 V 同軸ケーブル
- かご室スピーカーがある場合、放送用配管配線の昇降路制御盤までの引込工事(非常放送がある場合 3 線式とすること)
- 昇降路の換気設備工事(平成 1 2 年建設省告示第 1 4 1 3 号第 1 第 3 号ニにより昇降路内温度を 4 0 ° C 以下に保つ必要があります)
- エレベーター駆動部(電動機)(W/A 5 台) 1 + エコノン( - W / 台)
- 据付工事用の仮設電源を無償支給願います。(本設電源と同じ電源仕様にて支給願います。)
- 監視電源の監視盤までの引込工事及び配管配線工事

## 外部連絡装置(インターホン親機)設置上の注意点

エレベーターがご内のインターホンは、常に外部のインターホン親機と連絡できるようにすること。  
管理人室等に設置する場合は、24時間管理人が常駐する必要がある。  
(建築基準法施行令第 1 2 9 条の 1 第 3 項第 2 号)  
もしも管理人が常駐しない場合は、以下のいずれかの措置が必要となる。  
1. インターホン親機を共用部(エレベーターホールや廊下等)に設置する。  
2. 管理人室内のインターホン親機の鳴動を共用部から確認できるように設置し、鳴動を確認した者が対応できるように、シールや名札で鳴動時の緊急連絡先等の対応方法を明示する。  
3. 管理人不在時にはエレベーターを使えない状況にする。  
例えば、営業時間内のみ管理人室等に管理人が常駐するならば営業時間外は建物を閉館する。

## 注意事項

## 建築工事関係

- 昇降路間口・奥行き寸法は、昇降路全域(ピット底部から昇降路頂部まで)にわたり確保のこと
- コンクリート強度は 2 1 N / m m 2 以上のこと
- 電源電圧の変動は + 5 % ~ - 1 0 % 内、電圧不均衡率 5 % 以内のこと
- 本エレベーター所定の性能維持のため下記条件とすること  
(1) 昇降路の温度は - 5 ° C ~ 4 0 ° C 以内、湿度は月平均 9 0 % 、日平均 9 5 % 未満かつ急激な温度変化等により水結・結露しないこと  
(2) 金属を損耗または腐食したり電気接点の接触障害の原因となるような酸化水素ガス及び爆発性ガスのないこと  
① 腐食性ガス、硫化水素ガス、亜硫酸ガス、塩素ガス、過酸化水素ガス、アンモニアガスおよび  
② 塩素ガス…H C l = 0. 0 0 5 [ p p m ] 以下  
③ 塩素ガス…H C l = 0. 0 1 [ p p m ] 以下  
④ 塩素ガス…H C l = 0. 0 5 [ p p m ] 以下  
⑤ 塩素ガス…C I = 0. 0 0 5 [ p p m ] 以下  
⑥ アンモニアガス…N H 3 = 0. 1 [ p p m ] 以下  
海岸地区における潮風

## ※昇降路標準環境の基準例

硫化水素ガス…H 2 S = 0. 0 0 5 [ p p m ] 以下

亜硫酸ガス…S O 2 = 0. 1 [ p p m ] 以下

塩素ガス…H C l = 0. 0 5 [ p p m ] 以下

塩素ガス…C I = 0. 0 0 5 [ p p m ] 以下

アンモニアガス…N H 3 = 0. 1 [ p p m ] 以下

海岸地区における潮風…海岸より 2 k m 以上の地区

(ブルサイドの場合は上記塩素ガス C I 2 基準以下)

※海岸より 2 k m 未満、ブルサイドの場合は

昇降路内に潮風…ブルサイドからの風が入らず、乗場が屋外に露出しないようなレイアウトとすること

② 電気接点の接触障害となるもの: 鉄粉、炭塵、

化学工場における粉塵

③ 亜硫酸ガス、又は、粉塵: メタン、石炭ガス、ブタン、ガソリン、アセチレン、水素、エーテル、炭塵、穀粉

(3) エレベーターの電気信号に影響を及ぼす電磁波がないこと

電磁波の電界強度が 1 0 V / m 以下の環境とすること

(4) 原則、昇降路の設置場所は標高 1 0 0 0 m 以下の高さとすること

5. (1) 屋上等直接外気と接する乗場における雨水よけ設備により外部から風雨が侵入しないこと  
(ひさし・風除室・水勾配・グレーティング・防潮板等)

(2) センサ頭動作防止、及び乗場戸熱変形防止のため、屋外又は、屋内ガラス越しから乗場及び駆動・制御装置(制御盤、昇降装置等)に直射日光が当たらない対策を実施のこと

6. 昇降路壁には電気・水道管の配管・器具を埋め込まないこと

7. 昇降路内には他の用途の配管・ダクト等が露出しないようすること

(建築基準法施行令第 1 2 9 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号)

8. 遮断器はインターホン回線対応のものを使用すること

9. 輸送可能な遮断器車や台車などの重量物は 2 5 0 k g 以下とすること

10. 換気設備を設置する場合は昇降路外部より保守可能な位置とし、設置環境により雨水或いは、防水対策を実施のこと

11. エレベーターの保守・点検ならびに緊急対応のため、外部階段などから乗車階および最下階エレベーターホールへアクセスできる経路を確保すること(個人など占有部を経しないこと)

12. エレベーターから発生する高周波漏電流と高周波ノイズにより、他の設備が影響を受ける恐れがあります  
次の対策をお勧めします

(1) エレベーター動力と通信機器・O A 機器等弱電機器の電源線・通信線を 1 m 以上分離する

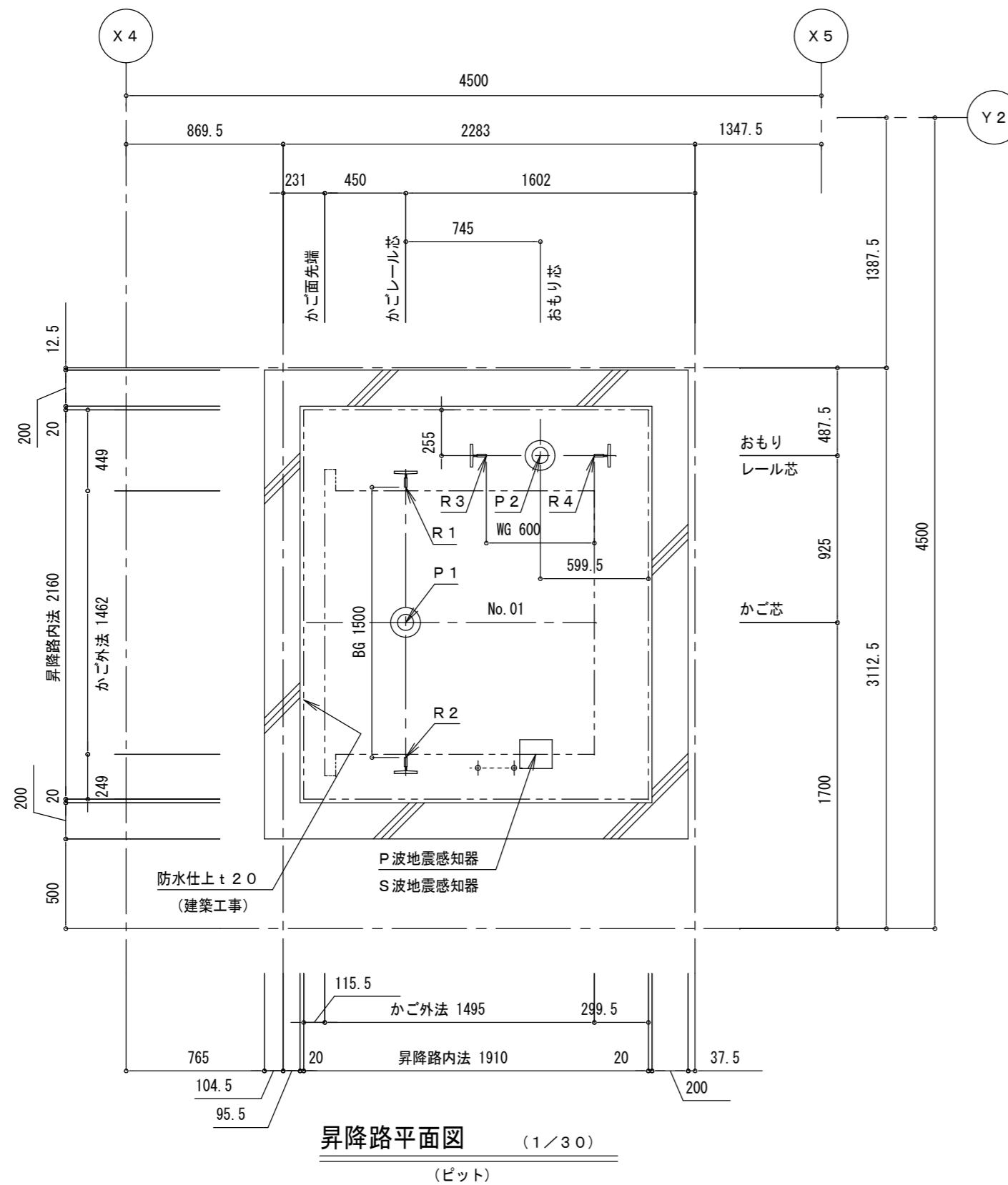
(2) エレベーターを含む動力の電源・ランプと通信機器・O A 機器等弱電機器の電源・トランジストを分離する

(エレベーター用電源は弱電機器のトランジストと分離不要)

(3) エレベーターを含む機器アース線と通信機器・O A 機器等弱電機器のアース線の分離配線と接地極の分離をする

## 乗場遮煙ドア設置上の条件

・ 乗場遮煙ドアを設置するためには、自動火災報知設備の設置義務の無い建物であっても、同設備を設けること。  
・ 自動火災報知設備の設置義務の無い建物の場合は、乗場遮煙ドア設置階のエレベーターホールに必ず煙感知器などの火災感知器を設置し、火災感知信号を自動火災警報盤を介してエレベーター制御盤に供給すること。  
(無電圧 a 接点、接点電圧 D C 2 4 V )



プラケット取付のため、  
ピット内の壁または梁は  
最下階FL面まで立ち上  
げて下さい（建築工事）

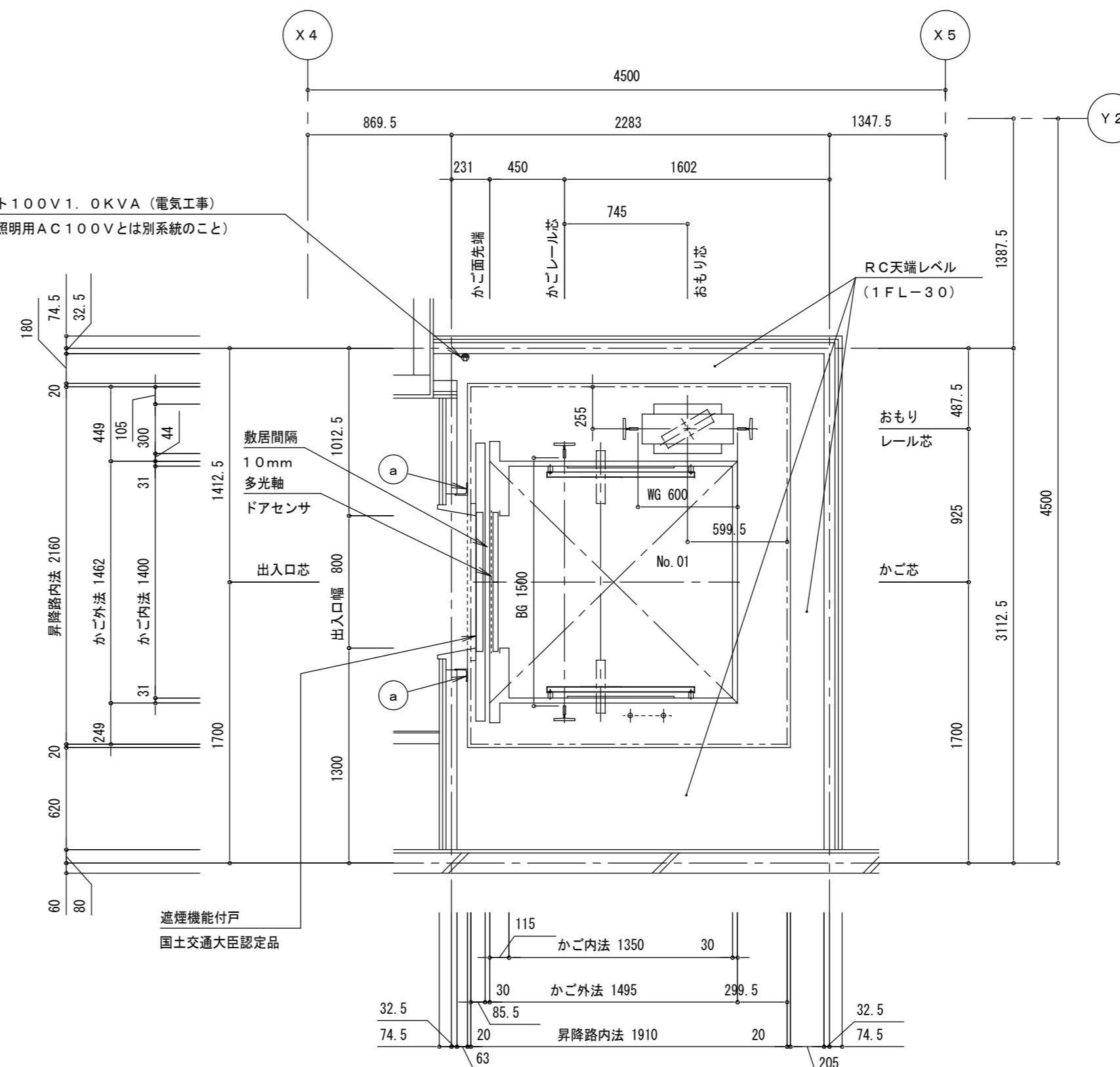
図面は塗膜防水仕上後の  
有効寸法です。  
モルタル防水仕上の場合は  
仕上厚を考慮して下さい。

昇降路機器はピット底面・側面、  
梁・壁（コンクリートの場合）に  
あと施工アンカーにより取付を行います

部材 記号	名 称	部 材	工事区分
a	三方枠取付鋼材	L-75×75×6	建築工事

ピット荷重 (短期荷重)	
P1 (kN)	P2 (kN)
75.2	63.5

レール下端部荷重（長期荷重）			
R 1 (kN)	R 2 (kN)	R 3 (kN)	R 4 (kN)
5. 9	25. 9	46. 1	22. 3



## 昇降路平面図 (1 / 30)

高調波封築（高調波法土嚮法計算）

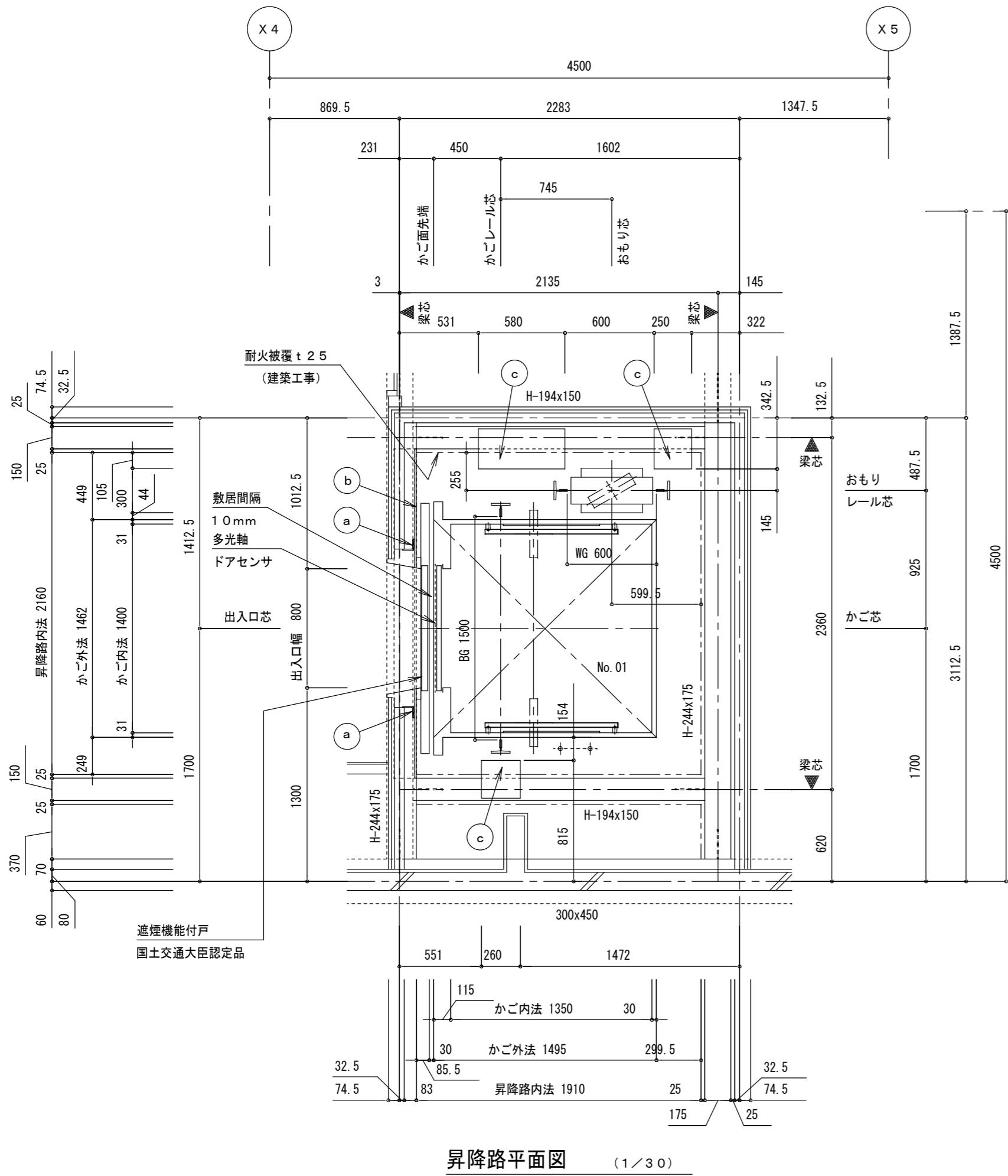
高調波対策内容		機器名称	定格容量 (kVA)	台数	合計容量 P <sub>i</sub> (kVA)	回路分類 細分N <sub>o.</sub>	6パルス 換算係数 (K <sub>i</sub> )	6パルス等価 容量 [Ki × Pi] (kVA)	機器最大 稼働率 (%)	基本電流に対する高調波電流発生率 I <sub>n</sub> (%)							
										5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	25次
ノイズフィルタのみ (標準)		01号機 (750kg-45m/min)	4.8	1	4.8	31	3.4	16.2	25	65	41	8.5	7.7	4.3	3.1	2.6	1.8
○	DCリアクトル追加 (Ki=1.8相当)					33	1.8	8.6	25	30	13	8.4	5	4.7	3.2	3	2.2

高圧または特別高圧需要家が高調波発生機器を新設、増設または更新する場合には「高圧または特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」への適用が求められます。ガイドラインではその需要家から流出する高調波電流の上限値を定めており、超過する場合には何らかの対策を求められます。

※ 各次数毎の高調波流出電流量は以下の計算により求めることができます。

$$\text{各次数毎の高調波流出電流量 (mA)} = \frac{\text{合計容量 } P_i \text{ (kVA)}}{\text{受電電圧 (kV)} \times \sqrt{3}} \times 10^3 \times \text{各次数毎の発生率 } I_n \text{ (\%)} \times \text{機器最大稼働率 } k \text{ (\%)}$$

特記		月	日	U 建 築 設 計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号	年 月 日	縮尺	津市立橋北中学校長寿命化改修工事 エレベーター詳細図(2) (参考図)	N. E.V.2 ** 百図A
				一級建築士事務所	一級建築士第248160号	設計	A2 1/30 A3 1/42.4		
				登録番号(1)第2118号	内田 貴之				



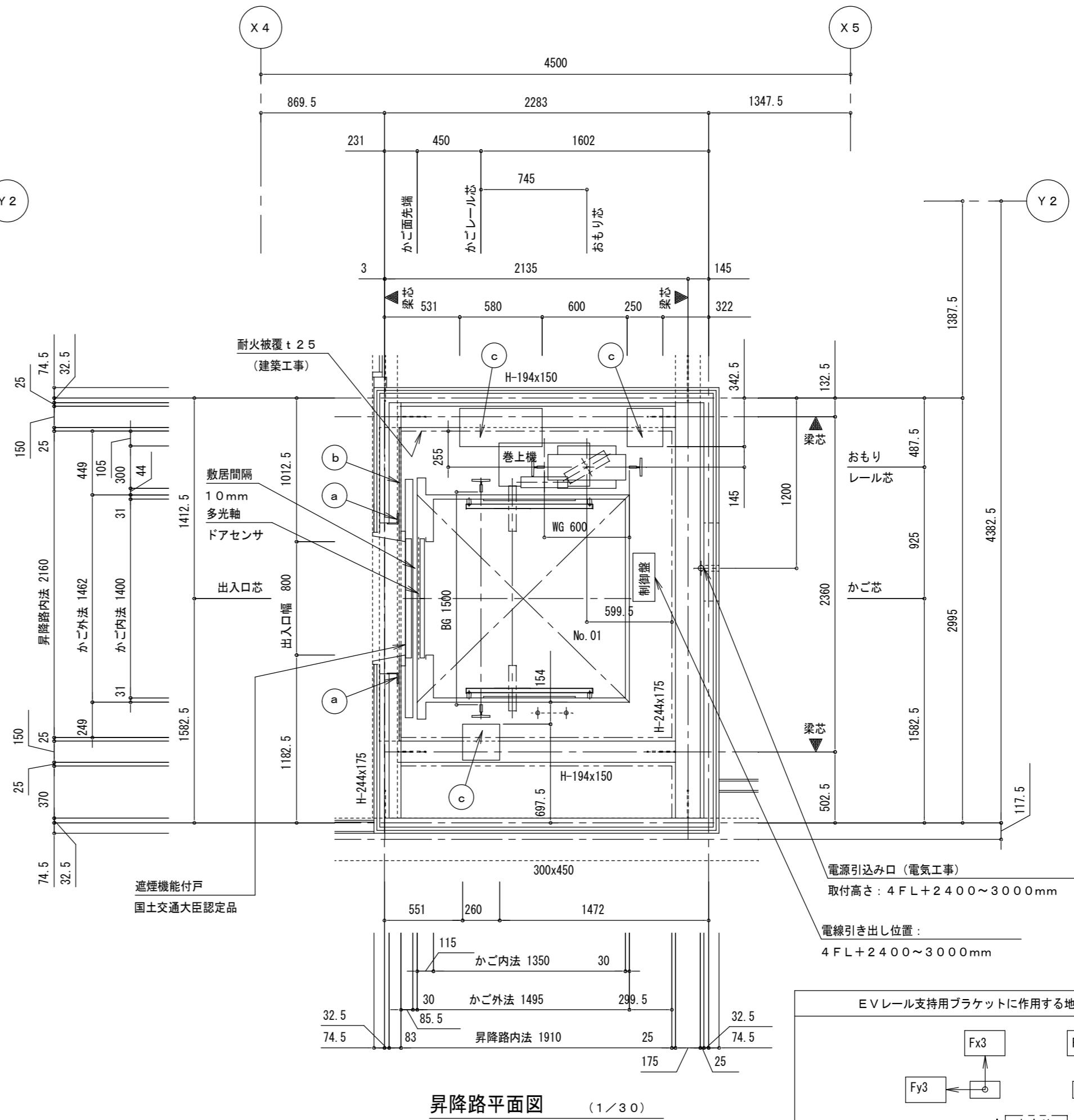
昇降路平面図 (1/30)  
(2, 3階)

動力電源設備 (CVT電線使用時)

号機名	電源電圧 周波数	電動機容量	設備容量	電源側NF容量	感度電流値 動作時間	電線サイズ	接地線サイズ
01	AC 3φ 210 V 60 Hz	3.8 kW	4 kVA	40 AT	100 mA以上 0.2秒以上	82 mまで 8 mm <sup>2</sup> 142 mまで 14 mm <sup>2</sup> 216 mまで 22 mm <sup>2</sup>	3.5 mm <sup>2</sup>

照明用電源 AC 1φ 100V 60Hz (設備容量 1kVA/台 電源側NF容量 20AT/台)

(\*) 電源側に漏電遮断器を設置する場合



昇降路平面図 (1/30)  
(4階)

電源引込み口 (4FL+2400~3000mm)

動力用 AC 3φ-210V-60Hz

照明用 AC 1φ-100V-60Hz

D種接地工事

・インターホン用配管配線工事

CPEV-0.9×5P

・火災管制運転用配管配線工事

自火報より無電圧a接点支給

・遠隔監視用配管配線工事

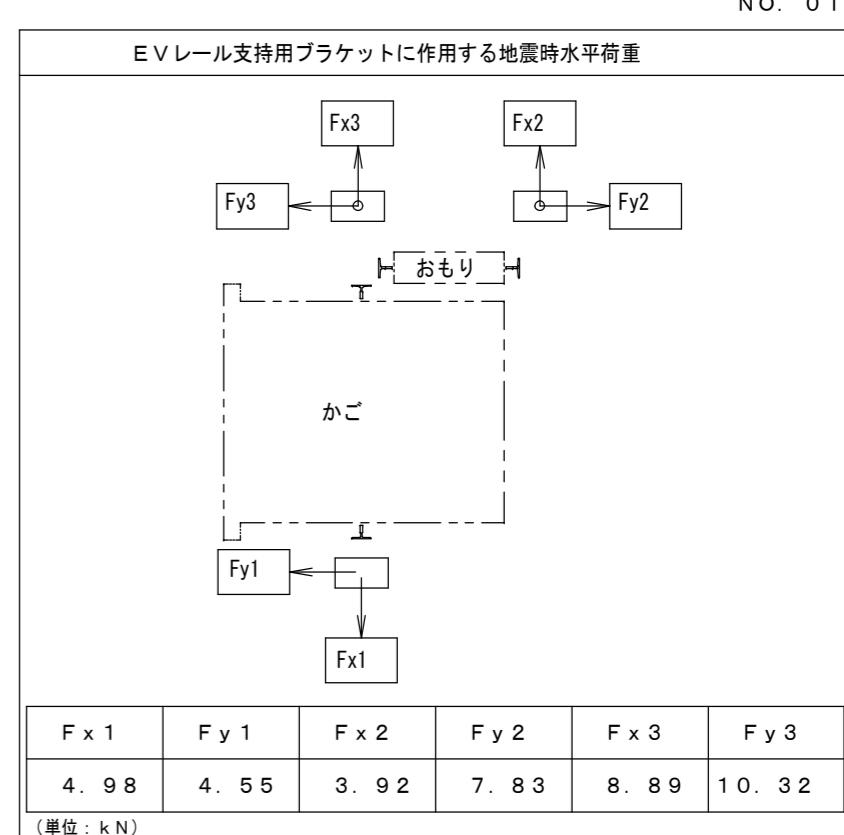
PVC-0.65×4C

・カゴスピーカー用配管配線工事

HP1.2mm×3C

電源線引出し長さ 5000mm

(電気工事)



注: 上記矢印の地震時荷重により柱、梁などのたわみの合計が5mm以下となるよう部材を設計のこと。又、ねじれに対し強固に取付ること。

特記

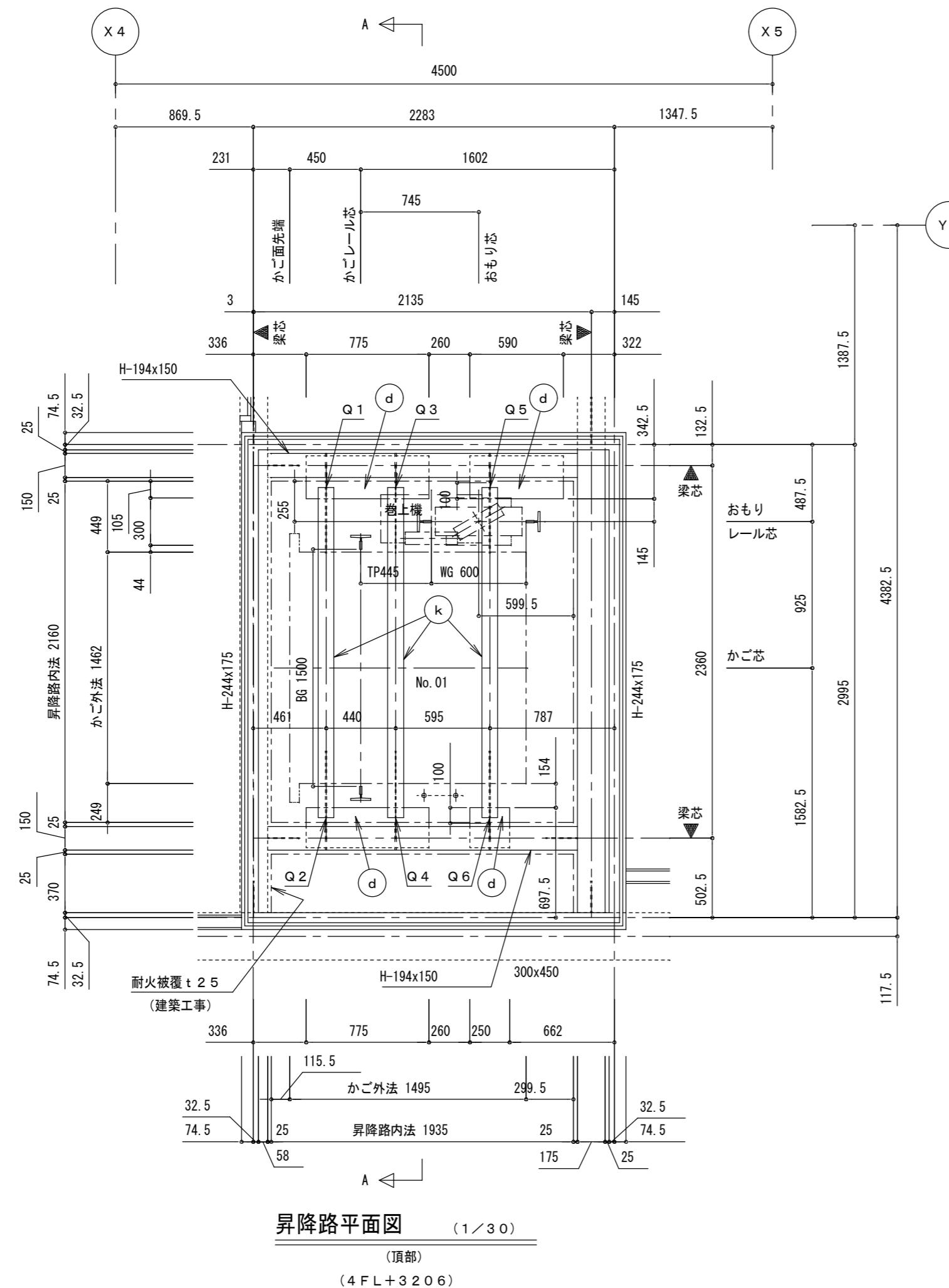
月 日

U 建築設計  
三重県津市白塙町5188 TEL: 059-231-8893 FAX: 059-231-8897  
一級建築士事務所 一級建築士第248160号  
登録番号(1)第2118号 内田 貴之

設計番号 年月日 縮尺  
A2 1/30  
A3 1/42.4

津市立橋北中学校長寿命化改修工事  
エレベーター詳細図 (3) (参考図)

NO. EV-03  
\*\*  
原図:A2



# 昇降路平面図 (1 / 30)

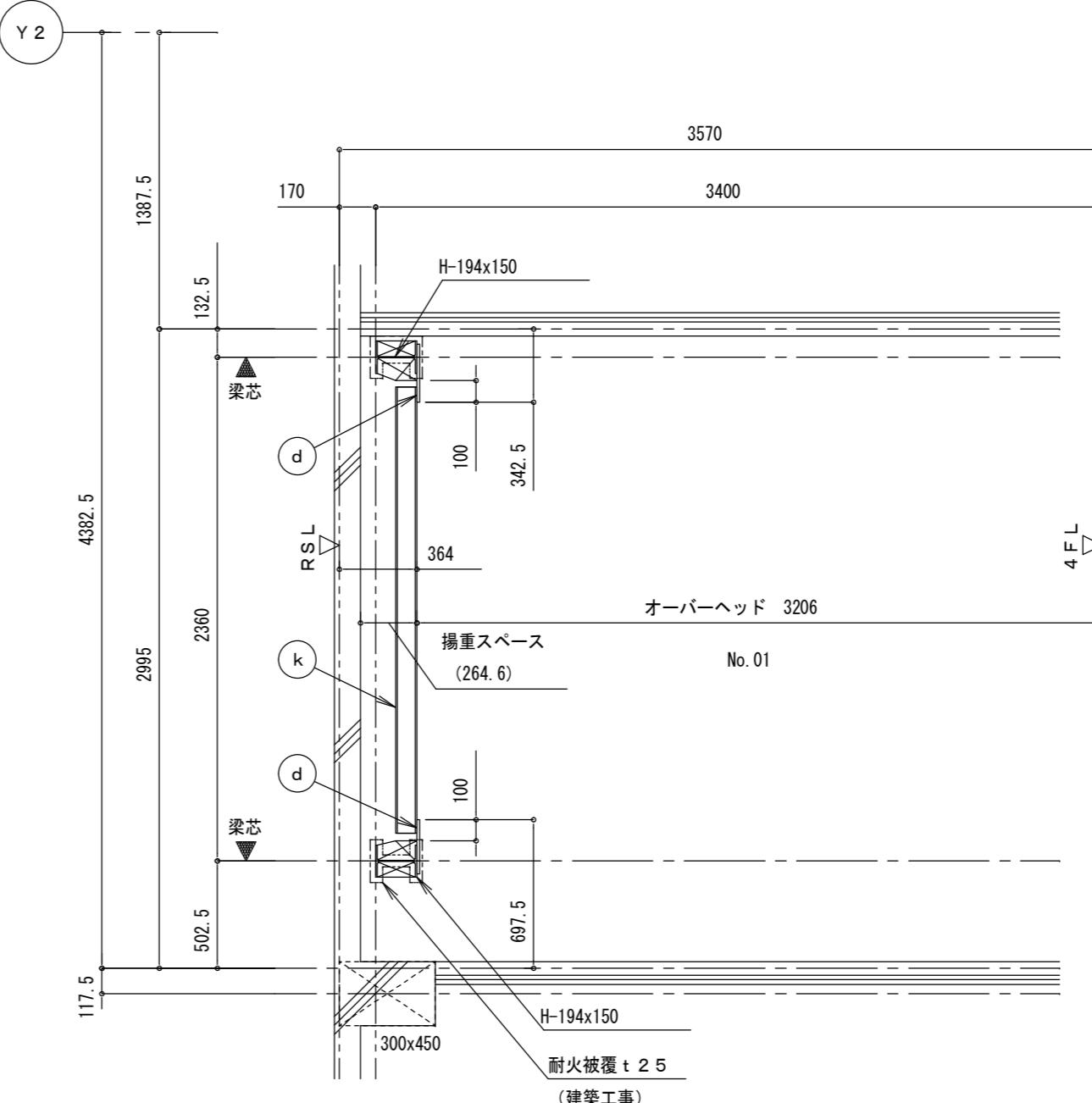
---

(頂部)

(4FL + 3206)

揚重ビームに掛かる荷重		No. 01			
Q1 (kN)	Q2 (kN)	Q3 (kN)	Q4 (kN)	Q5 (kN)	Q6 (kN)
6.0	2.0	8.0	10.0	16.0	11.0

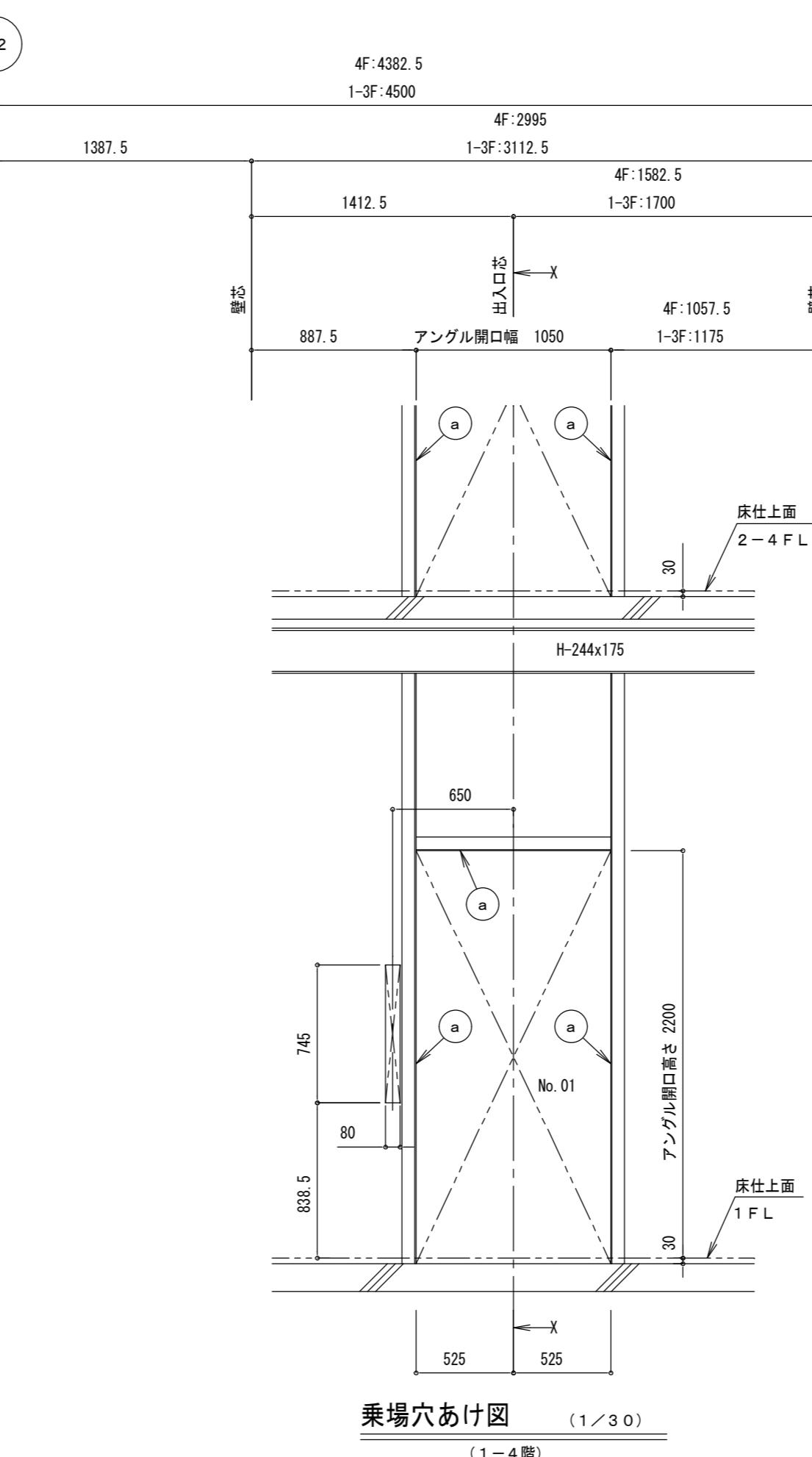
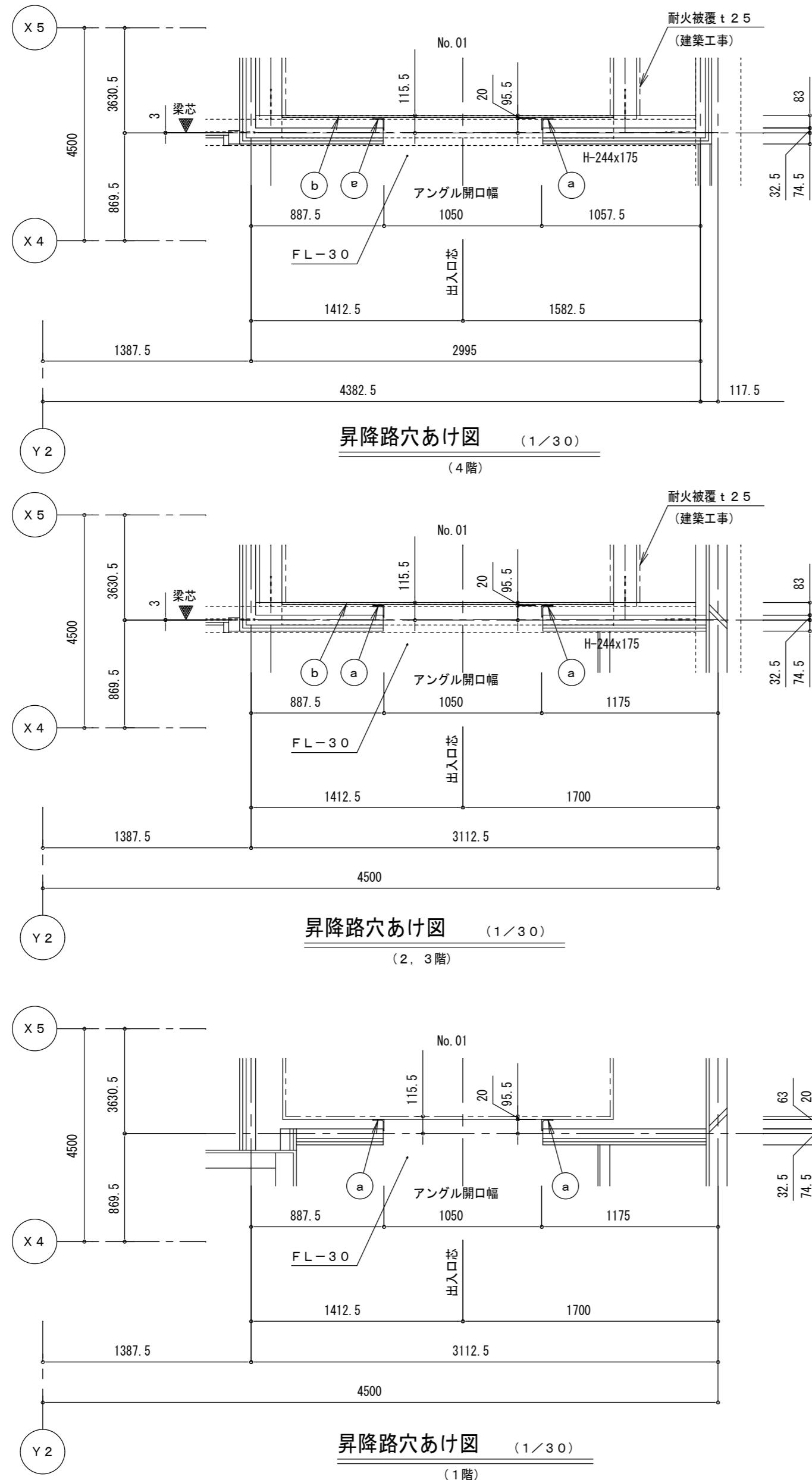
Q1～Q6はE.V据付時に作用する



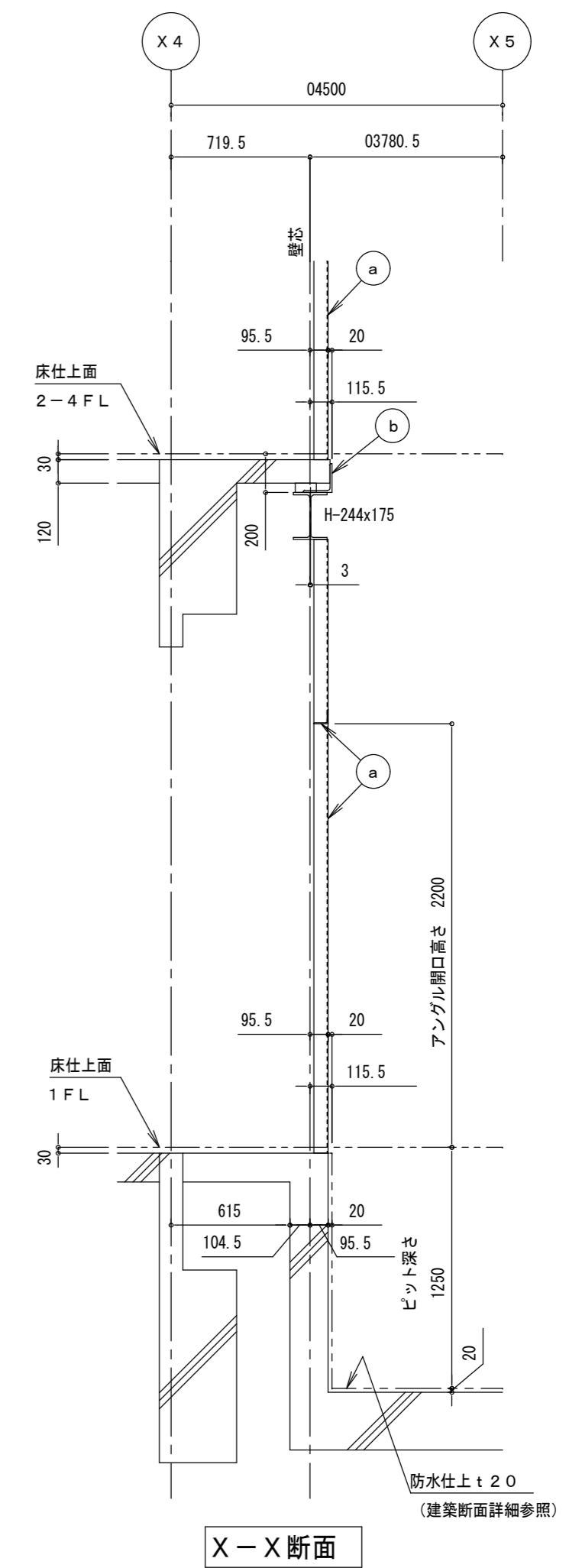
# 昇降路頂部断面図 (1/30)

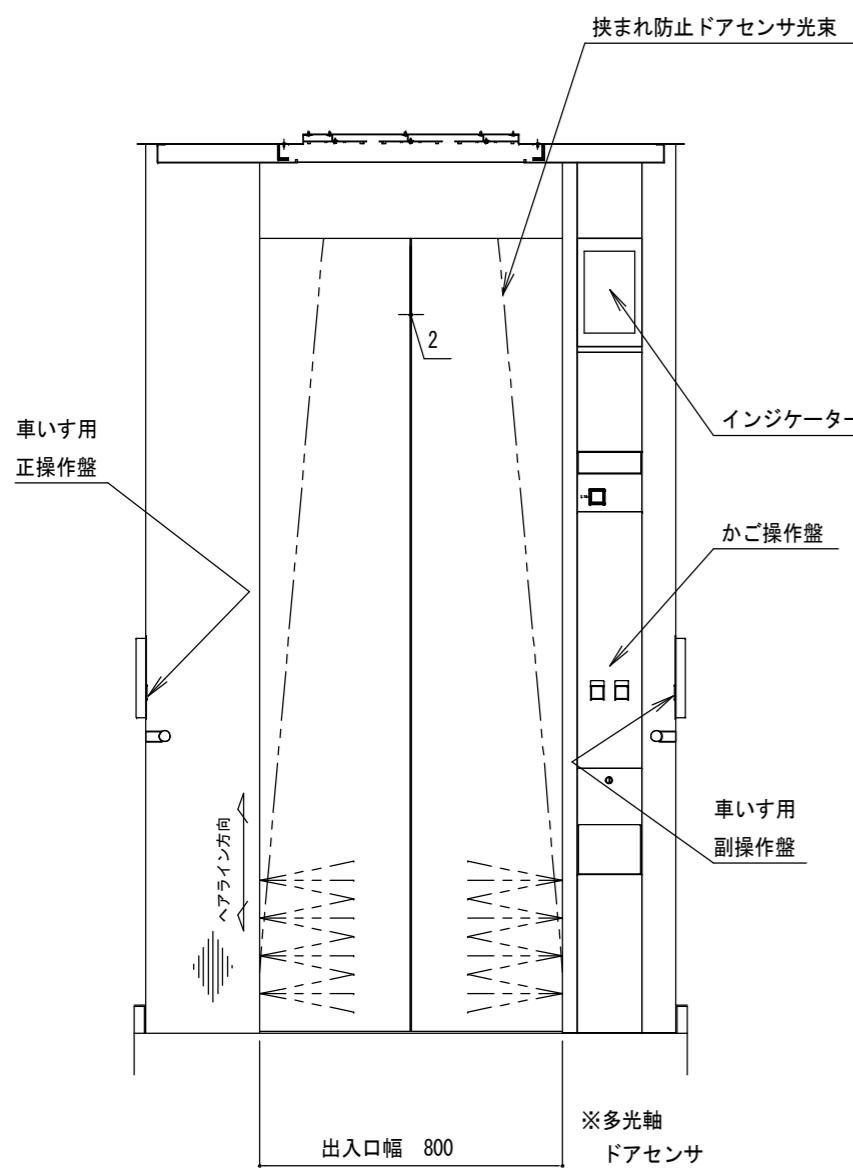
部材 記号	名 称	部 材	工事区分
d	レールプラケット取付用ファスナー兼 揚重ビーム取付用ファスナー（リブ付）	P L - t 1 2	建築工事
k	揚重ビーム（ビーム残し）	H - 1 0 0 × 1 0 0 × 6 × 8	建築工事



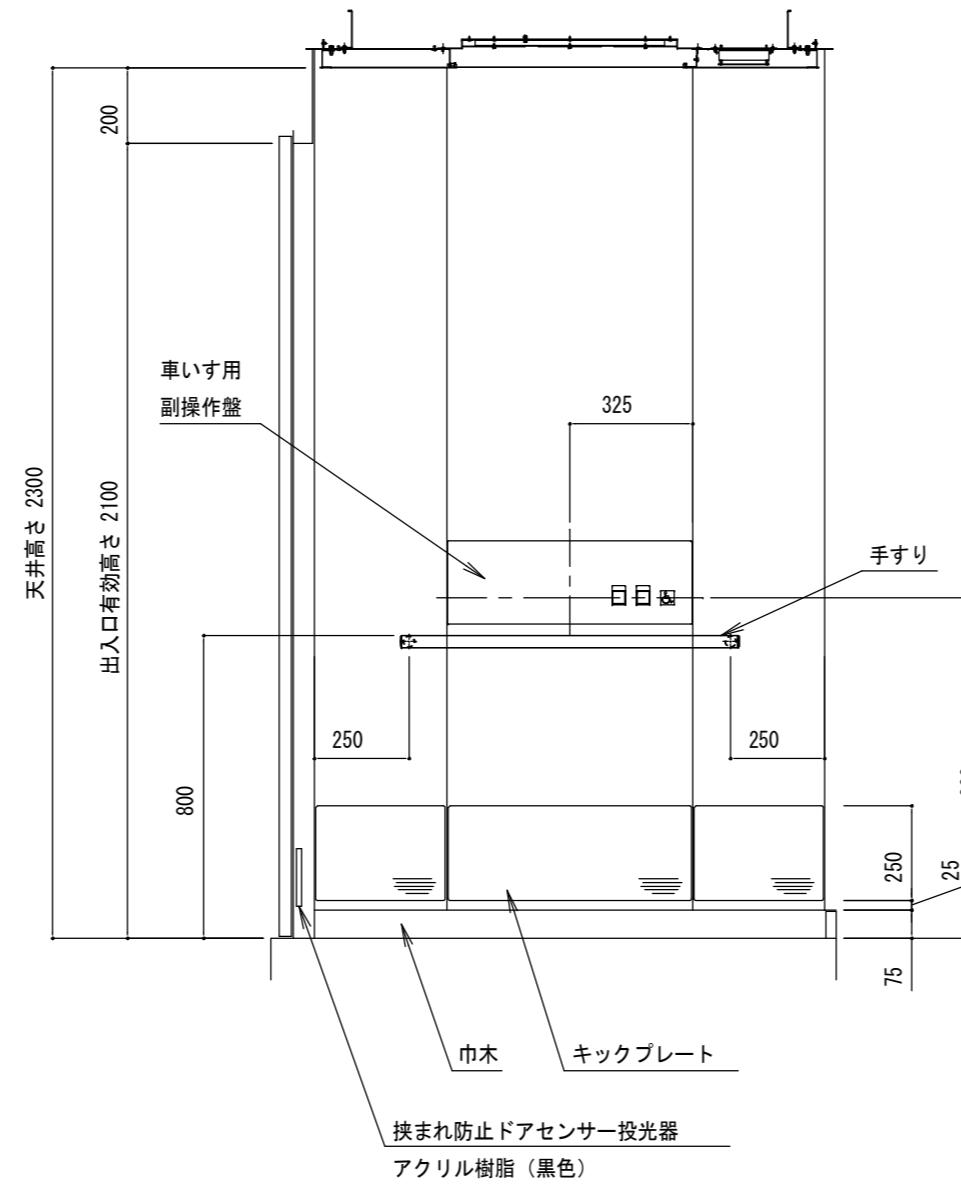


部材記号	名称	部材	工事区分
a	三方枠取付鋼材	L-75×75×6	建築工事
b	敷居取付材	L-150×150×12	建築工事

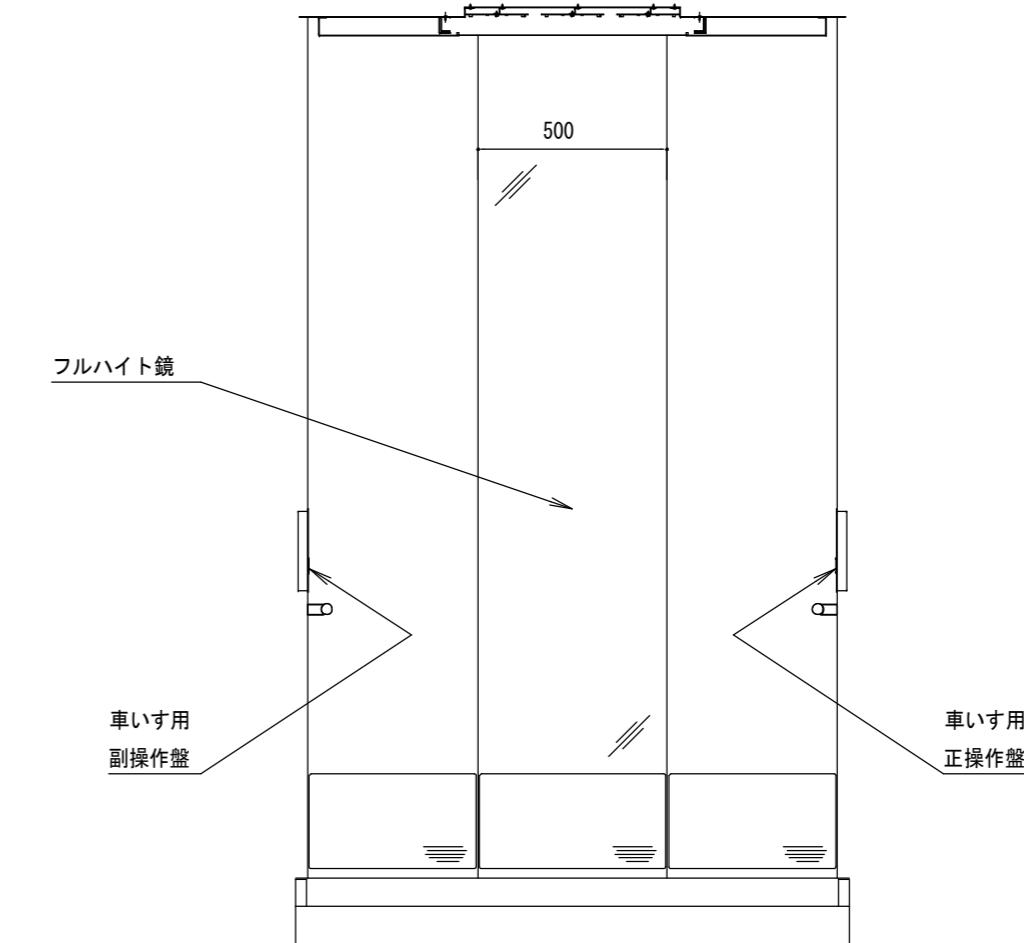




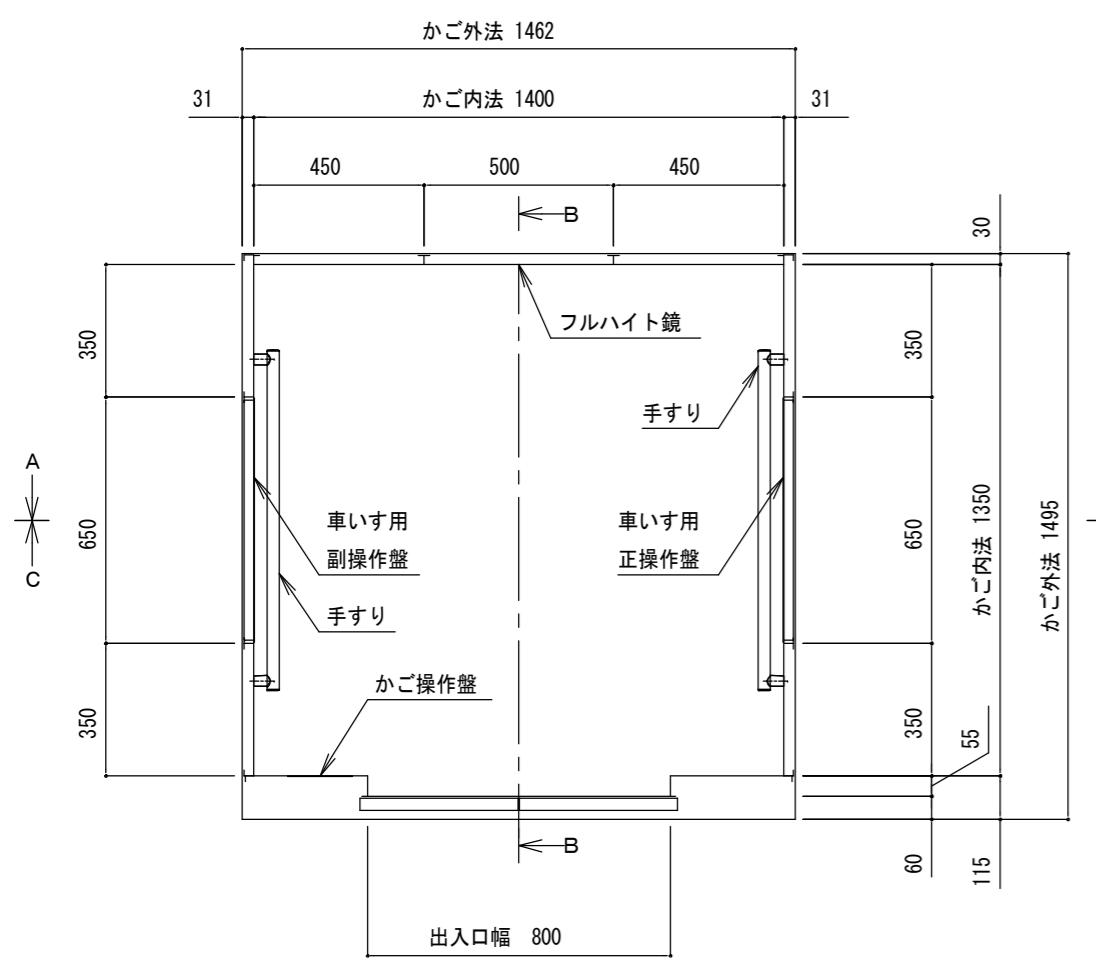
### Uかご室正面図 (矢視A-A)



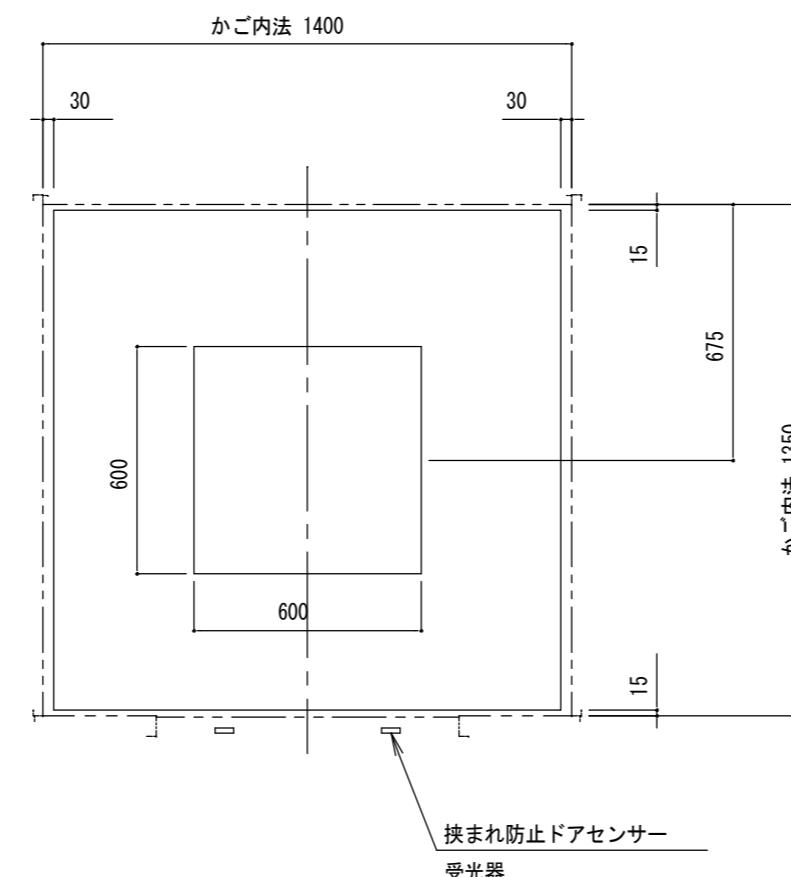
### Uかご室側面図（矢視B-B）



### Uかご室背面図 (矢視C-C)



## Uかご室平面図



U天井伏図

意匠仕様	
天井	鋼板塗装仕上
換気装置	ファン
照明	乳白色樹脂照明板 ＬＥＤ照明（白色）
停電灯	主照明兼用式
壁	化粧鋼板
出入口上板	化粧鋼板
戸	化粧鋼板
袖壁・柱	ステンレスヘアライン仕上
巾木	アルミ製
床仕上部	樹脂タイル t 2
敷居	アルミ製
フルハイト鏡	ステンレス鏡面仕上 t 1. 5
手すり	ステンレスヘアライン仕上（φ32） キャップ：樹脂（パールメッキ） ブラケット：アルミ ブラケットカバー：樹脂（パールメッキ）
キックプレート	ステンレスヘアライン仕上：ビス無
保護幕	磁石式（保護幕高さ標準：床面より上端まで1895mm）
床マット	あり

かご室意匠図 (1/20)

特記		月	日	U 建 築 設 計 三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-8893 FAX:059-231-8897	設計番号	年 月 日	縮尺 A2 1/20 A3 1/28.3	津市立橋北中学校長寿命化改修工事		N. E-V-0 * * 原図 A-2
								エレベーター詳細図(7) (参考図)		
				一級建築士事務所	一級建築士第248160号	設計				
				登録番号(1)第2118号	内田 貴之					